

# 社会保険庁改革

## 関係資料集

2007. 08. 23

# 目次

## 1. 社会保険庁の組織、事業、人員等の概要

- ・社会保険庁の組織 ..... 1
- ・社会保険庁が実施する事業の概要 ..... 5
- ・社会保険庁の体制について ..... 12
- ・社会保険庁の定員の推移 ..... 13
- ・職員団体の状況 ..... 14
- ・社会保険庁と職員団体との「覚書」等について ..... 16

## 2. 業務改革の取組み状況

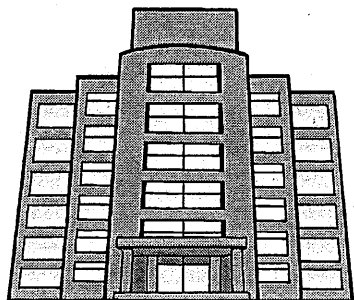
- ・業務改革プログラムの取組状況について（概要） ..... 19
- ・納付率向上に向けた戦略 ..... 28
- ・社会保険オンラインシステムについて ..... 29
- ・市場化テストモデル事業について ..... 39
- ・社会保険庁の組織・業務改革に伴う人員削減計画 ..... 42

## 3. 年金記録問題

- ・年金記録の管理のこれまでの経緯について ..... 47
- ・年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について ..... 62
- ・年金記録問題検証委員会について ..... 83
- ・年金記録確認第三者委員会について ..... 106
- ・年金業務・社会保険庁監視等委員会について ..... 115

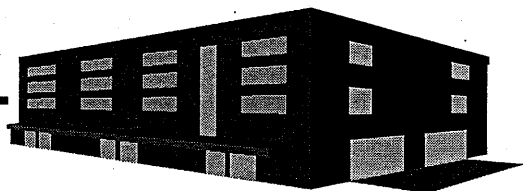
# **1. 社会保険庁の組織、 事業、人員等の概要**

# 社会保険庁の組織



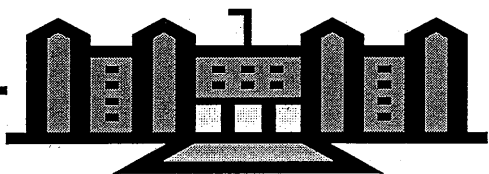
## 本庁 (東京・霞ヶ関)

社会保険事業運営に関する企画・立案、地方支分部局が行う業務の指導等



## 社会保険業務センター (東京・高井戸及び三鷹)

被保険者の記録管理、年金支払業務、システム運用、年金相談

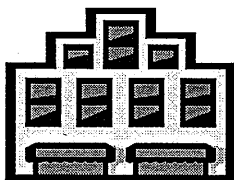
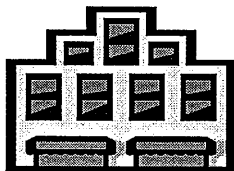
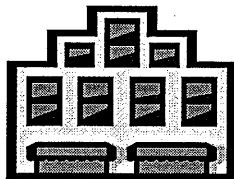


## 社会保険大学校 (千葉・白井市)

社会保険の事務に従事する者に対する研修

## 地方社会保険事務局 (47カ所)

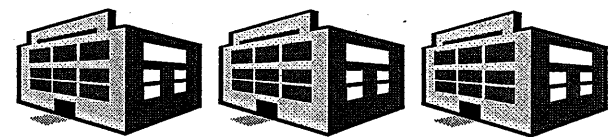
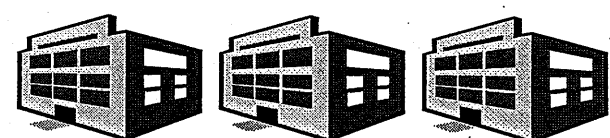
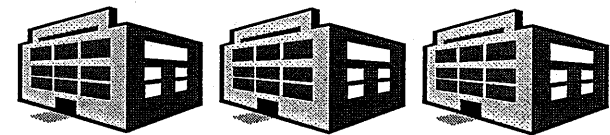
管轄区域 (都道府県) 内の事務に関する企画・立案、社会保険事務所の監督等



年金電話相談センター (23カ所)

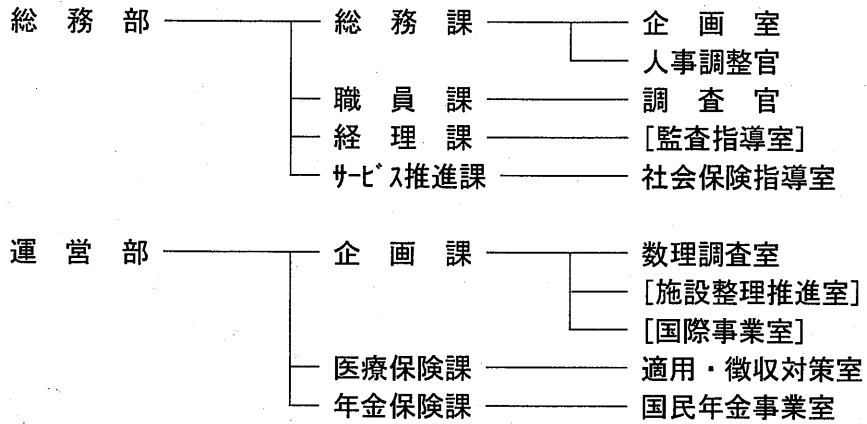
## 社会保険事務所 (309カ所)

適用・徴収・裁定事務、保険証・年金手帳の作成・交付、年金相談の実施等



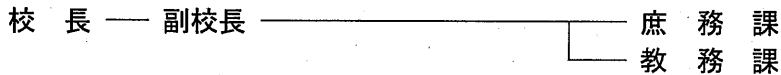
年金相談センター (55カ所)

社会保険庁  
長官



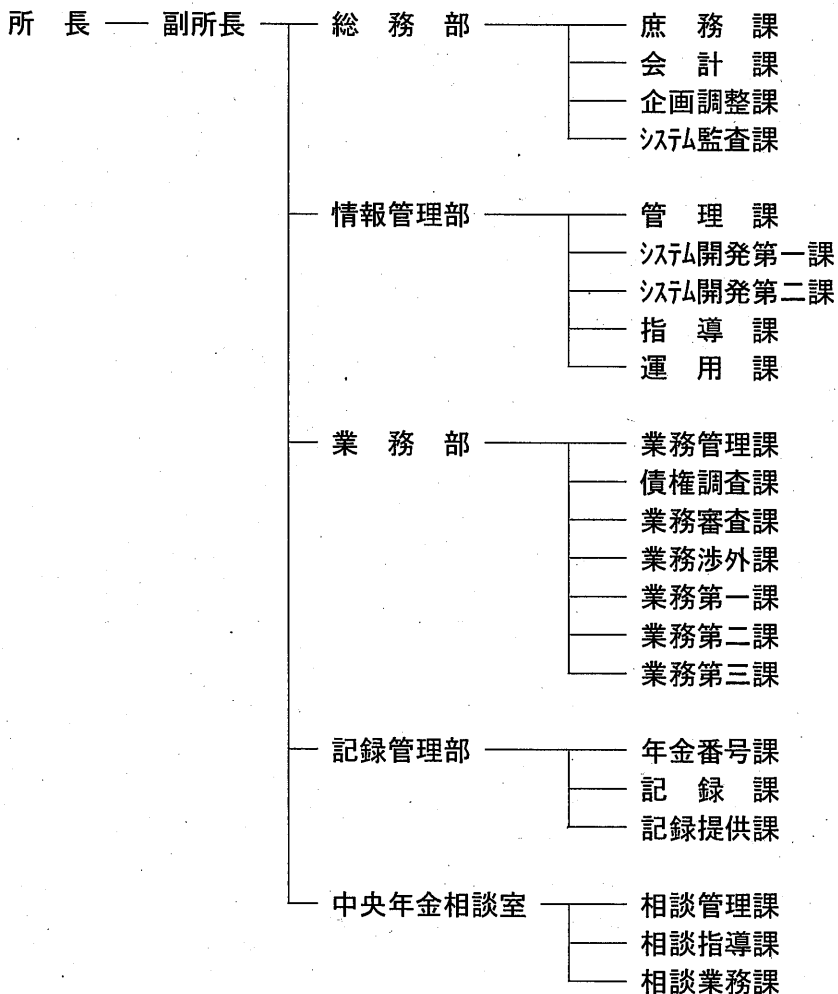
(施設等機関)

社会保険大学校

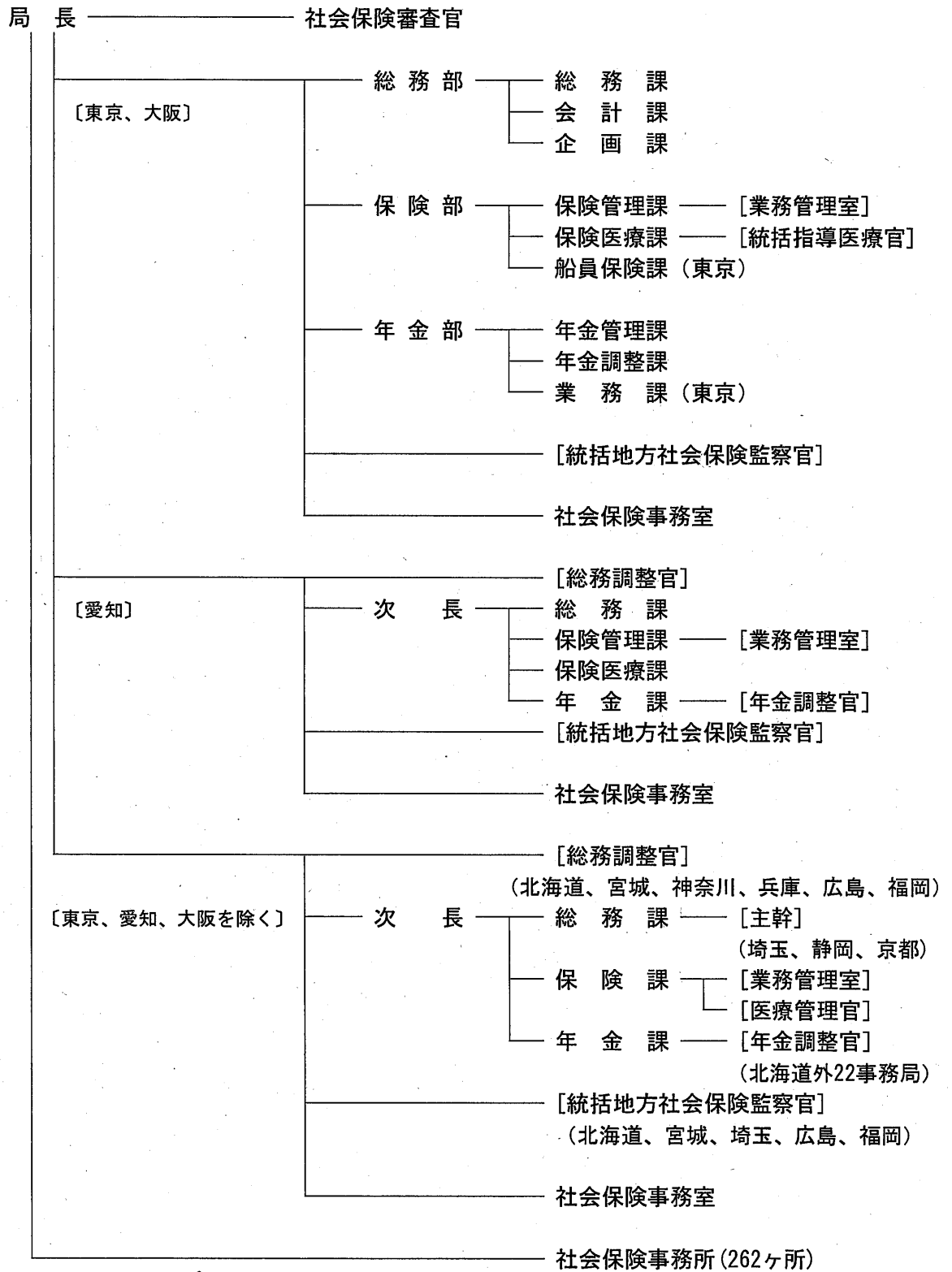


(施設等機関)

社会保険業務センター



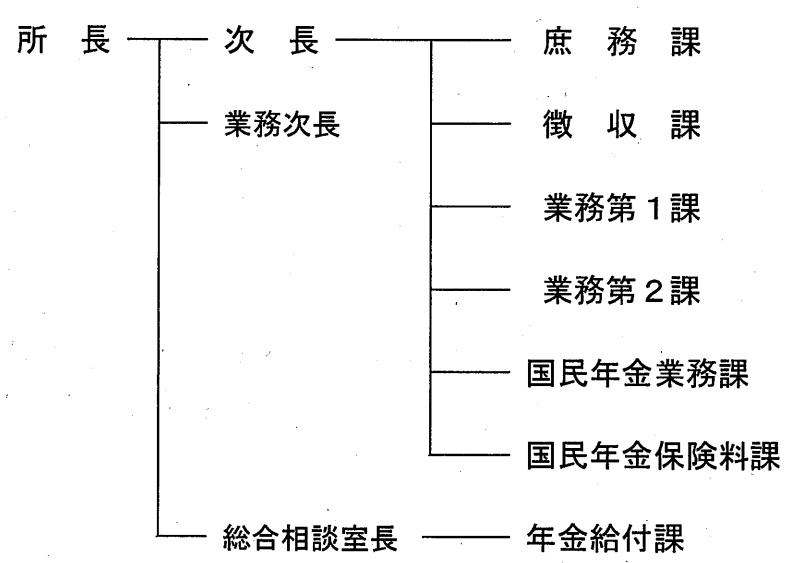
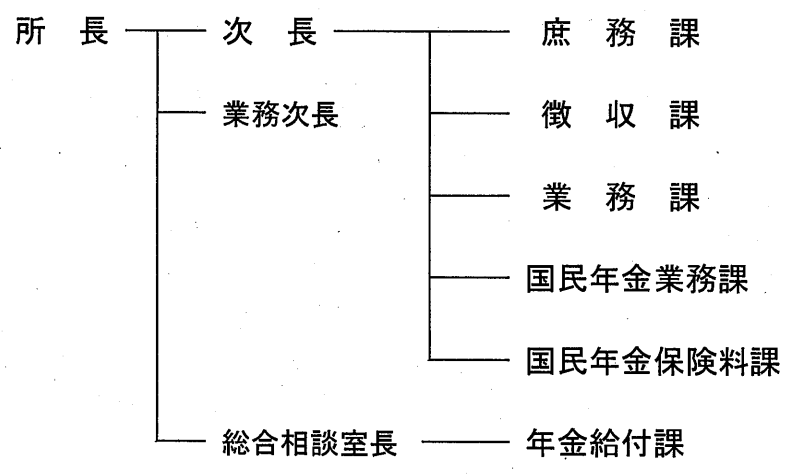
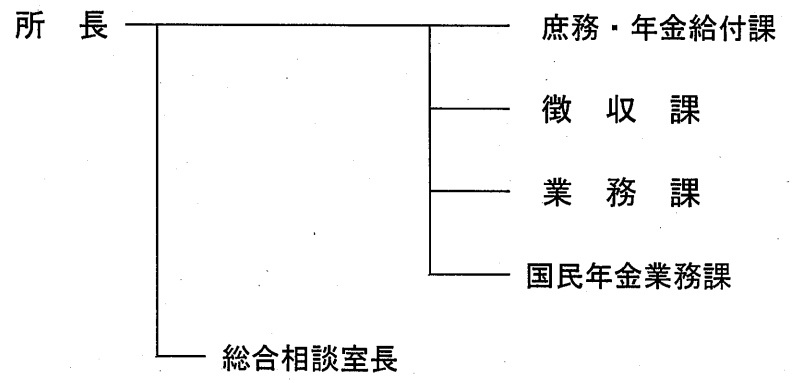
(地方支分部局)  
地方社会保険事務局



(注1)「社会保険事務室(47カ所)」は、平成12年に、それまで地方事務官制で都道府県の組織であった保険課、国民年金課を国の組織の社会保険事務局に改めた際に、組織が増えないようにする観点から、各都道府県ごとに1つの社会保険事務所を社会保険事務局内に取り込んだ組織としたことに由来するもの。公の名称としては、社会保険事務所と称している。

(注2)社会保険事務所312カ所中、平成18年度から19年度にかけて、3カ所を廃止して3カ所を新設することとしており、平成19年8月現在309カ所。

## 社会保険事務所の典型的な組織形態

区 分	組 織 形 態 図
<p>大規模 社会保険事務所 (60人程度)</p> <p>定員50人以上</p>	 <pre> graph TD     S[所長] --- C[次長]     S --- BC[業務次長]     C --- SA[庶務課]     C --- CH[徴収課]     C --- B1[業務第1課]     C --- B2[業務第2課]     C --- NPB[国民年金業務課]     C --- NPIF[国民年金保険料課]     BC --- CS[総合相談室長]     BC --- AP[年金給付課]     </pre>
<p>中規模 社会保険事務所 (40人程度)</p> <p>定員30人以上 50人未満</p>	 <pre> graph TD     S[所長] --- C[次長]     S --- BC[業務次長]     C --- SA[庶務課]     C --- CH[徴収課]     C --- B[業務課]     C --- NPB[国民年金業務課]     C --- NPIF[国民年金保険料課]     BC --- CS[総合相談室長]     BC --- AP[年金給付課]     </pre>
<p>小規模 社会保険事務所 (20人程度)</p> <p>定員30人未満</p>	 <pre> graph TD     S[所長] --- C[次長]     S --- BC[業務次長]     C --- SAAP[庶務・年金給付課]     C --- CH[徴収課]     C --- B[業務課]     C --- NPB[国民年金業務課]     BC --- CS[総合相談室長]     </pre>

(注) 大規模、中規模及び小規模社会保険事務所の組織形態図については、典型的なものを示したものであり、事務所ごとに詳細は異なる。

# 社会保険庁が実施する事業の概要

## ○年金保険事業

### ・厚生年金保険制度

事業所に使用される労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者とその遺族の生活の安定を図ることを目的とする長期保険制度であって、政府が管掌しているもの。

### ・国民年金制度

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者を被保険者とし、老齢、障害又は死亡について給付を行い、国民生活の維持及び向上を図ることを目的とする年金制度であって、政府が管掌しているもの。

## ○政府管掌健康保険事業

法人事業所等に使用される者を被保険者とし、その業務外の疾病、負傷、死亡及び出産に対して療養の給付を行う健康保険事業のうち、政府が運営主体（保険者）となっているもの（政管健保以外の保険者としては、健康保険組合、共済組合、市町村国民健康保険などがある。）。主に中小企業の従業員とその家族が加入する。

## ○船員保険事業

船員法の適用がある船員を対象とし、陸上労働者に対する健康保険、雇用保険及び労働者災害補償保険に相当するものを包含した総合保険（職務外の年金部門は、昭和61年に厚生年金保険に統合）であって、政府が管掌しているもの。



# 社会保険庁の事業の規模

(平成18年度)

	加入者数	事業所数	保険料収納額	給付額
政管健保・船員保険	3,600万人	152万か所	7兆円	4兆円
厚生年金	3,300万人	164万か所	21兆円	22兆円
国民年金	3,300万人	—	2兆円	15兆円

(注1) 政管健保・船員保険の加入者数は、被扶養者を含む。

(注2) 国民年金の加入者数は、国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者の合計。

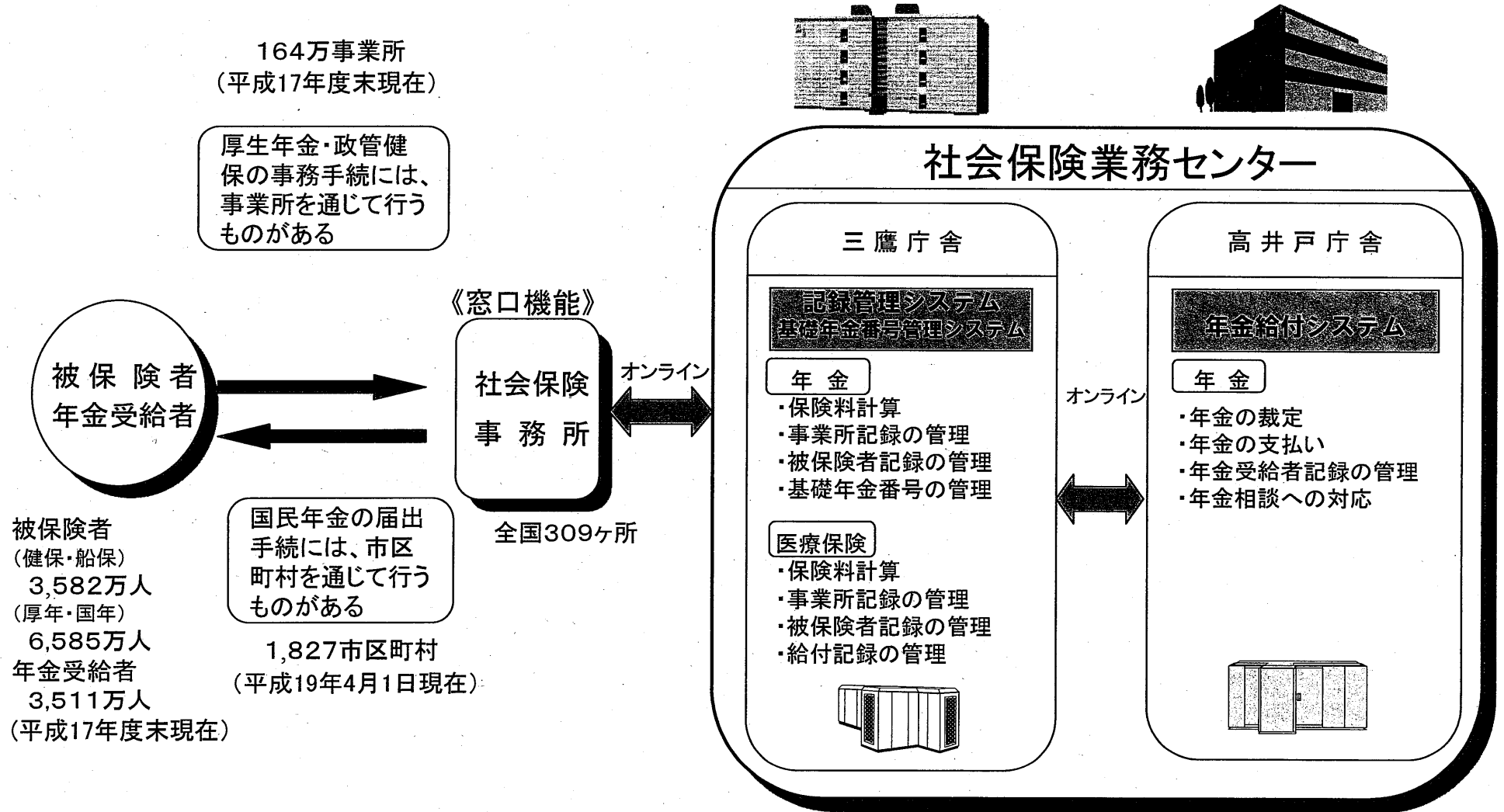
(注3) 政管健保・船員保険の保険料収納額は、給付のほか、老人保健拠出金、退職者給付拠出金等に充当されている。

(注4) 国民年金(基礎年金)の給付額は、保険料のほか、国庫負担金及び他制度からの拠出金により賄われている。

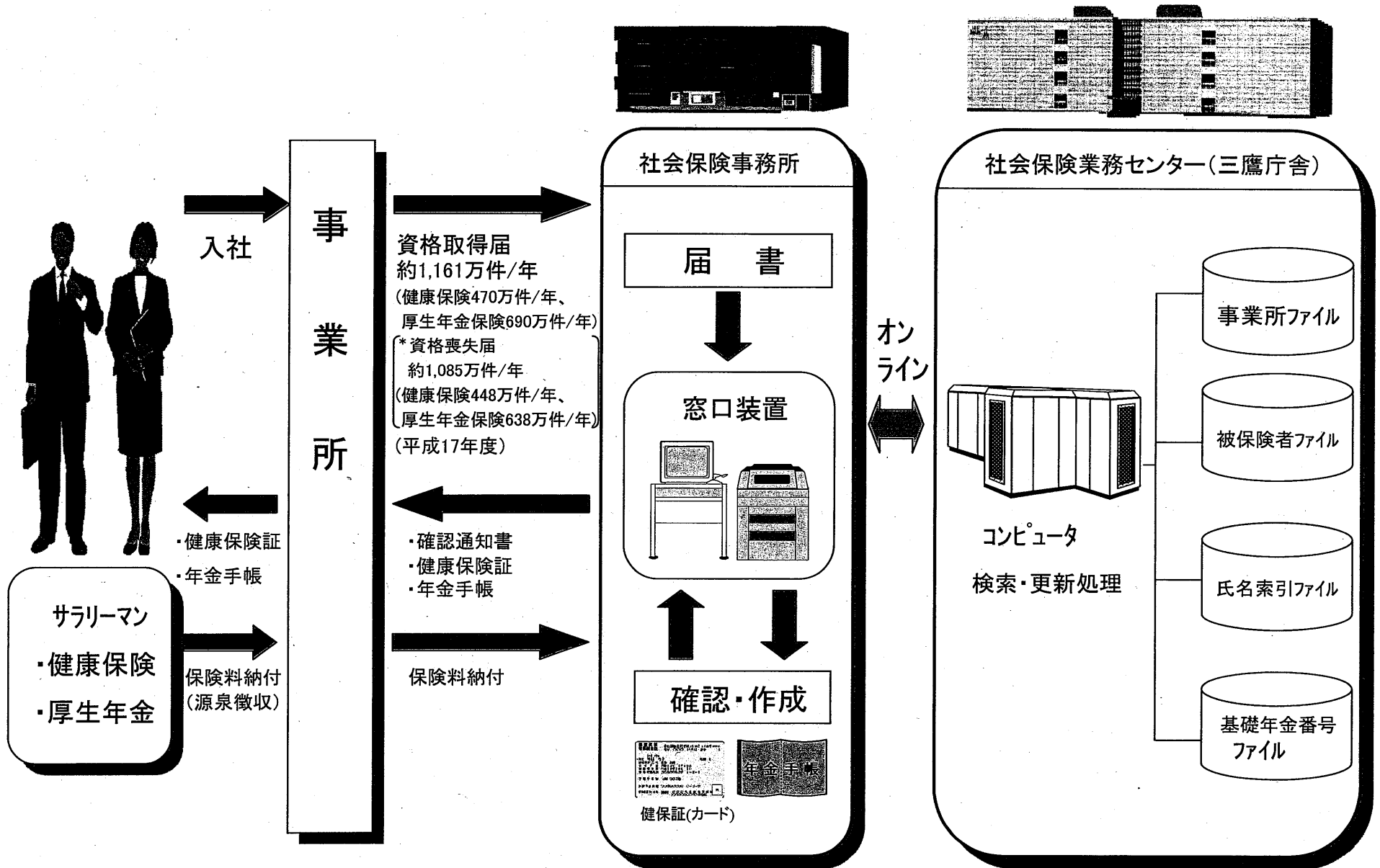
(注5) 「加入者数」及び「事業所数」については、平成17年度末現在。

# 社会保険における業務の流れ

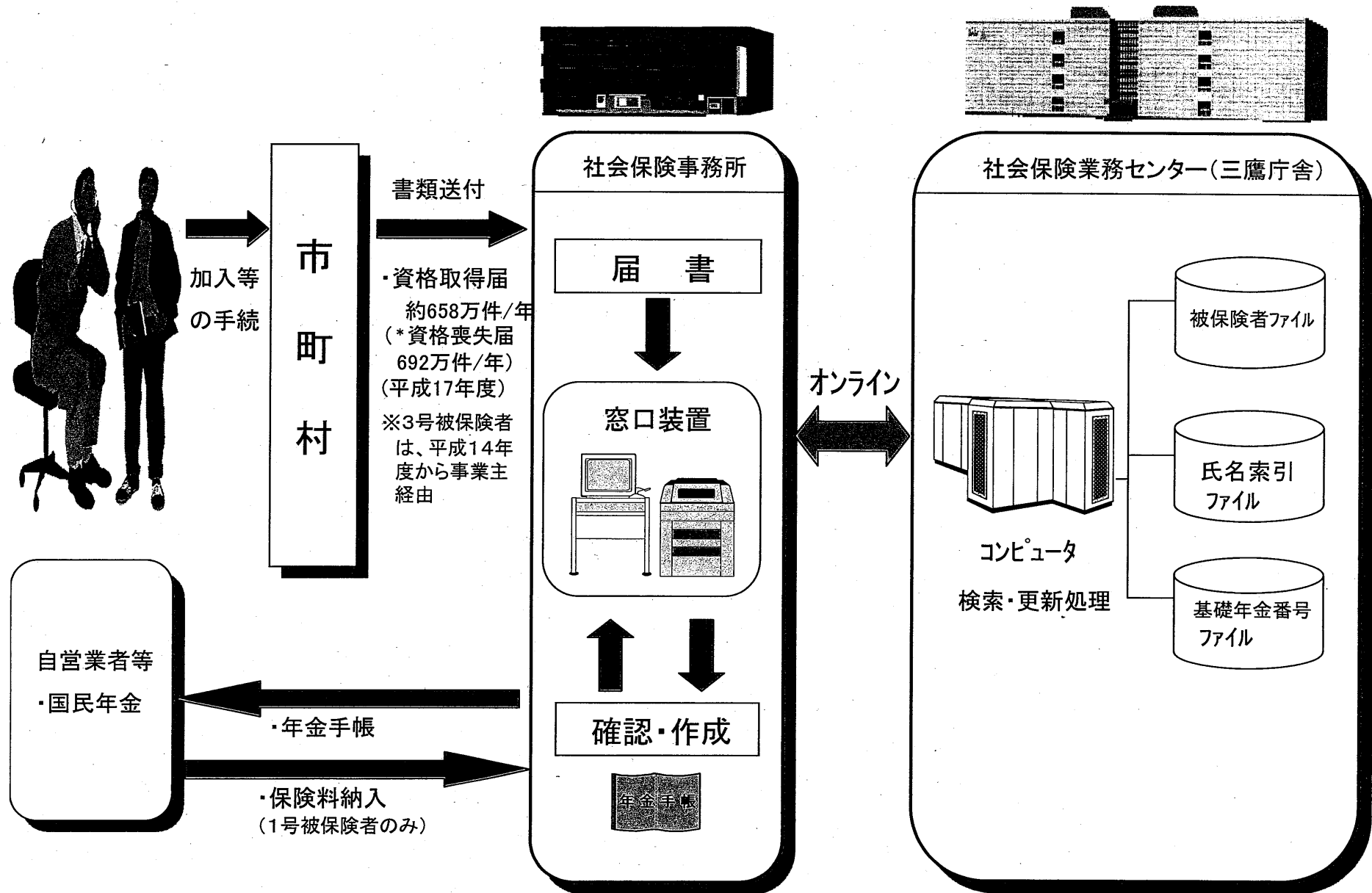
社会保険業務センターと社会保険事務所は、オンラインシステムで結ばれ、それぞれの機能の特性(大量集中処理・一件対応窓口処理)を活かして、正確・迅速な事務処理を実施。



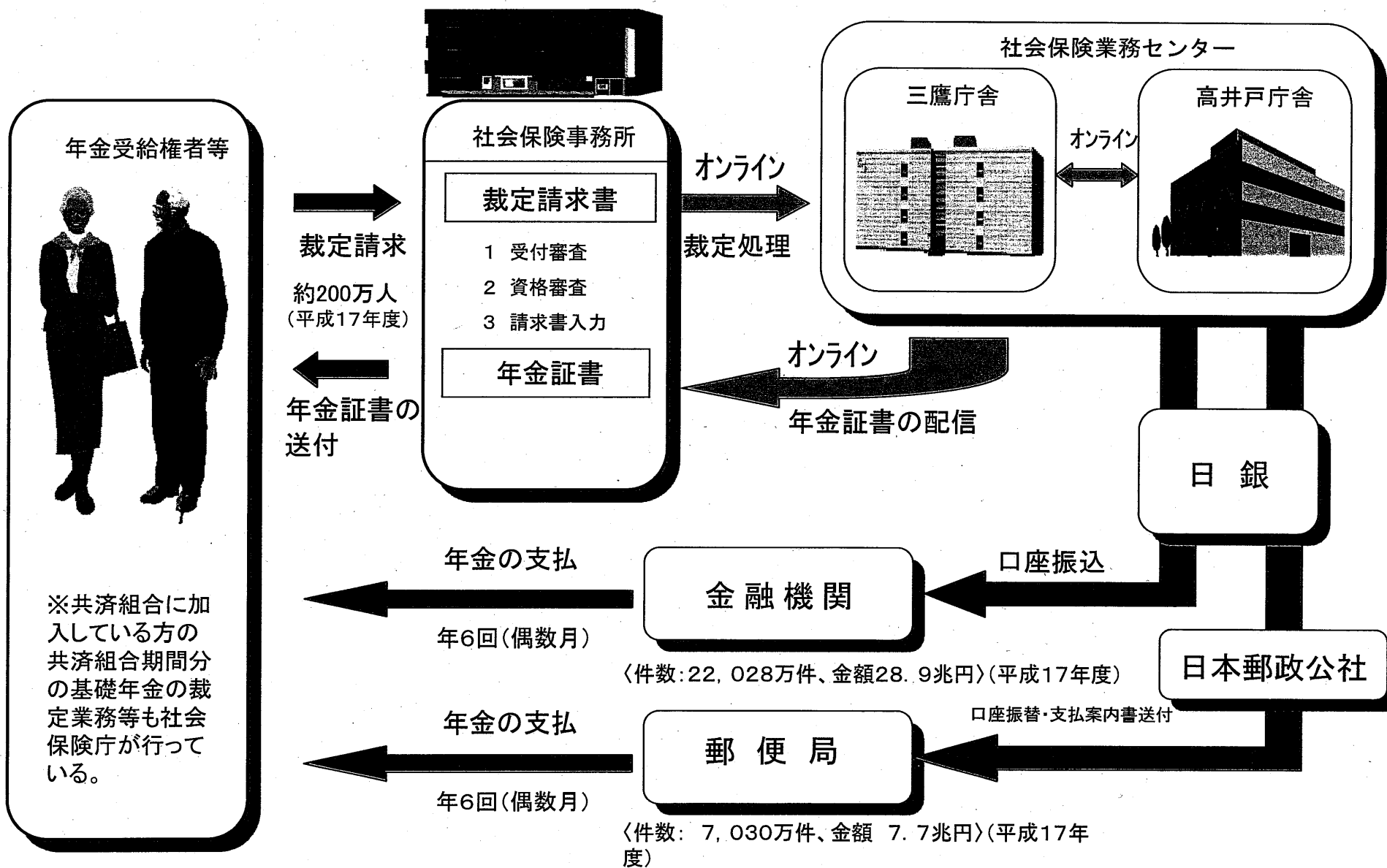
# (1-1) 適用・徴収業務(健康保険・厚生年金保険)



## (1-2) 適用・徴収業務 (国民年金)



## (2) 年金の裁定及び支払業務



### (3) 年金相談体制について

来訪、電話、文書による相談

- ・年金制度
- ・年金の加入期間、見込額
- ・各種手続き

社会保険事務所  
309か所

来訪による相談

年金相談センター  
55か所

電話による相談

年金電話相談センター  
23か所

被保険者、年金受給権者等

来訪、電話、文書による相談

社会保険業務センター  
中央年金相談室

社会保険オンラインシステム

58歳到達者に対する  
年金加入記録の事前  
通知及び年金見込額  
の提供

・個人認証に基づく年金  
個人情報の申し込み

厚生労働省  
ホームページ

インターネットによる照会

・年金額簡易試算  
・年金に関する情報  
及び届書の入手

社会保険庁  
ホームページ

・年金見込額試算  
照会の申し込み

オンライン

社会保険庁の体制について  
(平成18年度末)

事 項	I 種 職 員	II・III種職員等	
		本 庁	地 方 支 分 部 局
職 員 数	36 人	874 人	16,189 人
採 用 区 分	厚 生 労 働 省	本 庁	各 地 方 社 会 保 険 事 務 局 (平成13年度からは7ブロック単位で採用)
試 験 等 条 件	国 家 I 種 試 験 合 格 者	国 家 II・III 種 試 験 合 格 者	

注) 「II・III種職員等」には、選考採用される医療職等の職員が含まれる。

## 社会保険庁の定員の推移

(人)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
本庁内部部局		283	286	277	296	302
施設等 機関	社会保険業務センター	581	579	574	589	602
	社会保険大学校	19	19	19	21	21
地方支分部局		16,623	16,582	16,495	16,193	15,897
合 計		17,506	17,466	17,365	17,099	16,822
対前年度増減数		▲ 39	▲ 40	▲ 101	▲ 266	▲ 277

(参考)

定員削減(合理化)数	▲ 224	▲ 224	▲ 224	▲ 814	▲ 796
定員査定数	185	184	123	548	519



## 職員団体の状況

### ○ 全国社会保険職員労働組合

- ・ 社会保険庁に勤務する職員をもって、平成19年4月1日に組織された、国家公務員の職員団体である。
- ・ 40の地方社会保険事務局単位（秋田、神奈川、岐阜、愛知、京都、香川、愛媛を除く）に支部を組織している。

※ 組合員数：約10,500人（平成19年3月、結成時点）

- ・ 組織率：約85%（40社会保険事務局の管理職員等を除く職員数に対する割合）

（参考）全日本自治団体労働組合国費評議会（自治労国費評議会）

- ・ 社会保険庁の職員のうち社会保険事務所等の地方組織に勤務する職員は、地方事務官であったことから、自治労各都道府県本部の下に置かれた都道府県職員労働組合社会保険支部等に参加し、その支部等は、自治労本部の補助機関である国費評議会に参加していた。
- ・ 地方事務官制度は、地方分権推進一括法の施行により、平成12年4月に廃止され、地方事務官は厚生事務官となったが、施行日から7年間に限り、都道府県職員の職員団体に加入することができる等の経過措置が設けられた。
- ・ この経過措置の終了（平成19年3月末）に伴い、これらの職員は、都道府県職員労働組合及び自治労各都道府県本部から脱退し、新たに全国社会保険職員労働組合を結成した。

### ○ 全厚生職員労働組合（全厚生）

- ・ 旧厚生本省、旧厚生付属機関、社会保険庁に勤務する職員をもって組織された国家公務員の職員団体である。
- ・ 社会保険庁の職員にあつては、本庁の職員は本省支部に参加し、また、社会保険業務センター及び11の地方社会保険事務局単位（秋田、神奈川、静岡、岐阜、愛知、滋賀、京都、大阪、香川、愛媛、大分）に支部を組織して加入している。

※ 組合員数：約2,300人（平成18年4月時点）

- ・ 組織率：約49%（11社会保険事務局の管理職員等を除く職員数に対する割合）

# 社会保険庁における職員団体の組織

## 《全国社会保険職員労働組合》

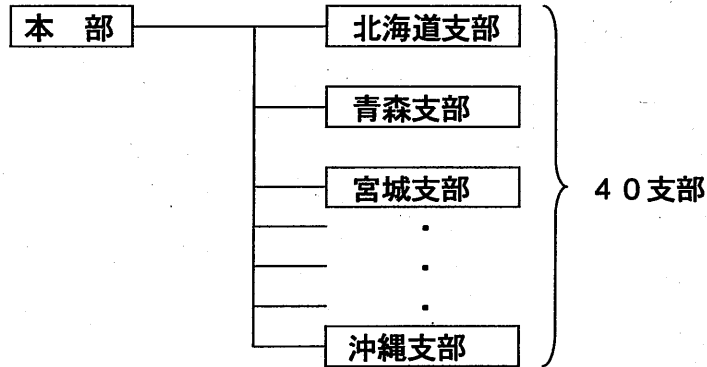
■日本労働組合総連合（連合）



■全日本自治団体労働組合（自治労）



■全国社会保険職員労働組合



※組合員数：約10,500人（平成19年3月、結成時点）

- ・組織率：約85%（40社会保険事務局の管理職員等を除く職員数に対する割合）  
（社会保険庁の全職員数に対する加入割合：約62%）

## 《全厚生職員労働組合（全厚生）》

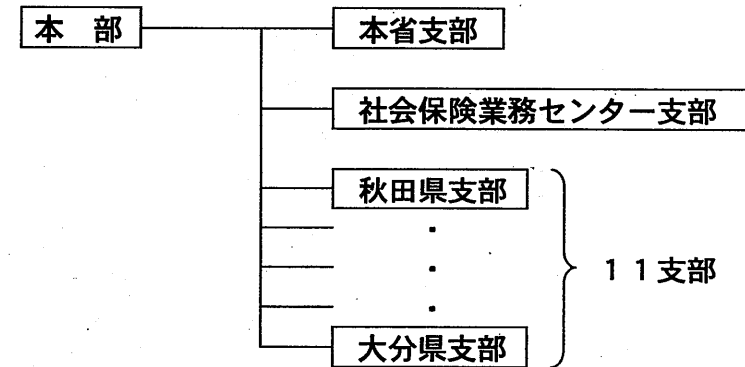
■全国労働組合総連合（全労連）



■日本国家公務員労働組合連合会（国公労連）



■全厚生職員労働組合（全厚生）



※組合員数：約2,300人（平成18年4月時点）

- ・組織率：約49%（11社会保険事務局の管理職員等を除く職員数に対する割合）  
（社会保険庁の全職員数に対する加入割合：約13%）

# 社会保険庁と職員団体との「覚書」等について

## 1. 具体的内容

### (1) 自治労国費評議会

#### ① 「覚書」(1件)

昭和54年3月13日、長官と自治労中央執行委員長との間で交わしたもの  
《主な内容》

社会保険業務の全国オンライン化計画の実施に伴い、労働強化を生じさせないよう配慮する、等

#### ② 「確認事項」等(97件)

昭和54年5月～平成16年3月までに、社会保険庁総務課長・職員課長と国費評議会事務局長との間で交わしたもの

《主な内容》

新規業務の開始や事務処理の変更を行う際に、必要な定員、予算を確保すること、健康管理に努めること、労働強化を生じさせない、等

### (2) 全厚生職員労働組合

#### 「確認事項」等(4件)

内1件は、長官と全厚生職員労働組合中央執行委員長の間で交わしたもの  
内3件は、社会保険庁総務課長・職員課長と全厚生職員労働組合書記長等との間で交わしたもの

《主な内容》

国費評議会と同様

## 2. 取扱いの状況

### (1) これまで交わしてきた全ての「覚書」等の破棄

社会保険庁からの「覚書」等の破棄の申し入れに対し、自治労国費評議会、全厚生職員労働組合ともに、文書で破棄する旨の回答

(自治労国費評議会)

- ① 平成16年11月15日(庁より自治労国費評議会へ申し入れ)
- ② 平成16年11月18日(国費評議会より、「確認事項」等97件破棄の回答)
- ③ 平成17年1月27日(自治労本部より、「覚書」1件破棄の回答)

(全厚生職員労働組合)

- ① 平成16年11月24日(庁より全厚生職員労働組合へ申し入れ)
- ② 平成16年12月14日(全厚生職員労働組合より、破棄の回答)

### (2) 現場への周知・徹底(「確認事項」等の破棄)

- ① 庁職員課長から、47社会保険事務局長へ通知(平成16年12月2日)
- ② 国費評議会事務局長から、各県国費評議会代表者宛て連絡(同日)

## 職員団体と交わっていた覚書及び確認事項（例・抜粋）

- ・ オンライン化計画に伴い労働強化が生ずることのないよう十分配慮する。
- ・ オンライン化に伴う準備作業の段階から所要の人員を確保し、労働強化にならないよう配慮する
- ・ オンライン化に伴い労働条件の低下をきたすような制度の変更は一切行わない。
- ・ オンライン化は社会保険事務所中心の考え方にたつものであり、将来にわたり市町村との間においてオンラインを直結することはない。

全日本自治団体労働組合中央執行委員長・国費評議会議長 と 社会保険庁長官 との間のも  
昭和54年3月13日

オンライン端末機導入に伴い、次のことを確認する。

- ・ 窓口装置の1人1日のキータッチは、平均5,000タッチ以内とし最高10,000タッチ以内とする。
- ・ 端末機の操作にあたり、ノルマを課したり、実績表を作成したりはしない。
- ・ 端末機の機種の変更、更新、その他必要な事項については、その都度、事前に協議を行う。

国費評事務局長 と 庁総務課長

昭和54年5月12日

- ・ ファクシミリの使用にあたっては、データ保護に留意し、また、勤務時間外や大量業務には使用しないほか、即時の回答を要求しないなど労働強化にならないよう十分配慮する。

国費評事務局長 と 庁総務課長

昭和63年1月

- ・ 窓口装置の1人1日の操作時間は、180分以内とする。  
ただし、法改正等業務の繁忙時においては、1日270分を限度とし、週平均1日180分を超えないこと。

国費評事務局長 と 庁総務課長

昭和63年5月31日

- ・ 本社一括適用の拡大実施は、中央の権限強化や社会保険職場の国一元化に結びつくものではない。

国費評事務局長 と 庁総務課長

平成7年2月17日

基礎年金番号の設定の実施にあたって、次の事項を確認する。

- ・ 基礎年金番号の設定は、中央の権限強化や社会保険職場の国一元化に結びつくものではない。
- ・ 基礎年金番号による業務処理の実施に当たって生ずる問題については、十分協議する。

国費評事務局長 と 庁総務課長

平成8年1月23日

- ・ 窓口装置（液晶画面）の各県への配付については、これまでの配付基準に基づき中央段階の労使合意とする。

国費評事務局長 と 庁総務課長

平成 10 年 3 月 11 日

- ・ 昼休みにおける窓口対応は、地域住民のニーズ、地域の実状等を考慮し、職場で対応できる必要最小限の体制で行うものであること。

国費評事務局長 と 庁職員課長

平成 14 年 10 月 21 日

- ・ 職場へのパソコン導入は、多忙な職場実態の改善と業務簡素化・軽減や権利行使拡大など労働条件向上を目的とし、人員削減や労働強化、労務管理強化につながらないものとする。

国費評事務局長 と 庁職員課長

平成 15 年 2 月 19 日

「申請・届出等手続きの電子化の実施」及び「インターネットによる申請・届書の提供」の具体的実施にあたって、下記の事項について確認する。

- ・ 様々な社会保険行政のサービス提供や事業主等への利便性向上を目的とし、人員削減や労働強化、労務管理強化につながるものではないこと。また、業務の省力化を図り、労働条件向上、処遇改善に向け引き続き努めることとする。
- ・ 実施に伴い職場組織機構の改編や社会保険事務局、社会保険事務所、社会保険業務センターの事務の所掌及び管轄の変更は行わないこと。

国費評事務局長 と 庁職員課長

平成 15 年 10 月 1 日

「平成 15 年度における国民年金推進員(町村担当)の設置について」、「国民年金保険料収納指導員の職務の変更」及び「平成 15 年度における国民年金保険料の強制徴収の取扱いについて」の実施にあたり、下記の事項について確認する。

- ・ 労働強化、労務管理強化に結びつくものではなく、事務所間や各県ごとの競争を煽ること、ノルマの設定や締め付けは行わないこと。

国費評事務局長 と 庁職員課長

平成 15 年 10 月 15 日

- ・ 業務の集約化の実施にあたっては、「社会保険事務所中心主義」に立ち、社会保険事務所の統廃合・縮小や定員の削減を行わないこと。

国費評事務局長 と 庁職員課長

平成 16 年 2 月 25 日

○ 以上を含め、「労働強化につながらないものとする」と等の覚書及び確認事項が計 35 件ある。

○ それまでに取り交わした覚書及び確認事項（全部で 102 件）は、平成 17 年 1 月 27 日までに全て破棄した。なお、その後、覚書や確認事項は、取り交わしていない。

## 2. 業務改革の取組み状況

# 業務改革プログラムの取組状況について（概要）

## I. 国民サービスの向上

### ○ お客様の声に対応したサービスの改善

#### 【取組】

- ①「長官への手紙・長官へのメール」の実施  
【平成 16 年 10 月～】
- ②「国民の声報告体制」の整備  
【平成 16 年 10 月～】
- ③定期的な「お客様満足度アンケート」の実施  
【平成 17 年度～】

#### 【実績】

- ① 手紙 782 件、メール 12,833 件(19 年 3 月末現在)
- ② 国民の声対応票作成 3,097 件(19 年 3 月末現在)
- ③ 平成 19 年 1 月調査結果：全体としての満足度  
年金相談窓口 89% 年金相談以外の窓口 87%

#### 【実施状況】

○寄せられた具体的な御意見・御批判については、その対応状況を社会保険庁ホームページに定期的に公表するとともに、しっかりと業務改善につなげる取組を徹底

(例)

- ・年金相談の待ち時間を短くしてほしい → 夜間・休日の年金相談窓口の開設、予約制の導入
- ・現況届の返信料を料金受取人払いにしてほしい → 年金受給権者の生存確認を住民基本台帳ネットワークを活用して実施(現況届の提出が原則不要)
- ・年金加入記録情報を送付してほしい → 今後導入する「ねんきん定期便」において、保険料納付実績や年金見込額等の年金個人情報定期的に通知
- ・外国人向けのサイトを作ってほしい → 社会保険庁HP(英語版)の創設、外国語(8カ国)のチラシを作成し、社会保険庁HPに掲載

## ○ 年金相談体制の充実

### 【取組】

- ① 相談時間の延長【平成 16 年 12 月～】及び休日相談の実施【平成 17 年 4 月～】
- ② 年金相談センターの配置見直し及び年金電話相談センターの拡充【平成 16 年度～】
- ③ 社会保険業務センター中央年金相談室の電話相談ブースの拡充【平成 17 年 8 月～】
- ④ 中央年金相談室と全国 23 カ所の年金電話相談センターとのネットワーク化【平成 17 年 10 月～】

### 【実績】

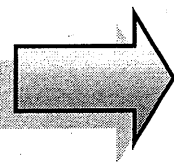
- ① 毎週月曜日の相談時間の延長、毎月第 2 土曜日の休日相談
- ② 年金電話相談センター：  
10 カ所(15 年度末) → 23 カ所(19 年 3 月末)
- ③ 中央年金相談室電話相談ブース  
56 席(16 年度末) → 180 席(19 年 3 月末)
- ④ 全国共通の電話番号による「ねんきんダイヤル」  
0570-05-1165(年金請求などのご相談)  
0570-07-1165(年金をお受けになっている方のご相談)

### 【実施状況(効果)】

○年金相談窓口における待ち時間：15分未満 57%  
60分以上 6%

(平成 19 年 1 月「お客様満足度アンケート」より)

○電話応答率 20.5% → 69.4%  
(16 年度平均) (18 年度平均)





## ○ 年金個人情報の提供の充実

### 【取組】

- ① インターネットを活用した年金個人情報の提供【平成 16 年 1 月～】
- ② ID・パスワード認証方式による年金加入記録の即時提供【平成 18 年 4 月～】
- ③ 58 歳到達者に対する被保険者記録の通知【平成 16 年 3 月～】
- ④ 裁定請求書の事前送付【平成 17 年 10 月～】
- ⑤ 年金見込額試算の対象年齢の引き下げ(55 歳以上 → 50 歳以上)【平成 18 年 3 月～】

### 【実績】

- ① インターネットによる年金見込額試算  
46 万件  
(平成 16 年 1 月～19 年 3 月)
- ② ID・パスワードの発行件数  
22 万 8 千件  
(平成 18 年 4 月～19 年 3 月)
- ③ 年金加入記録のお知らせ  
524 万件  
(平成 16 年 3 月～19 年 3 月)
- ④ 裁定請求書(ターンアラウンド用)  
210 万 5 千件  
(平成 17 年 10 月～19 年 3 月)
- ⑤ ホームページでの年金見込額試算の受付件数(平成 18 年 4 月～19 年 3 月)  
50 歳～54 歳 74,052 件  
55 歳以上 102,287 件



### 【今後の取組】

○保険料納付実績や年金見込額等の年金個人情報についてお知らせする「ねんきん定期便」の導入

## ○ 事務処理の迅速化

### 【取組】

- 「サービススタンダード」(請求書を受け付けてから、支給決定通知書をお届けするまでの所要日数)を設定【平成 17 年 4 月～】

医療給付:3 週間以内

老齢・遺族年金:2 か月以内

障害基礎年金:3 か月以内

障害厚生年金:3 か月半以内

### 【実績】

- サービススタンダード達成状況 (18 年度)

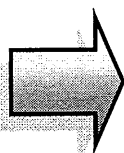
・傷病手当金 92.4%

・家族出産育児一時金 96.9%

・老齢厚生年金 93.2%

・遺族厚生年金 90.0%

・障害基礎年金 89.8%



### 【今後の取組】

- 「サービススタンダード」の達成を図る上での事務処理上の問題点について精査の上、改善に向けた対策を徹底

## ○ 事務処理の標準化

### 【取組】

- 全国統一の業務マニュアルの運用を開始し、その精緻化・改良を図る一方、全職員が随時、検索や閲覧ができる情報システム化を推進【平成 18 年 10 月～】

## Ⅱ. 保険料収納率等の向上

### ○ 創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施

#### 【取組】

- ① 国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントをわかりやすく解説した「総合パンフレット」や、国民の皆様の多様な関心事項に的確に答えられる「目的別チラシ」の作成【平成 17 年 11 月～】
- ② 中学生、高校生を対象とした年金セミナー（平成 5 年度～）の拡充及び大学生を対象とした年金セミナーの開催【平成 18 年度～】
- ③ 年金制度をわかりやすく解説した「年金ネット番組」の配信や子供向けのキッズページの作成【平成 18 年度～】

### ○ 強制徴収の拡大及び徴収体制の強化

#### 【取組】

○市町村から所得情報を電子媒体により提供を受ける体制を整備し、十分な所得や資産がありながら度重なる納付督促にも応じない未納者に対し、強制徴収を実施

#### 【実績】

最終催告状送付件数      16 年度 3 万件 → 17 年度 17 万件 → 18 年度 約 31 万件まで拡大

【今後の取組】 19 年度においては、最終催告状の発行から差押えの執行までの強制徴収対象者を 60 万件にまで拡大

## ○ 保険料を納めやすい環境整備の推進

### 【取組】

- ①被保険者の利便性の向上を図る観点から、コンビニエンスストアでの保険料納付を開始  
【平成 16 年 2 月～】
- ②インターネット、携帯電話及び ATM を活用したマルチペイメント(電子納付)による保険料納付を開始  
【平成 16 年 4 月～】
- ③若年者納付猶予制度の創設、口座振替割引制度の導入【平成 17 年 4 月～】

### 【実績】

- ①コンビニエンスストアでの納付状況  
利用件数 約 749 万件(平成 18 年度)
- ②マルチペイメントによる納付状況  
利用件数 約 24 万件(平成 18 年度)

### 【今後の取組】


- ① 国民年金保険料の納付方法として、口座振替、コンビニ、インターネットなどに加え、クレジットカードによる保険料の定期納付を可能とする【平成 19 年度中～】
- ② 割引制度や納め忘れ防止のメリットなどを周知することにより、口座振替の利用促進を図る [ 口座振替率 17 年度 40% → 18 年度 40% ]
- ③ 学生納付特例手続の簡素化を図るため、当初申請時に卒業予定年月を把握し、それまでの間は、毎年必要項目を印字した申請書を送付し、簡単な項目を記入するだけで申請できるターンアラウンド方式を導入【平成 20 年 4 月～】

## ○ 民間委託の推進

### 【取組】

- 国民年金保険料収納業務のうち、強制徴収及び免除勧奨を除く業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施することとし、全国5カ所の社会保険事務所において、市場化テストのモデル事業を実施【平成17年10月～】
- 17年度のモデル事業の実施状況を踏まえ、より効果的な実施方法、委託業者の成果に係るモニタリング方法を検討するとともに、18年度は、モデル事業の実施箇所数を35カ所に拡大

### 【今後の取組】

- 
- 国民年金保険料収納事業について、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札の対象業務として対象社会保険事務所を拡大して実施【平成19年度:95カ所】

## ○ 健保・厚年の未適用事業所の適用の推進

### 【取組】

- 重点加入指導の対象を従業員10人以上の事業所に拡大し、加入指導を重ねてもなお届出を行わない従業員15人以上の事業所に対しては、職権適用を実施【平成18年度～】

### 【今後の取組】

- 職権適用の対象事業所を従業員10人以上の事業所に拡大するとともに、適用促進業務について、全ての社会保険事務所において、一般競争入札による民間委託を拡大【平成19年度～】

### Ⅲ. 事務処理の効率化と予算執行の無駄の排除

#### ○ 事務処理の効率化

##### 【取組】

- 健康保険・厚生年金適用関係届書、国民年金適用・保険料関係届書、健康保険給付関係及び年金給付関係の届書の入力業務、審査業務等について、事務局単位での集約化を図るとともに、外部委託化を推進【平成 17 年度～】

##### 【実績】

- 適用関係届書、健保給付関係届書及び年金給付関係届書 計 281 届書の入力業務について外部委託を実施  
(平成 18 年度)

#### ○ 新たなチェックシステムの導入

##### 【取組】

- 調達案件を厳格に審査する調達委員会の設置【平成 16 年 10 月～】

##### 【実績】

- 調達委員会の開催状況:開催回数 55 回 (平成 16 年 10 月～19 年 3 月)

#### ○ 予算執行の適正化

##### 【取組】

- 調達コスト削減目標の設定【平成 17 年 3 月～】  
<18 年度削減目標:物品等の調達計画額の 10%以上の削減>
- 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を設立し、年金福祉施設等の整理合理化を徹底  
【平成 17 年 10 月～ 5 年間】

- 【実績】 18 年度の調達コスト削減実績:調達計画額の 13%の削減(削減額:132 億円)

## IV. 法令遵守と個人情報保護の徹底

### 【取組】

- 職員毎のカード番号固定化【平成 16 年 7 月～】及び本人識別のためのパスワードの登録【平成 16 年 10 月～】
- 職員の被保険者記録へのアクセス内容についての監視体制の整備【平成 17 年 1 月～】
- 全職員を対象とした研修の継続的な実施【平成 17 年度～】
- 法令違反通報窓口の設置及び調査範囲の拡大【平成 18 年 6 月～】
- 各社会保険事務局への法令遵守委員会の設置【平成 18 年 7 月～】

## V. 意識改革の徹底と能力重視の人事政策

### 【取組】

- 能力主義・実績主義に立った新たな人事評価制度の導入

平成 17 年 10 月 ～ 管理職等を対象に試行を実施  
平成 18 年度 ～ 管理職等を対象に本格実施  
その他の職員を対象に試行を実施  
平成 19 年度 ～ 全職員を対象に本格実施

- 現場の全職員は、今後の社会保険庁改革の在り方に関する自らの考えを「わたしのリスタート・プラン」として長官宛に提出【平成 18 年 9 月】
- 職員が自らの職場・業務に関する意見・要望・疑問等がある場合に、それらを積極的に表明することができる職場づくりの契機とするため、各社会保険事務局単位で、長官と職員との自由な意見交換会「長官と本音で語ろう」を順次開催【平成 18 年 9 月～】
- 職員同士の意思疎通を図り、職場内でのコミュニケーション不足を解消するため、全職員が、自らの業務や組織の問題について、上司と率直な意見を交わすとともに、今後の業務の在り方について、建設的な議論を行う「全職員対話キャンペーン」の実施【平成 18 年 10 月～11 月】
- 現場職員から寄せられた「わたしのリスタート・プラン」において積極的、前向きな提言を行った職員と長官による懇談の場を設け、議論を行った上で、職員間で共有すべき組織目標等について、「社会保険庁リスタート・プラン」としてとりまとめる【平成 19 年 3 月】

# 納付率向上に向けた戦略

## 納めやすい環境づくり

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)
  - (口座振替率)
  - 16年度末 17年度末 18年度末目標
  - 37% → 40% → 42%
  - 651万人 660万人
- 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4~)
- コンビニ納付の導入 (H16.2~)
  - 17年度利用状況 589万件
- インターネット納付の導入 (H16.4~)
  - 17年度利用状況 14万件
- クレジットカード納付の導入 (H19年度~)
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)

未納者

市町村からの所得情報

高所得層

中間層

低所得層

### 納付督促の実施

#### 催告状(手紙)

H16年度 4,021万件  
H17年度 3,418万件

#### 電話

H16年度 649万件  
H17年度 823万件

#### 戸別訪問(面談)

H16年度 1,341万件  
H17年度 1,774万件

#### 集合徴収(呼出)

H16年度 1,929万件  
H17年度 1,952万件

度重なる督促にも応じない

・質の向上  
・効率化

### 強制徴収の実施 不公平感の解消と波及効果

	16年度	17年度
最終催告状	31,497件	172,440件
納付等	18,244件	56,819件
財産差押え	636件	8,585件

・最終催告状は当該年度に着手し発行した件数  
・納付等、財産差押え件数は、平成19年3月末現在

平成18年度  
35万件、最終的に60万件  
実施可能な体制を構築

効率化により強制徴収へ要員シフト

- 電話納付督促の外部委託 (H17.4~数値目標設定)
- 面談による納付督促に成果主義を導入 (H17.10~)
- 市場化テストによる民間ノウハウの活用 (H17.10~)

全社会保険事務所単位で行動計画の策定・進捗管理(H16.10~)

### 免除などの周知・勧奨

免除や学生納付特例(学生の間の保険料納付を猶予し後で納付できるしくみ)を周知・勧奨し、年金権を確保、年金額を増額

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
- 免除基準の緩和・免除の遡及 (H17.4~)
- 申請免除手続の簡素化 (H18.7~)
- 多段階免除制度の導入 (H18.7~)
- 法定免除手続の簡素化 (H19年度~)
- 学生納付特例の申請手続の簡素化 (H20.4~)

### 事業主との連携

事業主からの情報提供及び保険料納付の勧奨等に関する協力 (H19年度~)

### 国民健康保険(市町村)との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付など (H20.4~)

### 社会保険制度内の連携

保険医療機関等・介護サービス事業者・社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨 (H20.4~)、長期未納の場合は指定等を行わない (H21.4~)

### 広報・年金教育等

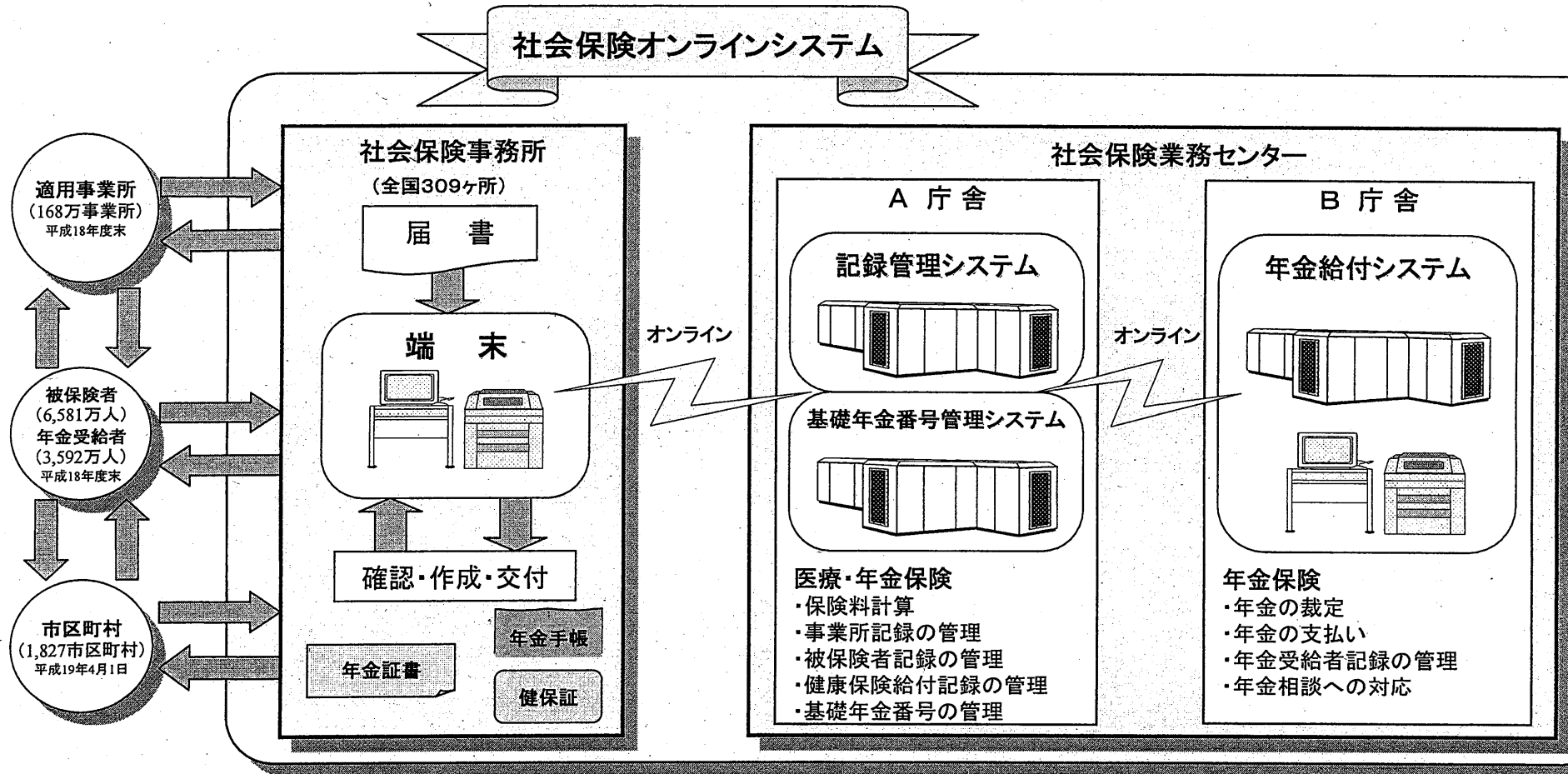
- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭
- 学生・生徒に対し、年金制度の意義等に関する理解を促進
- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

※下線部は、今般法律等により新たに措置する事項



# 社会保険オンラインシステムの概要

社会保険オンラインシステムは、全国300を超える社会保険事務所と社会保険業務センターを通信回線で結び、国民年金、厚生年金保険、健康保険及び船員保険の適用、保険料徴収、年金裁定及び支払、年金相談等の業務を迅速かつ的確に行うためのシステムである。



# 社会保険オンラインシステムの見直し

## 1. 経緯と課題

### (1) 経緯

- ① 平成15年3月、自民党e-Japan重点計画特命委員会から、年間10億円以上の経費を要する中央省庁の情報システムのうち旧式（レガシー）システム（注）となっているものを刷新すべきとの申し入れがあった。

（注）レガシーシステムとは、大型コンピュータ若しくはオフコンを使用したシステム又は1994年以降随意契約が継続しているシステムとされている。

- ② 関係各府省の電子政府構築計画にレガシーシステムの見直しのための行動計画（アクション・プログラム）を盛り込むこととなり、平成15年7月に、厚生労働省としてもアクション・プログラムを決定。

### <参考>

- ・「社会保険庁改革の在り方について（最終とりまとめ）」（平成17年5月31日）

社会保険庁の在り方に関する有識者会議の最終とりまとめにおいて、「社会保険オンラインシステムの徹底的な見直しに取り組む必要がある。」との提言あり。

- ・「社会保険庁の解体的出直しと新組織設立について」（平成17年5月31日）

自由民主党合同会議において、「コスト削減を図りつつ抜本的な見直しに着手することとし、最新の技術を活用した「次期社会保険事務システム（仮称）」を構築する。」との提言あり。

### (2) 課題

- ① システム構成及び調達方式の見直し

- ・大型コンピュータシステム → オープンシステム（クライアント・サーバーシステム）
- ・独自開発のソフトウェア → 汎用パッケージソフトウェア

- ・ハードウェアとソフトウェアの分離調達
- ・データ通信サービス契約の見直し
- ・随意契約から競争入札への移行（いわゆる残債問題の解消）
- ・国庫債務負担行為の活用

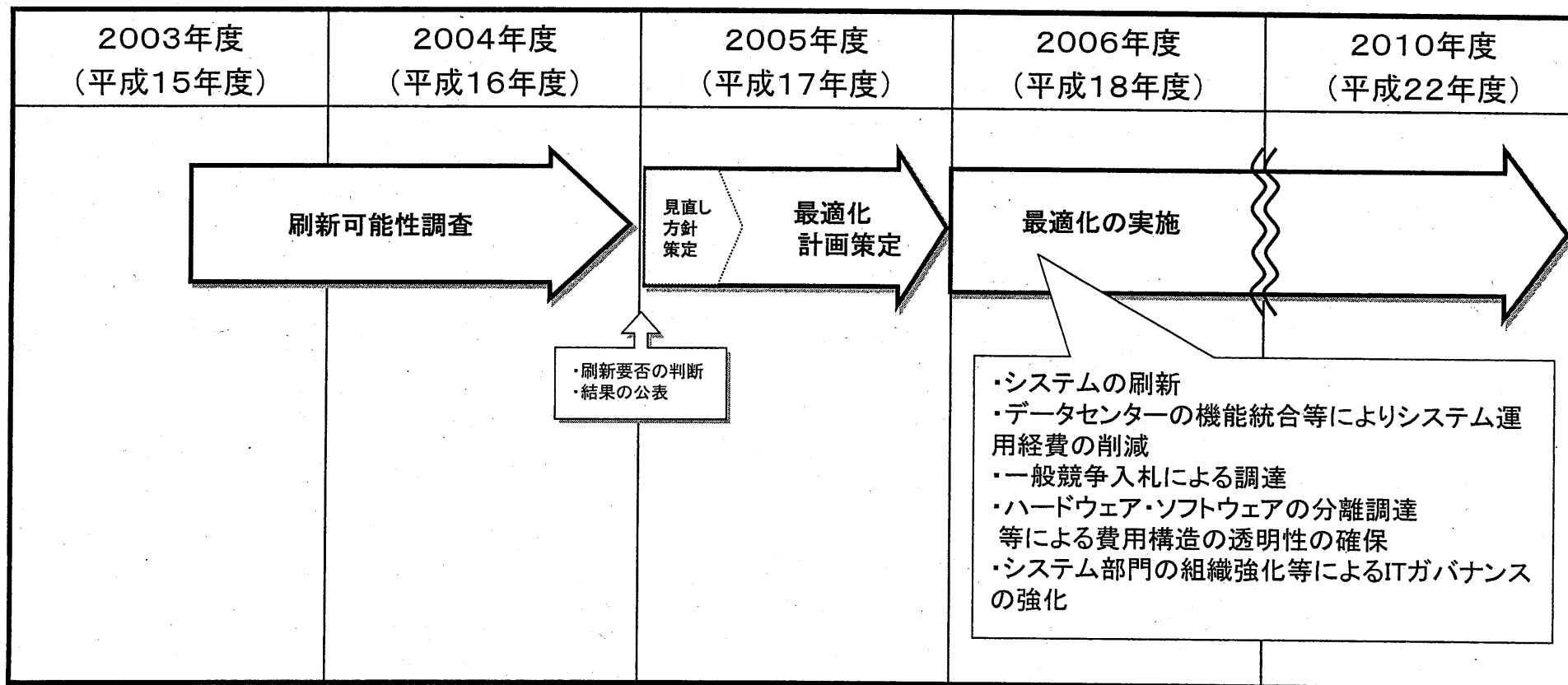
② システムの構成、調達方式等の見直し及び業務改革により、システム関連のトータルコストの低減及び業務運営の合理化を図る。

## 2. これまでの取り組み

- ・平成15年 8月：庁内に「社会保険オンラインシステム刷新検討委員会」を設置
- ・平成15年10月：有識者による「社会保険オンラインシステム刷新可能性調査専門家会議」を開催（17年2月までに9回開催）
- ・平成16年 1月：刷新可能性調査を実施（IBMビジネスコンサルティングサービスに委託）
- ・平成17年 3月：刷新可能性調査結果を公表
- ・平成17年 6月：業務・システム見直し方針を公表
- ・平成17年 7月：業務・システム最適化計画策定支援を日本IBMに委託
- ・平成18年 3月：業務・システム最適化計画を公表
- ・平成18年 4月：業務・システム最適化計画の実施（平成18年度～平成22年度）
- ・平成18年 4月：工程管理・システム部門支援を日本IBMに委託
- ・平成19年 3月：ねんきん業務システム(仮称)基本設計書完成（5分割で実施）  
（適用：NTTデータ、徴収：NTTデータ、給付：日立製作所、支援系：沖電気工業、基盤及び全体開発管理：アクセンチュア）

# 社会保険オンラインシステムの見直しスケジュール

- 2004年度(平成16年1月～17年3月) レガシーシステム刷新可能性調査の実施
- 2005年度(平成17年6月) 見直し方針の策定
- 2005年度(平成18年3月) 最適化計画の策定
- 2006年度(平成18年度～22年度) 最適化の実施



# 社会保険業務の業務・システム最適化計画の概要

## ～ 最適化の基本理念 ～

- ①業務の効率化・合理化 ②利用者の利便性の維持・向上 ③安全性・信頼性の確保 ④経費削減

## 最適化の実施内容

### 1. 業務施策

- (1) お客様へのサービス向上
  - ・年金加入状況等の情報提供の充実
  - ・コールセンター機能の充実
- (2) 業務処理の効率化・合理化
  - ・業務の集約化
  - ・定型的な業務の外部化や、市場化テスト等による外部委託の拡大
  - ・手作業処理のシステム化や、他公的機関とのデータ連携等による業務処理の合理化
- (3) 業務品質の向上
  - ・全国統一の業務処理基準の作成
  - ・業務ノウハウ共有化の仕組みの構築

### 2. システム施策

- (1) 記録管理システム及び基礎年金番号管理システムのオープン化
  - ・データ通信サービス契約から脱却
- (2) ハードウェア資源の集約及び有効活用
  - ・年金給付システムのハードウェア資源の集約
- (3) データセンターの統合

### 3. 安全性・信頼性の確保

- (1) 個人情報暗号化
- (2) 利用者認証機能の強化

### 4. 調達施策

- (1) 原則、一般競争入札による調達
- (2) 著作権等の知的所有権の取得

### 5. 最適化の実施に向けた体制整備（ITガバナンス体制の確立）

- (1) システム検証委員会による審査・確認機能の強化
- (2) システム部門の体制強化と専門性の高い職員の確保

## システム導入経費及び削減効果

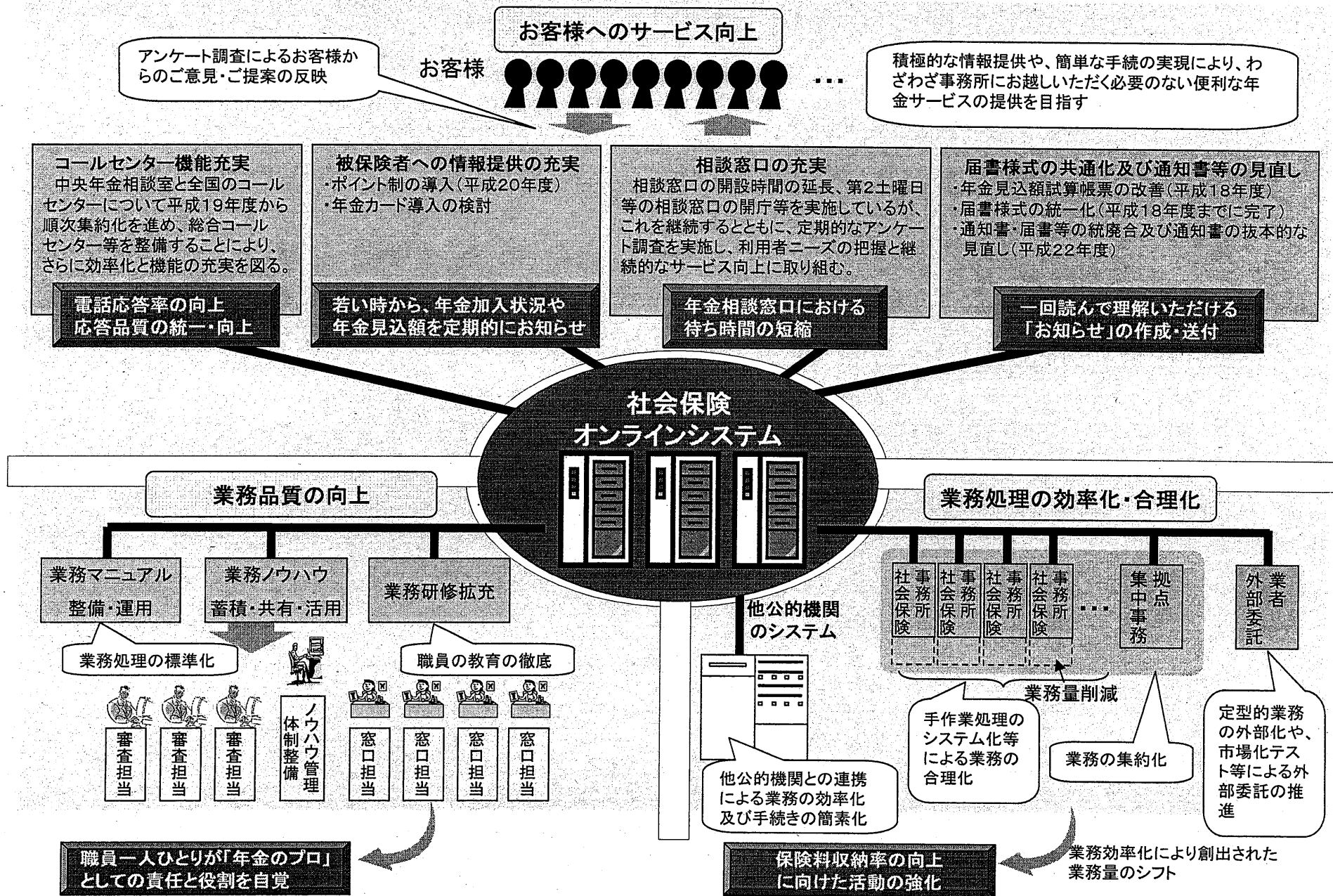
### 1. システム導入経費（平成18～22年度見込み）

- (1) オープンシステムの構築等（約1,150億円）
- (2) 過去に行ったソフトウェア開発分（いわゆる残債）の返済（約1,500億円）

### 2. 削減効果

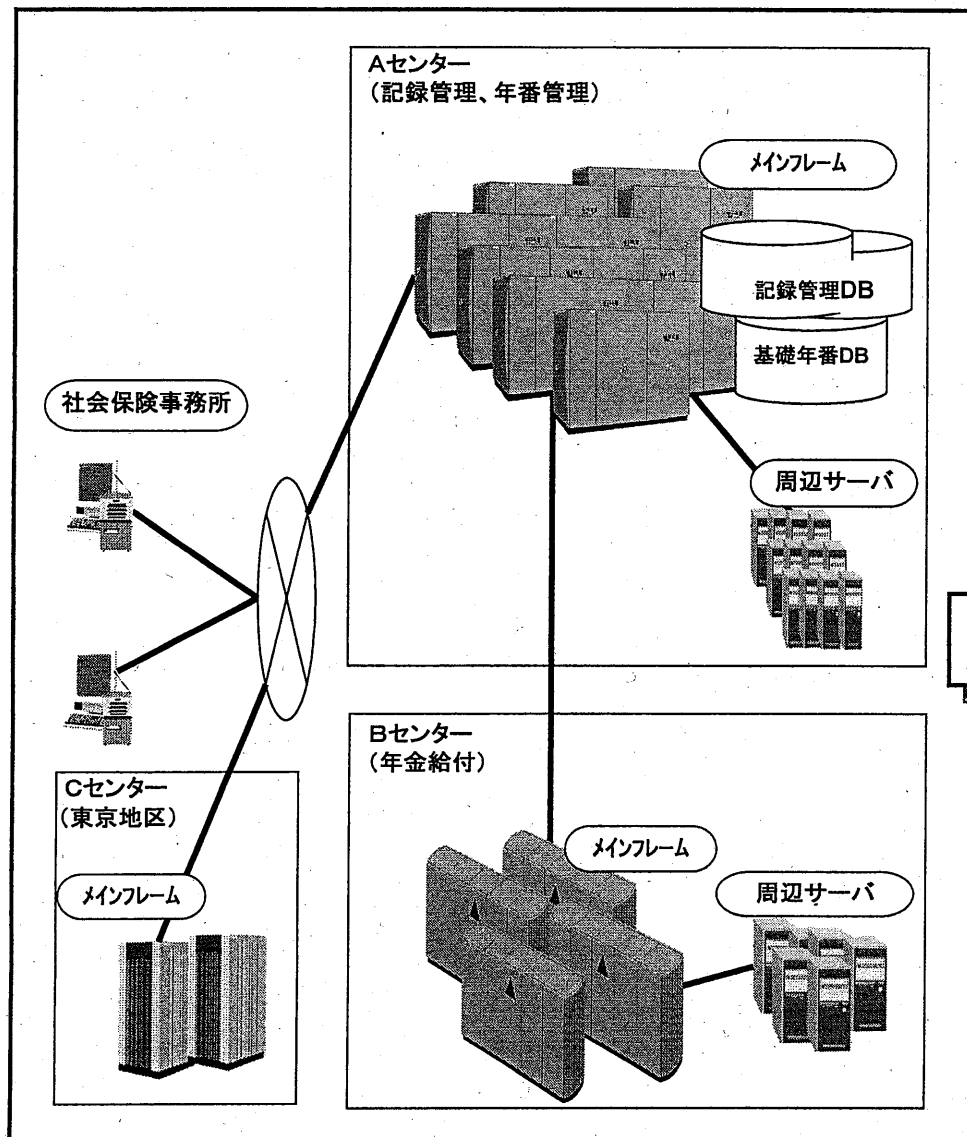
- (1) システムの年間運用コストを35%程度削減（約850億円 → 約550億円）
- (2) システムの初期コストを約4年で回収
- (3) 業務及びシステムの施策で9,000人～9,100人を人員削減  
（2,700人～2,800人を強化する業務へシフト）

# ○ 最適化による社会保険業務の見直し

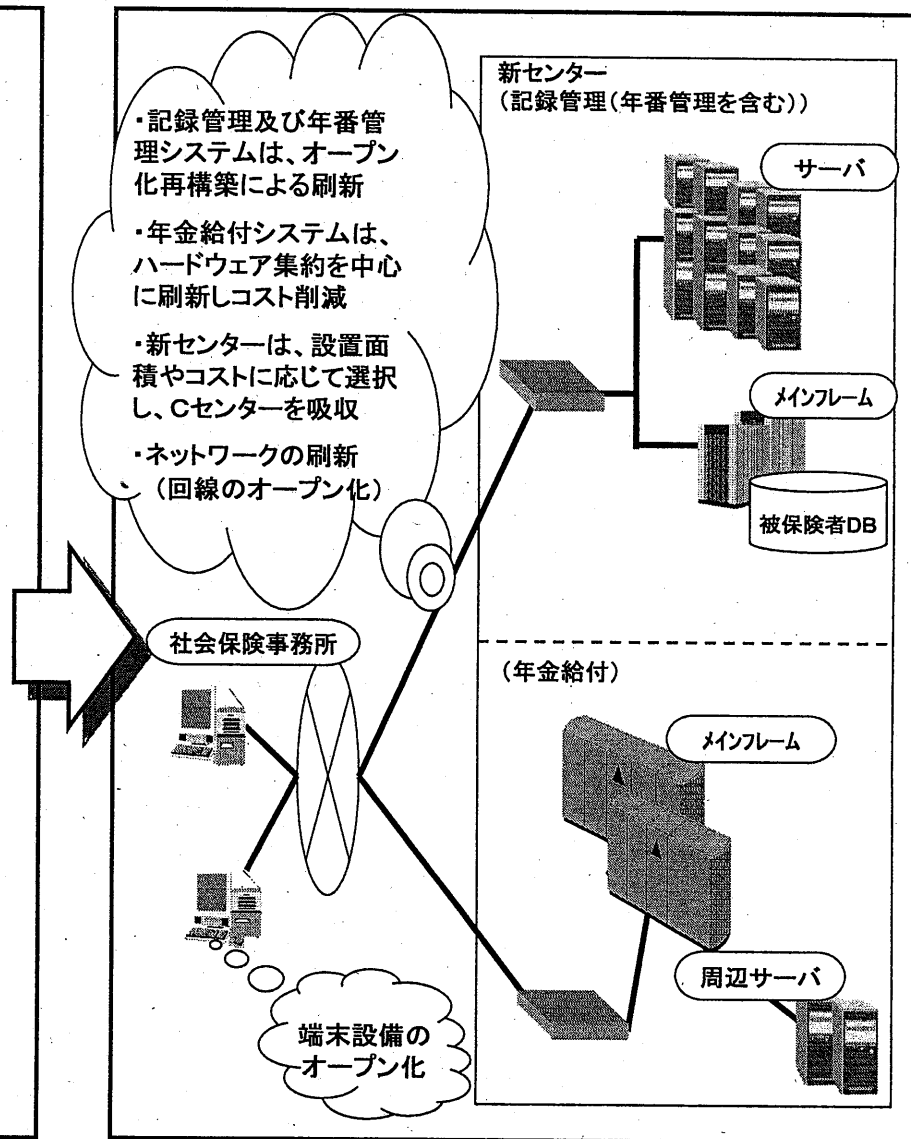


# ○ システム刷新案のシステム構成イメージ

## 【現行】



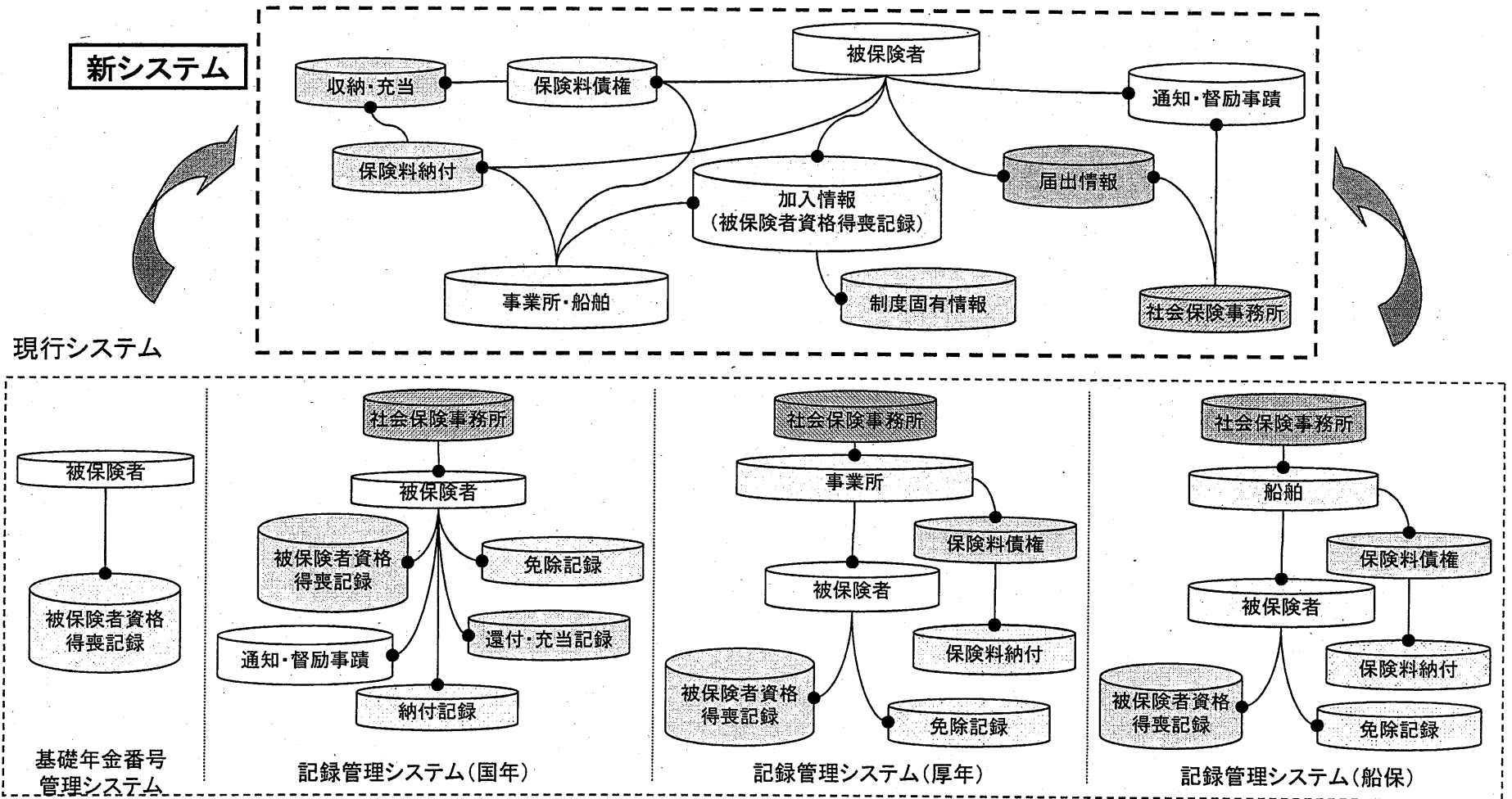
## 【刷新案】





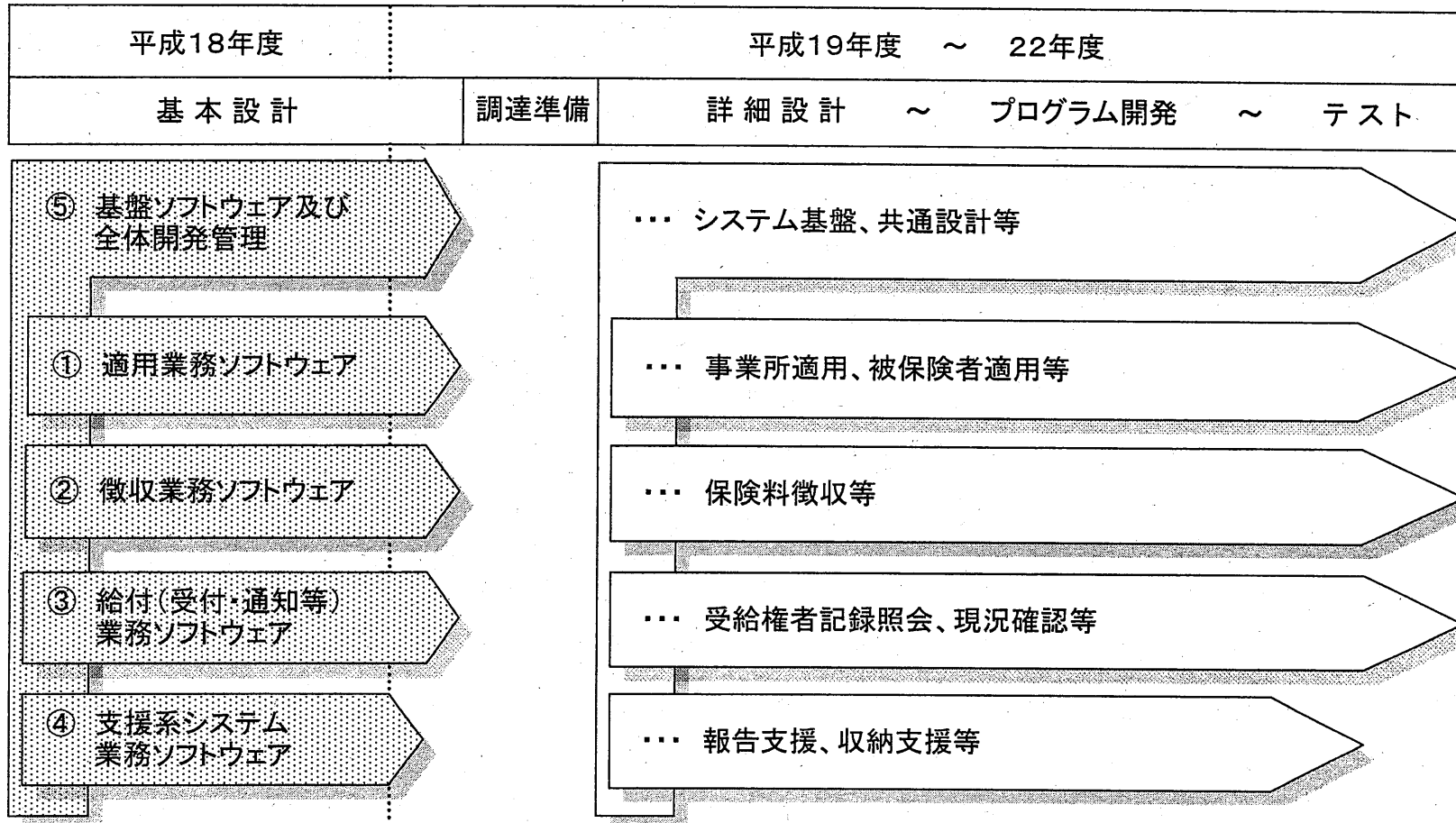
# ○ データ体系の変更の考え方

- 現行の記録管理システムでは、基礎年金番号管理システムその他、制度別のデータベースの中でも被保険者情報や被保険者資格の得喪記録を保持している。
- 新システムでは、被保険者個人の情報や年金制度の加入履歴等の情報の管理体系を一本化する。



# ○ 記録管理システム及び基礎年金番号管理システムのオープン化スケジュール

23.1



- ※ 基本設計落札業者：①(株)NTTデータ、②(株)NTTデータ、③(株)日立製作所、④沖電気工業(株)、⑤アクセンチュア(株)
- ※ 基本設計契約期間：①②③⑤平成18年8月～平成19年6月、④平成18年8月～平成19年4月
- ※ 詳細設計以降の調達については、別途検討を行う。

# 国民年金保険料収納事業にかかる市場化テストモデル事業について

## 1. 目的

「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」(平成16年12月24日規制改革・民間開放推進会議)に基づき、社会保険庁が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、強制徴収や免除勧奨を除く納付督促業務等を包括的に委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、収納率の向上を図るとともに、当該業務の質及びコストに関する官民間の透明・中立・公正な比較を実施する。

## 2. 委託の範囲

国民年金保険料の未納者に対する納付督促業務、被保険者からの委託に基づく保険料の納付受託業務、口座振替の獲得業務、記録の管理及び報告を包括的に委託。

## 3. 対象社会保険事務所及び受託事業者

### (1) 平成17年度～

5箇所 (実施期間:平成17年10月～平成18年9月)

- |                |   |                   |
|----------------|---|-------------------|
| ①弘前社会保険事務所(青森) | } | (株)もしもしホットライン     |
| ②宮崎社会保険事務所(宮崎) |   |                   |
| ③足立社会保険事務所(東京) | } | イー・シー・エス債権管理回収(株) |
| ④熱田社会保険事務所(愛知) |   |                   |
| ⑤平野事務所(大阪)     |   |                   |

### (2) 平成18年度(継続分)(受託事業者は新たな入札により決定)

5箇所(実施期間:平成18年10月～平成19年9月)

- |                |   |               |
|----------------|---|---------------|
| ①弘前社会保険事務所(青森) | } | (株)トライアイ      |
| ②足立社会保険事務所(東京) |   |               |
| ③熱田社会保険事務所(愛知) |   |               |
| ④平野事務所(大阪)     |   |               |
| ⑤宮崎社会保険事務所(宮崎) |   | (株)もしもしホットライン |

### (3) 平成18年度(新規分)

30箇所【拡大】 (実施期間:平成18年7月～平成19年9月)

- |                         |                    |                        |                    |
|-------------------------|--------------------|------------------------|--------------------|
| ①茨城地区(水戸北、水戸南)          | …(株)もしもしホットライン     | ⑧神奈川地区(厚木、相模原、横須賀、鶴見)  | …(株)もしもしホットライン     |
| ②埼玉中北部地区(熊谷、浦和)         | …(株)もしもしホットライン     | ⑨愛知地区(名古屋西)            | …(株)もしもしホットライン     |
| ③埼玉中西部地区(川越)            | …(株)もしもしホットライン     | ⑩京都地区(下京)              | …イー・シー・エス債権管理回収(株) |
| ④千葉北部地区(佐原、松戸)          | …(株)もしもしホットライン     | ⑪大阪地区(難波、今里、福島、大手前、城東) | …(株)もしもしホットライン     |
| ⑤千葉南部地区(木更津)            | …(株)トライアイ          | ⑫兵庫地区(三宮、兵庫)           | …イー・シー・エス債権管理回収(株) |
| ⑥東京東部地区(上野、江戸川、荒川、墨田、港) | …(株)もしもしホットライン     | ⑬福岡地区(中福岡)             | …(株)トライアイ          |
| ⑦東京西部地区(新宿、渋谷、武蔵野)      | …イー・シー・エス債権管理回収(株) |                        |                    |

## 4. 公共サービス改革法

- 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下「公共サービス改革法」という。)」において、国民年金保険料の収納事業が対象事業として規定された。
- 上記モデル事業終了後は、引き続き公共サービス改革法に基づく国民年金保険料収納事業として実施を予定。  
(平成19年10月より、95箇所を対象として実施予定)

# 未適用事業所の適用促進事業にかかる市場化テストモデル事業について

## 1. 目的

「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」(平成16年12月24日規制改革・民間開放推進会議)等に基づき、社会保険庁が実施している厚生年金保険等の未適用事業所の適用促進業務のうち、職権による強制適用を除く未適用事業所の把握業務等を包括的に委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、適用を図るとともに、当該業務の質及びコストに関する官民間の透明・中立・公正な比較を実施する。

## 2. 委託の範囲

- (1) 未適用事業所の把握  
厚生年金保険等への加入勧奨を行うべき未適用事業所の把握。
- (2) 加入促進  
事業所の現況を確認し、事業主に対し加入勧奨を行う。
- (3) 事業報告書の作成  
加入勧奨事蹟及び経費等事業実績の評価のための報告書の作成。

## 3. 対象社会保険事務所及び受託事業者

(1) 平成17年度 5箇所(実施期間:平成17年6月~平成18年3月)

- ①東京地区
  - ・港社会保険事務所
  - ・渋谷社会保険事務所
  - ・足立社会保険事務所 } 東京都社会保険労務士会
- ②福岡地区
  - ・南福岡社会保険事務所
  - ・久留米社会保険事務所 } (株)アイ・シー・アール

(2) 平成18年度 104箇所(実施期間:平成18年6月~平成19年3月)

- |              |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|--------------|
| ①北海道地区(4事務所) | キャリアバンク(株)   | ⑧愛知地区(8事務所)  | (株)アイ・シー・アール |
| ②宮城地区(4事務所)  | 宮城県社会保険労務士会  | ⑨京都地区(5事務所)  | 京都府社会保険労務士会  |
| ③埼玉地区(5事務所)  | (株)アイ・シー・アール | ⑩大阪地区(14事務所) | 大阪府社会保険労務士会  |
| ④千葉地区(4事務所)  | 千葉県社会保険労務士会  | ⑪兵庫地区(8事務所)  | 兵庫県社会保険労務士会  |
| ⑤東京地区(26事務所) | 東京都社会保険労務士会  | ⑫広島地区(6事務所)  | 広島県社会保険労務士会  |
| ⑥神奈川地区(7事務所) | (株)アイ・シー・アール | ⑬福岡地区(9事務所)  | (株)アイ・シー・アール |
| ⑦静岡地区(4事務所)  | 静岡県社会保険労務士会  |              |              |

※ 平成19年度は、市場化テストの経験を生かし、すべての社会保険事務所を対象として一般競争入札による民間委託を実施。

## 年金電話相談センター事業委託業務 (市場化テストのモデル事業)

### 1. 目的

年金電話相談センター事業について、年金電話相談センターに寄せられる年金相談への対応等を包括的に市場化テストのモデル事業として実施し、サービスの向上を図ること。

### 2. 委託の範囲

次の業務を委託することとし、いかに当該業務を効率的、効果的に実践するかという手段・手法については、現行法の範囲内において、受託者の提案に委ねるものとする。

#### (1) 電話による年金相談業務

電話により年金電話相談センターに寄せられる年金相談・クレーム等への回答・案内等の必要かつ適切な対応を行う。

#### (2) 各種届出用紙・各種通知書の送付依頼受付業務

電話により年金電話相談センターに寄せられる各種届出用紙及び各種通知書の送付依頼の受付及び送付を行う。

#### (3) 事業報告書の作成業務

事業実績(電話相談対応状況、経費等)の評価のための報告書の作成を行う。

### 3. 対象年金電話相談センター及び受託事業者

実施期間	茨城年金電話相談センター	広島年金電話相談センター
平成17年10月～平成18年9月	アシスト(株)	日本マルチメディアサービス(株)
平成18年10月～平成20年9月	富士ソフトサービスビューロ(株)	日本マルチメディアサービス(株)

### 4. 今後の方針

平成19年度から全国24箇所の年金電話相談センターを順次3箇所程度に集約し、新たなコールセンターを構築する予定。新たなコールセンターにおいては、市場化テストの成果を踏まえて、オペレーター業務は全面的に一般競争入札による民間委託とする予定。

## 社会保険庁の組織・業務改革に伴う人員削減計画

### 【計画】

行政組織のスリム化と公務員数の純減を図るため、社会保険庁の組織及び業務の改革を進めるに際して、

- ①定型的業務の外部委託や市場化テストによる外部委託の拡大、システムの刷新等による業務そのものの削減、業務の広域的な集約化等による合理化を徹底するとともに、
- ②その一部を活用して、年金保険料の徴収体制の充実をはじめとした強化すべき業務への人員シフトを図りながら、

平成18年度から24年度までの7年間に、政府管掌健康保険の公法人(非公務員型)への移管を含めて、平成17年度の人員数に比較して、

- ①常勤公務員の定員を、20%以上純減するとともに、
- ②常勤及び非常勤の公務員をあわせて、1万人程度の純減を行う。

※新組織への移行は平成20年秋の予定であるが、社会保険オンラインシステムの刷新に5年程度を要し、システムを前提として広域的な集約化を段階的に行う必要があることから、7年間を計画期間として設定。

(参考1) 現時点における試算

**<現行の社会保険庁>**

(1) 正規職員	17,365人
(2) 非常勤職員	11,461人
① 謝金職員	5,211人
② 国民年金推進員	3,108人
③ 事務補助員	3,142人
<hr/>	
計	28,826人

※平成17年度定員  
 ※謝金職員は週40時間勤務、国民年金推進員は、週30時間勤務の予算定員  
 ※事務補助員は、定員の定めが無い場合、実績を、短期雇用も含めて常勤換算した人数



**<年金運営新組織>**

・正規職員	13,000人程度
・非常勤職員	5,200人程度
<hr/>	
計	18,200人程度

**<本省(地方厚生局)への移管>**

- ・正規職員 800人程度(保険医療の指導監督等)

**<政管健保の公法人への移管>**  
(非公務員型)

- ・正規職員 2,000人程度①
- ・非常勤職員 1,500人程度②

---

計 3,500人程度③

**<削減>** (合理化による減から強化する業務へのシフトを控除した後の純減)

・正規職員	1,500人程度の減④
・非常勤職員	4,800人程度の減⑤
<hr/>	
計	6,300人程度の減⑥

- ・ ①+④=3500人 ⇒ 常勤公務員の定員を20%以上削減
- ・ ③+⑥=9800人 ⇒ 常勤、非常勤を合わせて約1万人の公務員を削減  
(※公務員の削減数には、非公務員型の公法人への移管を含む)

(参考2)

社会保険庁の組織・業務改革に伴う人員削減試算の内訳(現時点における試算)

<合理化による減>

		正規職員	非常勤職員	合計
事務の集中化による定型的業務等の外部委託化		1200~1300人	1400~1500人	2600~2700人
システムの刷新による業務そのものの減		800~900人	100~200人	900~1000人
バックオフィス業務の効率化		300~400人		300~400人
社会保険事務局のブロック単位化による減		200~300人		200~300人
健保給付等業務の効率化		150~250人		150~250人
小計		2800~2900人	1600~1700人	4400~4500人
市場化テストによる 外部委託 (モデル実施三事業を 全国実施した場合)	未適用事業所の適用促進		300人程度	300人程度
	国民年金保険料の収納	800~900人	2500~2600人	3400~3500人
	年金電話相談センター		800人程度	800人程度
	小計	800~900人	3600~3700人	4500~4600人
合計		3700~3800人	5300~5400人	9000~9100人

<強化する業務へのシフト>

		正規職員	非常勤職員	合計
国民年金の保険料の長期未納者に対する強制徴収等		1000人	600人程度	1600人程度
厚年・健保の未加入事業所の職権適用、保険料の滞納整理		500~600人		500~600人
内部統制機能の強化、オンラインシステム運営体制の強化、業務品質の向上、団塊世代対策、その他		600~700人		600~700人
合計		2100~2200人	600人程度	2700~2800人

<削減>

差し引き	1500人程度	4800人程度	6300人程度
------	---------	---------	---------



(参考3) 合理化方策の具体的な内容

社会保険オンラインシステム刷新可能性調査や、社会保険業務・システムの見直し計画の検討（外部専門業者に委託して削減可能業務量を試算）を踏まえるとともに、市場化テストの試行の状況を踏まえて、以下の合理化を行う。

<p>1. 事務の集中化による定型的業務の外部委託化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、社会保険事務所で受理している申請、届出等の処理を、ブロック単位に1箇所から複数設置する広域的な事務処理センターに集約し、行政の職員と外部委託先の職員が連動して効率的に分担処理する仕組みを構築</li> </ul>
<p>2. システムの刷新による業務そのものの減</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険オンラインシステムを刷新し、①手作業で行っている処理を自動化する、②社会保険庁が既に保有している情報については、被保険者による届出等の書類への記入を省略、③住民基本ネットワーク、共済組合等の他の公的機関とのデータ連携を図ることにより、職員が行う業務そのものを削減</li> </ul>
<p>3. バックオフィス業務の効率化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在開発中の各省共通の人事給与システム、共済システムの導入や、全庁LANの活用により業務を効率化</li> </ul>
<p>4. 社会保険事務局のブロック単位化による減</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県単位に設置している社会保険事務局を、ブロック単位に集約</li> </ul>
<p>5. 健保給付等業務の効率化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政管健保の給付業務等を公法人に移行する際に、新たなシステムを構築して、業務を効率化</li> </ul>
<p>6. 市場化テスト（未適用事業所の適用促進）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生年金・健康保険の未適用事業所の把握業務及び加入勧奨業務を包括的に委託</li> </ul>
<p>7. 市場化テスト（国民年金保険料の収納）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な未納者情報を提供した上で、電話による納付督促、戸別訪問による納付督促及び保険料の納付委託を包括的に委託</li> </ul>
<p>8. 市場化テスト（年金電話相談センター）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金電話相談センターの業務（電話による年金相談、電話による各種通知等への問合せの対応）を委託</li> </ul>

(参考4) 強化する業務の具体的な内容

国民年金の保険料の長期未納者に対する強制徴収等の収納対策など、優先度の高いものから体制強化を行う。

<p>1. 国民年金の保険料の長期未納者に対する強制徴収等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金の保険料の長期未納者について、年間60万人に対して最終催告状を送付して、強制徴収の手続きを行う。</li> <li>・国民年金の保険料の長期未納者のうち、市町村からの所得情報により免除対象者に該当することが判明した者については、免除の手続きを勧奨する。</li> </ul>
<p>2. 厚年・健保の未加入事業所の職権適用、保険料の滞納整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金、健康保険の未加入事業所について、重点的な加入指導を行っても手続きを行わない場合は、職権で適用手続を行う。</li> <li>・厚生年金、健康保険の保険料の滞納処分を進める。</li> </ul>
<p>3. 内部統制機能の強化、オンラインシステム運営体制の強化、業務品質の向上、団塊世代対策等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務改善、人材育成、監査等の内部ガバナンス機能を強化する。</li> <li>・社会保険オンラインシステムの運営管理体制を強化し、開発業者へ依存しやすい体質を改め、開発コストの適正化を図るとともに、プログラム誤りの防止を図る。</li> <li>・年金相談等の業務品質の向上を図る。</li> <li>・いわゆる団塊世代が年金受給権を取得する世代となることによる給付、相談等の業務増に対応する。</li> </ul>

## 3. 年金記録問題

# 年金記録の管理のこれまでの経緯について

わが国の年金制度は、社会保険方式を原則としており、給付を受けるためには、一定の保険料の納付が必要である。

このため、年金額の計算は、保険料納付済み期間等に基づき行う必要があることから、個人個人の保険料納付記録等の被保険者記録を長期間適切に管理する必要がある。

## I 基礎年金番号導入前の年金記録の管理

### 1 オンラインシステム導入以前

#### 1) 厚生年金保険

- 厚生年金保険については、適用事業所の事業主に保険料を賦課するため、社会保険事務所において、事業主からの届出に基づき事業所毎の「被保険者名簿」により被保険者の記録を管理していた。
- また、被保険者名簿の記録については、資格喪失を契機として社会保険業務センターに送付され、年金を裁定するために必要な記録を被保険者毎に「原簿」（厚生年金被保険者ファイル）で管理していた。

#### 2) 国民年金

- 国民年金については、市町村において適用事務と保険料の収納事務を行っていたことから、国民年金の被保険者記録は、市町村の「被保険者名簿」により管理していた。また、社会保険事務所において、市町村の被保険者名簿に基づき作成した「被保険者台帳」により記録管理を行っていた。
- 社会保険業務センターにおいては、社会保険事務所から送付される被保険者台帳の情報に基づき、年金を裁定するために必要な記録を被保険者毎に「原簿」（国民年金被保険者ファイル）で管理していた。

### 3) 紙台帳・名簿の磁気テープ化

- 厚生年金においては、昭和32年からパンチカードによる機械処理を導入した。  
また、厚生年金では昭和37年から、国民年金では昭和40年から、磁気テープによる電算処理を導入した。
- この段階においては、社会保険事務所において作成する紙媒体の被保険者名簿、被保険者原票(厚生年金)、被保険者台帳(国民年金)と、中央の社会保険業務センターの磁気データの原簿ファイルが併存している。
- また、機械処理・電算処理の導入以前の紙媒体の台帳を、磁気データに入力する作業が行われている。
- なお、この紙媒体の台帳等は、一部を除き、マイクロフィルムにより保管されている。

## 2 オンラインシステムの導入

- これらの被保険者記録の管理、年金の裁定・支払い処理に関する膨大な事務処理は、紙媒体を中心に行っていたが、長期にわたる記録管理を適切に行い、年金相談の充実、裁定の迅速化などサービスの向上を図るため、全国の社会保険事務所と社会保険業務センターを結ぶオンラインシステムを昭和54年度から順次導入し、平成元年2月にシステム全体が完成した。
- オンラインシステムでは、届出書等に基づき直接入力するため、紙媒体の台帳や名簿は存在しない。

## Ⅱ 基礎年金番号の導入

### 1 目的と経緯

- わが国の年金制度は、従来、民間サラリーマンを対象とする厚生年金保険、公務員などを対象とする数種の共済組合、自営業者などを対象とする国民年金等に分立していた。
- 昭和60年の年金制度改正により、全国民共通の基礎年金が導入され、国民年金は、自営業者、サラリーマン、公務員の区別なく、全ての人を対象として基礎年金を支給する制度となるとともに、厚生年金や共済年金は、その上乘せの報酬比例の年金を支給する制度に再編成された。
- 一方、年金制度の加入者の記録は、国民年金、厚生年金保険、船員保険及び共済組合のそれぞれの保険者ごとに管理されており、平成9年の基礎年金番号導入前においては、
  - ① 制度を通じた記録の把握が困難
    - 職業等の変更により、加入する年金制度が複数ある場合等には、年金相談及び年金裁定時における記録確認に時間がかかる
  - ② 制度加入等の際に加入者に届出をしていただくことになっており、届出等がなければ保険者側で情報の把握が困難
    - 国民年金の第1号被保険者及び第3号被保険者についての届出もれが発生（未加入者の把握が困難）という問題が生じており、こうした問題は、無年金者の発生など制度そのものの公平性、安定性が図れないことにもつながっていた。
- このような様々な問題解消を図り、年金事業運営の一層の適正化・効率化、並びに被保険者及び年金受給権者に対する一層のサービスの向上を図るために、平成9年1月から各年金制度共通の基礎年金番号を導入した。

〈参考〉 平成9年1月時点の基礎年金番号付番件数 1億156万件

## 2 年金記録の整理・統合

### 1) 過去の年金手帳記号番号の基礎年金番号への統合（過去記録の整理）

○ 平成8年12月以前に加入していた国民年金、厚生年金保険等の年金手帳記号番号を基礎年金番号へ統合するため、基礎年金番号を本人に通知した際に、複数の年金手帳記号番号を有する場合には申し出ていただくこととし、約916万人の方から申し出があった。

また、このほかに、名寄せ処理（基礎年金番号と国民年金及び厚生年金保険の情報（氏名、性別、生年月日の3項目一致者））を行い、複数の年金手帳記号番号を有すると思われる方を、約902万人抽出した。

この計約1,818万人に対して、平成10年度から平成18年度まで計画的に照会を行い、平成18年度末までに、約1,253万人の方から回答をいただき、その回答に基づき、927万人について記録の統合処理を行った。

○ さらに、この間に、年金裁定時や年金相談等の際に、ご本人が確認の上、基礎年金番号への統合を進めてきた。

○ その結果、平成18年6月1日現在、基礎年金番号に未統合の記録は約5,095万件であり、このうち、60歳以上が約2850万件、60歳未満が約2215万件、生年月日を特定できないものが約30万件ある。

※平成19年4月1日現在では、未統合の記録は約4949万件であり、10か月で約146万件を統合。

### 2) 基礎年金番号の重複付番の発生防止と解消

○ 加入している年金制度を異動する際又は事業所を変更する際に基礎年金番号の申し出がない場合は、氏名・性別・生年月日により既に付番していないか確認することを徹底した。

○ しかし、本人からの回答に錯誤があった場合や婚姻により氏名を変更した場合等は、別人と判断して新規付番し、その結果、重複付番が発生するケースがある。

○ このため、平成9年8月、平成12年12月及び平成16年度以降は毎年、同一人調査（氏名、性別、生年月日、住所の4項目一致者をいう。）を行い、重複付番解消の処理を行っている。

〈参考〉 平成9年8月同一人調査 平成18年10月同一人調査  
約98万人 → 約2万人

### 3. 基礎年金番号の実施に伴う共済組合との情報交換

- 共済組合の組合員の加入記録及び共済年金の受給権者記録の管理は、国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び各地方公務員共済組合等（平成19年4月1日現在15共済組合等）が行っている。  
このため、年金加入記録に共済組合員期間がある方についての詳細なご相談は、各共済組合等が窓口となる。
- 社会保険庁では、平成9年1月の基礎年金番号の導入に伴い、各共済組合等からその一部の情報について定期的に情報提供を受けている。

〔提供を受けている共済組合員情報〕

<p>ア 基礎年金番号導入時に提供された情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成9年1月に現存している共済組合の組合員の加入記録 (平成8年12月以前に資格喪失したままの方についての加入記録は、保有していない)</li> </ul>
<p>イ 基礎年金番号の導入以降に共済組合と交換している情報</p> <p>※組合員の加入や脱退などの情報及び受給権者の共済年金額（職域加算額を除く）等の情報については、右の頻度で提供を受けている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団 → 毎月1回</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地方公務員共済組合（地方公務員共済組合連合会を經由） → 共済組合によって月1回、隔月、年2回  (対応可能な地方公務員共済組合から、段階的に情報提供を受ける回数を増やしている。引き続き、個々の地方公務員共済組合との間で、情報交換の実施方法について検討していくこととしている。)</li> </ul>

- 今後、被用者年金の一元化に向け、更なる情報の共有化を進めていくこととしている。



## Ⅲ 年金個人情報提供サービスの充実による記録確認の機会の拡大

### 1 記録の確認の必要性

- 基礎年金番号の導入以前から現在まで、年金額の決定（裁定）は、受給権者の請求に基づいて行われることとなっており、その際には、裁定請求書にご本人の加入履歴、基礎年金番号（基礎年金番号以外に年金手帳記号番号がある場合には、基礎年金番号及び年金手帳記号番号）等を記入していただき、社会保険庁が管理する記録と照合することとしている。
- 裁定に当たり記録に不明な点がある場合には、加入履歴等を付して記録調査の照会を申し出ていただき、その申出に基づき調査を行うこととなるが、基礎年金番号で管理する記録に統合されていない記録が判明した場合には、その都度、記録の整備を行っている。
- なお、現在、年金を受給開始後に年金額が変更されるケースが年間3～4万件あるが、これらについては、
  - ① 裁定請求時点において、被保険者記録の一部が未確認であったが、ご本人の希望により先に裁定を行い、その後、全ての被保険者期間が確認されたことにより、記録の追加を行ったもの
  - ② ご本人に確認の上裁定を行ったが、後になって、ご本人から申告していなかった被保険者期間の申出があったもの
  - ③ 事業主からの賞与等の記録訂正に伴い裁定変更が必要になったもの

などが主な理由となっている。

〈参考〉平成13年度から平成19年2月末までの裁定変更件数 218,474件

### 2 記録確認の機会の拡大

- このように基礎年金番号で管理する記録に統合されていない記録を含め、年金の加入記録については、ご本人からの請求又は照会と社会保険庁で管理している記録が一致することで、ご本人の記録として確定することとなるが、社会保険庁では、受給権者の方からの請求等を待つことなく、積極的に年金加入記録等の個人情報をお知らせする取組みを進め、被保険者の方々に事前に記録を確認していただく機会を拡大することにより、被保険者記録の適切な管理に努めている。

## 1) 年金加入記録のお知らせ（58歳通知）及び年金見込額の提供（平成16年3月から実施）

- 58歳到達者（昭和21年1月2日以降に生まれた方）を対象として年金加入記録をお知らせし、記録をご確認いただいた上で、補正が必要な場合には、申出に基づき必要な整備を行っている。（平成19年2月までに500万件送付）
- このうち、記録調査の申出があったものが平成18年12月末までに約41万件あり、うち約35万件には既に回答している。これらの回答の内訳については、現在調査中であるが、後述の「年金記録相談の特別強化体制」の傾向は次のとおり。
  - ・ 窓口相談に来られた方のうち、基礎年金番号に収録済みであったケースを除いても、約9割が窓口調査により記録を確認済み
  - ・ 申出により記録を訂正したのは、全体の0.01%以下
- また、老齢基礎年金の受給要件を満たしている58歳到達者であって、年金見込額の提供を希望する方には、年金見込額を記したお知らせを送付している。（平成19年2月までに288万件送付）

## 2) 裁定請求書の事前送付（ターンアラウンド）（平成17年10月から実施）

- 年金を請求される方の利便性の向上と裁定漏れを防ぐため、60歳（昭和21年1月2日以降に生まれた方）を対象に特別支給の老齢厚生年金の受給権（年金を受け取る権利）が発生する方及び65歳（昭和16年1月2日以降に生まれた方）に老齢基礎年金、老齢厚生年金（厚生年金保険・船員保険の加入期間がある方）の受給権が発生する方に対し、基本項目（基礎年金番号・氏名・性別・生年月日・住所）及び年金加入記録を印字した裁定請求書を、裁定請求の案内（記載要領を含む）と併せて本人あて送付している。（平成19年2月までに198万件送付）
- また、60歳到達間近の方に対し、年金制度別の年金加入月数をお知らせするとともに、
  - ① 65歳から老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給権が発生する方に対し、国民年金の任意加入制度等を周知するための案内はがき（平成19年2月までに39万件送付）
  - ② 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていることが確認できない方に対し、年金加入期間の確認と社会保険事務所での相談を促す案内はがき（平成19年2月までに36万件送付）を送付している。

### 3) 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を活用した前年分の年金加入状況の提供（平成17年11月から実施）

- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行対象者（平成18年1月1日から12月31日までの間に、国民年金保険料を納付していただいた方）に対し、前年分の年金加入状況を参考情報として控除証明書の裏面を活用し、お知らせしている。（平成18年11月 加入状況のお知らせ発行件数 1, 176万件）

### 4) ID・パスワード方式による年金加入状況の提供（平成18年3月から実施）

- インターネットでの年金加入記録の提供について申し込み、本人確認を行った上で、ユーザID・パスワードをご本人あてに郵送している。ユーザID・パスワード入手後は、社会保険事務所等に直接お越しただかなくても、24時間365日いつでもインターネットで自身の年金記録が確認できる。提供する記録は、月に一度更新している。（平成19年2月までのユーザID・パスワードの発行件数 20万件）

### 5) ねんきん定期便

- 「ねんきん定期便」は、年金制度への理解を深めるための取組として、平成16年の年金制度改正に盛り込まれたものであり、保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金個人情報若くは若い人にもわかりやすくお知らせすることを目的としている。「ねんきん定期便」を開始することにより、（60歳未満の）被保険者の方全員に、毎年、誕生日の月に、年金に関する個人情報をお知らせすることになる。平成20年4月からの実施を予定しているが、一部の年齢の方に対しては、前倒して実施する予定で準備を進めている。
- 平成19年4月以降に35歳になられる方に対しては、平成19年3月から、年金の加入期間や履歴といった年金加入記録のお知らせを開始したところである。また、平成19年12月から、45歳になられる方へも同様に年金加入記録をお知らせし、55歳以上の方へは保険料納付額の実績や年金見込額についてもお知らせすることとしている。  
なお、58歳の方については、19年度中は既に実施している形（58歳通知）でお知らせすることとしている。

※ 「ねんきん定期便」の導入に当たっては、基礎年金番号で管理している記録に基づき実施することとしていることから、引き続き、過去記録の整理や重複付番の解消を図るとともに、住所記録の整備等を進めていくこととしている。

## IV 年金記録相談の特別強化体制

- 社会保険庁においては、年金記録に不安や疑問を持つ方に対し、ご本人の年金記録の確認や必要な調査に迅速に対応できるよう、平成18年8月21日から、年金記録相談の特別強化体制を執っている。
- 具体的には、社会保険事務所に専用窓口を設置し、年金加入記録について徹底的に調査・確認を行っている。さらに、社会保険事務所が調査・確認した後も、ご本人の申立てにより、社会保険庁本庁に設置した年金記録審査チームにおいて事実関係の調査を行い、記録訂正の要否を判断している。
- この「年金記録相談の特別強化体制」の平成18年8月21日から平成19年3月末までの状況は、
  - ・ 窓口に来られた2,153,815人のうち2,124,314人(98.6%)は、その場で記録の確認がされている。
  - ・ 残りの29,501人と別途郵送等により申出があった34,673人を合わせ、64,174人の方から、調査の申出があったが、これらのうち、56,999人に対して既に回答を行っている。
  - ・ 社会保険事務所における調査に不明な点がある場合には、社会保険庁本庁に設置した年金記録審査チームに申立を行うことが可能であり、平成19年4月27日現在、262人の方が申立てを行っている。
- また、平成18年8月21日から12月28日までに相談を受けた約100万件のうち、
  - ・ マイクロフィルムや市町村の被保険者名簿に記録がなく、領収書等により判明した記録が、55件
  - ・ マイクロフィルムや市町村の被保険者名簿にはあるがオンライン上にない記録は、29件

## 1. 年金記録とはどのようなものか

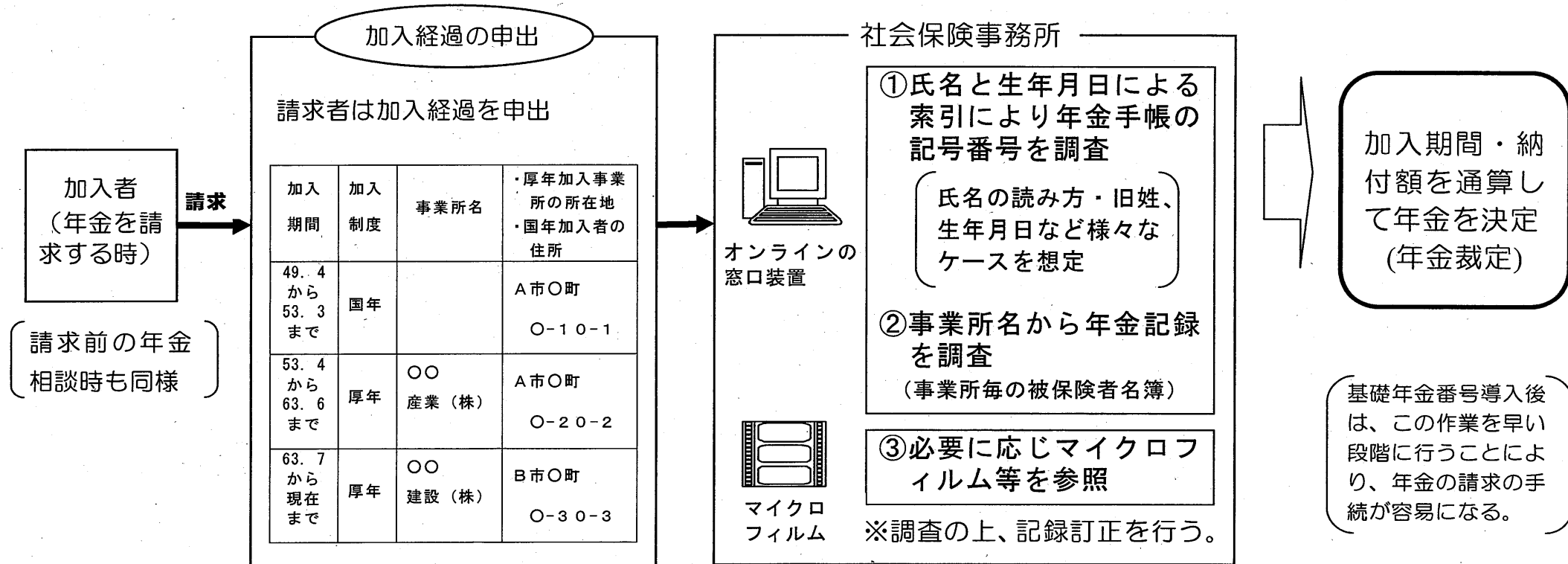
厚生年金保険・船員保険	国民年金
○記号番号 ○氏名（漢字） ○氏名（カナ）（昭和54年7月以降についてのみ届出義務） ○性別 ○生年月日 ○住所（平成8年4月以降についてのみ届出義務） ○事業所記号 ○資格取得・喪失年月日 ○標準報酬月額 ○一時金記録（脱退手当金等） 等	○記号番号 ○氏名（漢字） ○氏名（カナ） ○性別 ○生年月日 ○住所 ○資格取得・喪失年月日 ○納付状況 等

※オンライン上の記録には、  
・氏名（漢字）は、オンライン化以前の記録には収録されていない、  
・氏名（カナ）は、厚生年金では氏名（漢字）のみ届出義務があった昭和54年7月以前に被保険者資格を失った方については機械的に漢字からカナ変換したものが収録されている場合がある、  
・厚生年金では、氏名、生年月日等は、事業主経由の届出であり、正確でないこともある、  
・生年月日がないものもある、  
など、情報の一部が欠けていたり、誤っていたりするものもある。

※しかし、その場合でも、年金相談や年金請求時に加入期間、事業所名、住所や、マイクロフィルムで保管している情報から、本人の記録を特定することが可能

- 年金記録は、記号番号、氏名、性別、生年月日という基本情報と、被保険者となった年月日（資格取得）、被保険者ではなくなった年月日（資格喪失）、標準報酬月額、保険料の収納状況等の加入履歴が収録されている。
- これらは、手帳番号、氏名、生年月日で検索でき、また、厚生年金は、事業所単位の被保険者名簿でも調べられる。

## 2. 年金の請求時に行う作業（基礎年金番号導入前からの制度本来の手続）

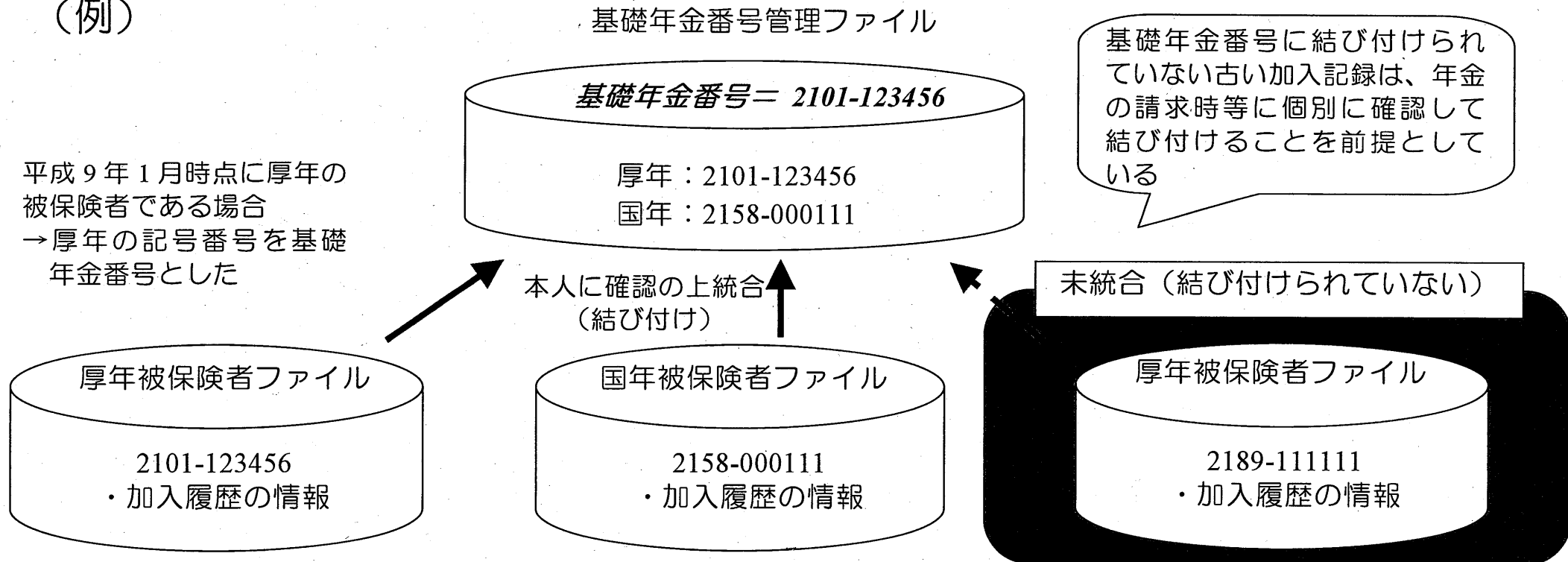


○年金の加入記録は、国民年金や厚生年金保険等それぞれで管理され、同じ厚生年金でも、事業所が変わった際に別の手帳番号が付けられるなど、一人が生涯に複数の手帳番号を有する可能性があることから、年金の請求時には、

- ① 本人の加入経過の申出に基づき、年金記録との突き合わせを行い、一致していれば年金を決定する。
- ② 一致しない場合は、社会保険事務所で、氏名・生年月日や事業所名を手掛かりに、コンピュータやマイクロフィルム等により手帳番号や年金記録の調査等を行い、その結果、必要に応じて記録の訂正を行った上で、年金を決定する。

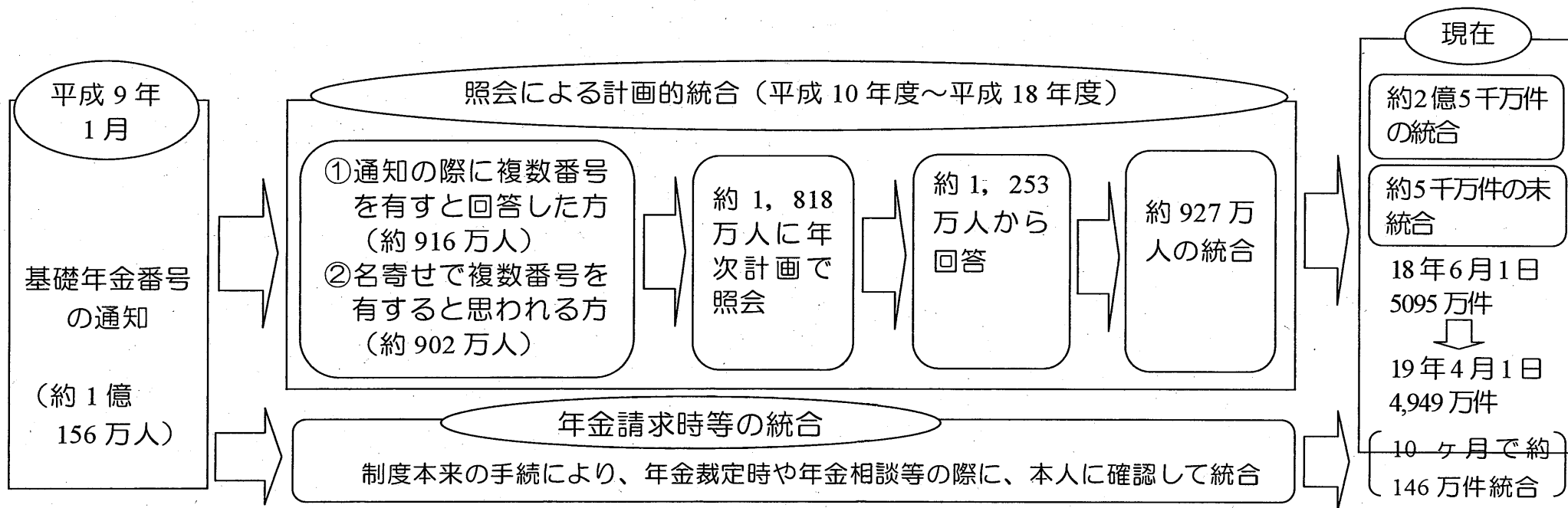
### 3. 基礎年金番号の導入と基礎年金番号への統合（結び付け）について

(例)



- 年金制度の加入者の記録は、国民年金や厚生年金保険等それぞれの保険者ごとに管理されていたが、
  - ① 制度を通じた記録の把握に手間がかかること、
  - ② 加入者の届出に依存していたため届出等がなければ保険者側で情報の把握がしづらいこと、
 といった課題に対し、事務の効率化とサービスの向上を図るため、平成9年1月から基礎年金番号を導入し、複数の年金手帳記号番号の統合を開始した。
- その際平成9年1月時点に加入していた各制度の被保険者番号をそのまま基礎年金番号とした。
- これにより他の年金手帳の記号番号が基礎年金番号管理ファイルに結び付けられて一元管理されることにより、①年金相談や年金の請求の際の手間が軽減される、②年金見込額をお知らせすることが可能になる。

## 4. 基礎年金番号への統合の作業経過と未統合の5000万件



平成9年1月に基礎年金番号制度を導入するに当たって、平成8年12月以前に1人が複数持っていた年金手帳記号番号を、以下のように統合してきたが、現時点で5000万件が未統合。

### (1) 照会による計画的統合

- ① 基礎年金番号を通知した際に照会した複数の年金手帳記号番号を有する方からの回答（約916万人）と、
- ② 申し出のなかった方について名寄せ（氏名、性別、生年月日の3項目の一致）による抽出（約902万人）の合計約1,818万人に対し、計画的に照会（平成10年度～平成18年度）し、約1,253万人の方から回答をいただき、約927万人について統合が終了したが、回答のない方が多く、未統合のまま残っている。

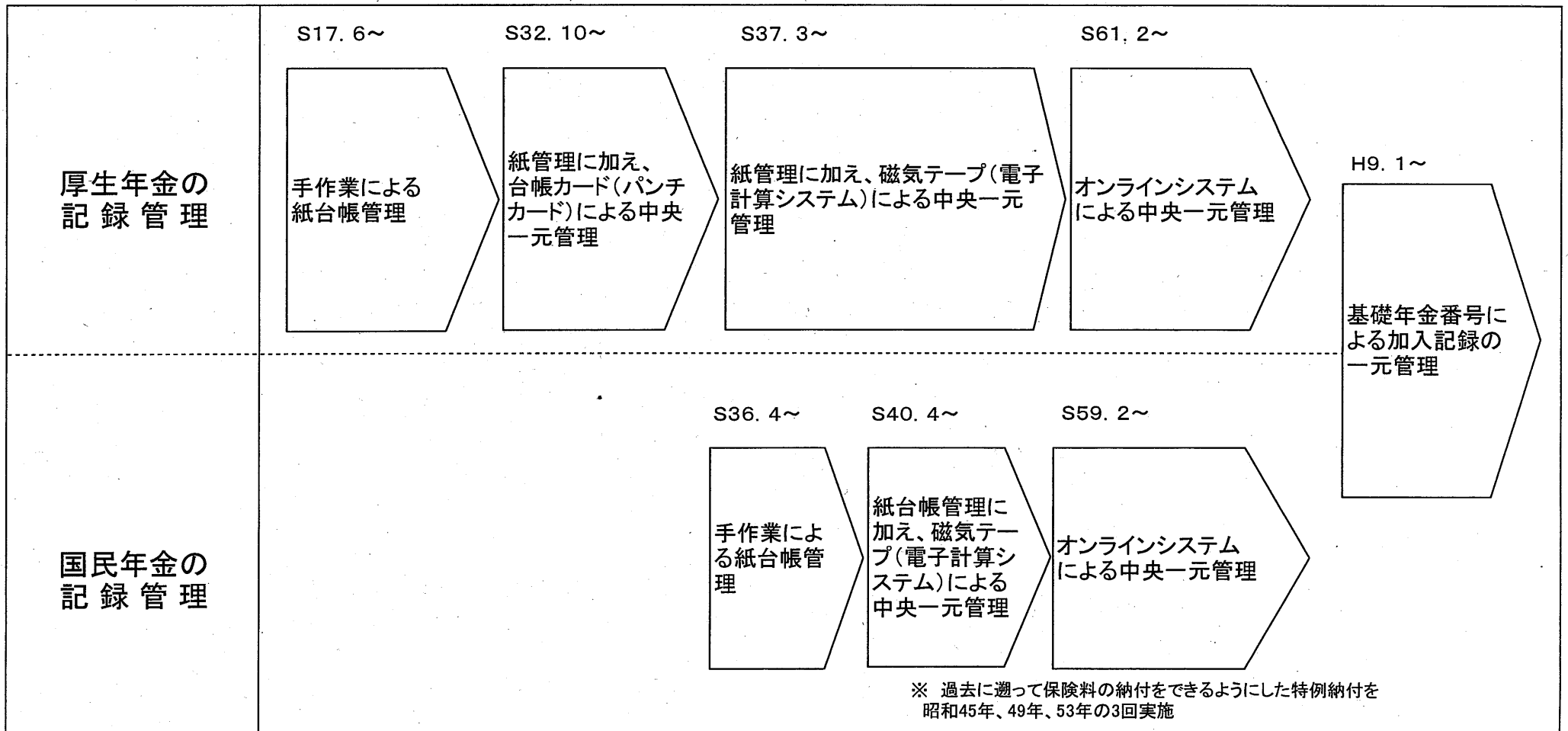
### (2) 年金請求時等の統合

- 年金の請求時期に近い方については、制度本来の手続に従い、年金の請求時や年金相談等の際に、本人に確認の上、基礎年金番号へ統合してきた。



## 5. 年金記録管理の事務処理の変遷（全体像）

<b>主な制度改正</b>	S17. 6 労働者年金保険法 施行 (S19. 10 厚生年金保険法に 名称変更)	S29. 5 厚生年金保険 法の全面改正・ 施行	S34. 11 国民年金法施行 S36. 4 拠出制国民年金の発足 (国民皆年金の達成・通算制度の 創設)	S61. 4 基礎年金制度の導入 (厚生年金保険法及び国民年金法の全 面改正・施行)
---------------	---	-----------------------------------	--	---



# 年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について

## 1 年金記録の名寄せの前倒し

- (1) 「5000万件」の記録とすべての方の記録との名寄せの前倒し  
【20年5月】→【19年12月～20年3月を目途】
- (2) 「1430万件」・「36万件」のマイクロフィルムのデータを磁気化し、すべての加入者のコンピュータの記録と名寄せ（あわせて結果の通知）【20年5月までを目途】

## 2 すべての方への加入履歴のお知らせ（「ねんきん特別便」）

- (1) 「5000万件」の名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方へのお知らせの前倒し
  - ① 既に年金を受け取られている方：【20年6～8月】
  - ② 今後年金を受け取る予定の方：【20年6月～21年3月】→【19年12月～20年3月を目途】
- (2) その他のすべての方へのお知らせ
  - ① 既に年金を受け取られている方：【20年9月～21年3月】→【20年4～5月を目途】
  - ② 今後年金を受け取る予定の方：【35、45、58歳通知で対応】  
→ 全員へお知らせ【20年6～10月を目途】

## 3 コンピュータの記録と台帳等との計画的な突き合わせ 【進捗状況を半年毎に公表】

- ① 社会保険庁が保管する国民年金の特殊台帳の記録
  - ② 市町村が保有する国民年金の被保険者名簿の記録
  - ③ 社会保険庁が保管する厚生年金の被保険者名簿・原票の記録
- ※コンピュータへの転記が正確かどうかのサンプル調査を実施

## 4 「年金記録確認第三者委員会」（総務省）における記録確認

社会保険庁等に記録がなく、ご本人も領収書等がない事例について、個別に、ご本人の立場に立って、公正に判断。

## 5 相談体制の拡充

- ① すべての市町村において、社会保険労務士の協力も得て巡回相談を実施。【19年7月中を目途に開始】
- ② 企業ごとの「年金相談窓口」の設置など、日本経団連、日本商工会議所及び全国商工会連合会の協力により、企業等における年金に関する相談機能を充実。【19年7月以降随時】

## 6 新たな年金記録管理システムの構築

- ① 住民基本台帳ネットワークと連携し、住所異動、氏名変更、死亡といった変動が年金管理記録に反映される仕組みに転換。【23年度中を目途】
- ② 1人1枚の「社会保障カード」（仮称）を導入し、自宅においてもできる、常時、安全かつ迅速な年金記録の確認を実現。【23年度中を目途】

## 7 「年金記録問題検証委員会」（総務省）による検証 【19年7月に中間発表】

年金記録問題発生の際、経緯、原因、責任の所在等について、徹底的に調査・検証。

## 8 「年金業務・社会保険庁監理委員会」（仮称）の設置（総務省）

年金記録問題への対応策の着実な実施及び社会保険庁の業務の適正かつ確実な執行を監理するため、社会保険庁からの報告の聴取及び評価、監視、調整等を常時実施。  
【19年7月中を目途に設置】

# **年金記録に対する信頼の回復と新たな 年金記録管理体制の確立について**

# 目次

はじめに	・・・ 1
I 直面する年金記録問題への対応	・・・ 2
1. 年金記録の名寄せ	
2. すべての方への加入履歴のお知らせ（「ねんきん特別便」）	
3. コンピュータの記録と台帳等との計画的な突き合わせ	
4. 「年金記録確認第三者委員会」における記録確認	
II 相談体制の拡充	・・・ 8
1. 相談体制の拡充	
2. 相談への対応状況の定期的な公表	
III 新たな年金記録管理システムの構築	・・・ 10
1. 新たな年金記録管理システムの導入	
2. 「社会保障カード」（仮称）の導入	
IV その他の課題への対応	・・・ 11
1. 年金時効特例法により年金の増額の対象となる方々へのお知らせ	
2. 保険料の着服への対応	
V 「年金記録問題検証委員会」による検証	・・・ 11
VI 「年金業務・社会保険庁監理委員会」（仮称）の設置	・・・ 12
おわりに	・・・ 12

# 年金記録に対する信頼の回復と新たな 年金記録管理体制の確立について

平成19年7月5日  
政府・与党

## はじめに

今回の年金記録の問題により、多くの国民の皆様が大きな憤りを感じています。まずは、こうした状況が生じたことについて、これまでの政府を代表し、心よりお詫び申し上げます。

この問題は、政府・与党の責任において、必ず早期に解決し、最後のお一人までチェックして正しい年金をきちんとお支払いいたします。

このため、既に、一連の対策を明らかにしてきたところでありますが、今般、国民の皆様の視点に立って、更なる追加措置を講じることとしたところであり、今後、これらの各般にわたる対策を徹底的かつ迅速に進め、年金記録問題を解消します。

また、今回の問題については、事務をつかさどる社会保険庁の体質に大きな原因がありました。公務員組織の悪い典型である「親方日の丸」的な体質を一掃し、「受け身」の姿勢を抜本的に転換させることが不可欠です。今般成立した日本年金機構法に基づき、社会保険庁の「廃止・解体6分割」を断行し、真に信頼される組織に再生します。

さらに、こうした組織の問題に加え、年金記録の管理について、国民の皆様が将来にわたり安心していただけるための根本的な対策が必要です。ご本人からの相談・照会に依存し、裁定時に記録を確認することを基本とする従来の姿勢・仕組みを改め、国民の皆様が、いつでもご自分の年金記録を確認できる、国民の信頼に足るシステムに再構築します。

こうした考え方の下に、政府・与党として、以下の諸施策について責任を持って実行し、計画どおり成し遂げることをお約束いたします。

# Ⅰ 直面する年金記録問題への対応

直面する問題の解決に向けた取組を、以下の基本方針の下で実施する。

- まず、社会保険庁自らが、記録の名寄せ等の取組を進め、記録が結び付くと思われる方にお知らせするとともに、既に年金を受け取っている受給者（以下「年金受給者」という。）及び今後年金を受給することとなる加入者（以下「現役加入者」という。）の方々すべてに対し、年金の加入履歴をお知らせする。
- その上で、年金受給者及び現役加入者の方々からの相談・照会に対して丁寧に対応する。
- このように、社会保険庁が記録の名寄せ・お知らせ等の積極的な取組を行うことを基本としつつ、年金受給者及び現役加入者の側からの相談・照会を通じた協力を得るという両面からの対応を進めることにより、問題の解決を実現する。

具体的対応は以下のとおりとし、その際、これまで明らかにしてきたスケジュール（「年金記録問題への新対応策の進め方」平成19年6月4日）を下記のとおり前倒しすることを目指す。

## 1. 年金記録の名寄せ

### (1) 「5000万件」の記録とすべての方の記録との名寄せ

#### 【明らかとなった問題】

平成9年の基礎年金番号導入以来、それ以前に交付された年金手帳の記号番号を基礎年金番号の下に統合し管理してきているが、未だ基礎年金番号の下で管理されていない記録が約5000万件ある。

なお、これらはすべて、年金記録の原簿であるオンラインシステム上の記録（以下「コンピュータの記録」という。）として収録・管理されており、記録そのものが失われたものではない。また、この中には、死亡した者の記録や受給資格に結び付かない記録が含まれている。

#### 【直面する問題への対応】

「5000万件」の記録とコンピュータの記録との名寄せ作業について、下記により実施する。

## ① 名寄せの実施

名寄せを行うためのプログラムを開発した上で、年金受給年齢に到達している「2880万件」の記録を含め、「5000万件」の記録とすべての年金受給者及び現役加入者の方々のコンピュータの記録との名寄せを実施する。【平成19年12月から平成20年3月までを目途】

## ② 記録の内容の解明

上記と並行して、別途、死亡者や一時金受給者の状況等、「5000万件」の記録の内容を解明して公表する。

## (2) マイクロフィルムにより保管されている記録「1430万件」及び「36万件」への対応

### 【明らかとなった問題】

厚生年金の喪失台帳（旧台帳）の「1430万件」の記録及び船員保険の旧台帳の「36万件」の記録については、マイクロフィルムにより保管されている。その多くは受給資格に結び付かないものか、再加入の際コンピュータに収録されているものと考えられるが、基礎年金番号の下に統合・管理されず、又は、コンピュータに収録されていない記録がある可能性がある。

### 【直面する問題への対応】

「1430万件」及び「36万件」の記録について、以下のとおり、マイクロフィルムの記録とコンピュータの記録との名寄せを行う。

## ① 名寄せの実施

「1430万件」及び「36万件」の記録のマイクロフィルムのデータを磁気ファイル化するための入力作業を行い、その上で、年金受給者及び現役加入者のコンピュータの記録と名寄せを行う。

名寄せは、(1)の「5000万件」の記録の名寄せと並行して行い、その結果、記録が結び付くと思われる方にはその旨を通知する。【平成20年5月までを目途に完了】

## ② 記録の内容の解明

上記と並行して、別途、「1430万件」及び「36万件」の記録の内容を解明して公表する。

### (3) 基礎年金番号への統合に関連するその他の問題への対応

#### ① 共済過去記録の基礎年金番号への統合

平成9年の基礎年金番号導入前に退職して組合員でなくなっている方の共済年金の記録のうち、基礎年金番号に統合されていない、いわゆる共済過去記録「181万件」については、厚生年金制度への一元化に向けて、基礎年金番号に統合する。この過程において、「181万件」とすべての年金受給者及び現役加入者の記録との名寄せを行った上で、記録が結び付くと思われる方に対し、その旨をお知らせする。【平成21年度中を目途】

#### ② 基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止

基礎年金番号の重複付番の解消・発生防止を更に徹底する。

ア 平成18年10月時点で判明した重複付番（2万件）のうち未解消の4千件の解消に向け、個別訪問等徹底した調査を実施する。

【平成19年8月中を目途】

平成18年10月以降これまでに発生した可能性のある重複付番についても同様に対応する。【平成19年10月以降逐次実施】

イ 新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、徹底した調査の実施により、重複付番の発生を防止する。【今後随時】

#### ③ いわゆる無年金者の方への年金記録問題に関するお知らせ

年金の受給資格を満たしていない方、いわゆる無年金者の方については、今後、市町村に協力を依頼し、介護保険料徴収に関する情報を活用して、今般の問題に関する注意喚起と呼びかけを行う。【平成20年度以降随時】

#### ④ 厚生年金基金と社会保険庁の記録の突き合わせ

社会保険庁から、厚生年金基金ごとに被保険者記録を提供し、全基金において記録の突き合わせを実施する。【平成20年度中を目途】

#### ⑤ 旧令共済組合員期間の厚生年金被保険者期間への通算に関する制度の周知

陸海軍工廠等の旧令共済組合員期間を厚生年金の被保険者期間に通算して、定額部分相当の給付を行う特例措置については、制度の沿革を踏まえたもので旧令共済に係る記録が当然に統合される



というものではなく、年金裁定の都度確認される必要があることから、確実に年金給付に結び付けるため、これらの制度の周知を更に図っていく。【平成19年度以降随時】

## 2. すべての方への加入履歴のお知らせ（「ねんきん特別便」）

### (1) 名寄せにより新たに記録が結び付くと思われる方

- ・ 上記1(1)の「5000万件」の名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方に対し、その旨と加入履歴をお知らせする。【平成19年12月から平成20年3月までを目途】
- ・ その後、ご本人から、記録の訂正に関し、電話相談や来訪相談により社会保険庁にお申し出いただくことを通じて、基礎年金番号の下に記録を結び付ける。  
なお、お申し出のなかった方についても、繰り返しお知らせを行うなど、記録を結び付けるための努力を行う。

### (2) その他のすべての方

- ・ すべての年金受給者及び現役加入者（約1億人）の方々に、改めてご自身の年金記録が適正に管理されているかを確認していただくため、上記(1)のお知らせに加えて、「ねんきん定期便」に代えて、年金受給者及び現役加入者の方々に、加入履歴を送付する。
- ・ 具体的には、平成20年4月から10月までの間に、「5000万件」の記録の名寄せの結果、お知らせの対象とならなかったすべての年金受給者及び現役加入者の方々に、順次、年金の加入履歴の送付を行う。

ア 年金受給者の方々：平成20年4月と5月を目途に優先してお知らせ

イ 現役加入者の方々：平成20年6月から10月までを目途に、順次、お知らせ

このお知らせをきっかけとしたお問い合わせ等により各々の方々の年金記録の確認を行う。

### 3. コンピュータの記録と台帳等との計画的な突き合わせ

#### 【明らかとなった問題】

コンピュータの記録が、元の記録（台帳等）から正確に転記されていないケースが見つまっている。

#### ① 国民年金の特殊台帳の記録（マイクロフィルム）とコンピュータの記録

（注）国民年金の台帳には、特殊台帳（複雑な記録）と普通台帳（単純な記録）とがあり、このうち特殊台帳は、すべてマイクロフィルム化して保存している。

普通台帳については、すべての記録をコンピュータに収録した際に、社会保険庁の磁気テープの記録を紙に打ち出したものを、社会保険事務所の普通台帳と一件一件突き合わせ、コンピュータの記録の確認・補正を行い、問題ないことを確認した上で、そのほとんどを廃棄している。

#### ② 国民年金の被保険者名簿の記録とコンピュータの記録

（注）国民年金の被保険者名簿については、平成14年3月まで市町村で管理していたが、これは、年金支給の根拠となる年金記録の原簿ではなく、市町村が、国民年金保険料の収納事務を行うに当たって使用していた、いわば「控えの帳簿」であった。

平成14年4月以降は、国民年金保険料の収納事務は市町村から国に移管され、記録は国（社会保険庁）のコンピュータに直接収録されることとなった。これに伴い、国民年金被保険者名簿は「控えの帳簿」としての役割を終え、市町村には法令上の保管義務がなくなっており、市町村によっては、そのすべて又は一部を保管していない。

#### ③ 厚生年金の被保険者名簿・原票の記録（マイクロフィルム）とコンピュータの記録

#### 【直面する問題への対応】

社会保険庁が保管するマイクロフィルム化された記録や市町村が保管している記録について、それぞれ対応するコンピュータの記録との突き合わせを計画的に実施する。具体的には、以下の作業を行う。

#### ① 国民年金の特殊台帳の記録の突き合わせ

社会保険庁が保管する国民年金の特殊台帳の記録（マイクロフィルム）について、コンピュータの記録と突き合わせて確認する。

## ② 国民年金の被保険者名簿の記録の突き合わせ

国民年金の普通台帳のほとんどは廃棄されているため、念のため、市町村が保管する国民年金の被保険者名簿の記録について、コンピュータの記録と突き合わせて確認する。このため、市町村の保管する被保険者名簿を国に移管し、突き合わせに備えて点検・整備する。

なお、国民年金の被保険者名簿は、いわば「控えの帳簿」であって、これまでの国民年金保険料の納付記録は、既にコンピュータに収録されていることについて、十分な広報を行う。

また、社会保険事務所にその市町村に係る普通台帳が保管されておらず、かつ、市町村にも被保険者名簿が保管されていない中で、国のコンピュータに必要な情報が入力されていないケースは極めてまれと考えられるが、万一そのようなケースがあった場合には、社会保険庁や、4の「年金記録確認第三者委員会」において、ご本人の立場に立って、公正な判断を行う。このことについても、十分な広報を行う。

## ③ 厚生年金の被保険者名簿等の記録の突き合わせ

社会保険庁が保管する厚生年金の被保険者名簿・原票の記録（マイクロフィルム）について、それぞれコンピュータの記録と突き合わせて確認する。

なお、この突き合わせが効率的に行われるよう、厚生年金の被保険者名簿・原票の記録について、サンプル調査を速やかに行い、コンピュータへの転記が正確に行われたかどうかを確認する。調査は、社会保険事務所において保管するマイクロフィルムから抽出して実施する。

## ④ 進捗状況の公表

①から③までの突き合わせの対象となる記録は膨大であり、一定の期間を要するため、その進捗状況を半年毎に公表する。

なお、突き合わせの具体的方法は速やかに明らかにするが、それが完了するために必要な期間については、適正かつ効率的な実施の観点から、更に検討する。

## 4. 「年金記録確認第三者委員会」における記録確認

### 【明らかとなった問題】

保険料を納めていた旨をご本人が申し立てているにもかかわらず、

保険料の納付の記録が原簿であるコンピュータの記録に収録されていないケースがある。

### 【直面する問題への対応】

社会保険庁や市町村に記録がなく、ご本人も領収書等の直接的な証拠をお持ちでない事例については、「年金記録確認第三者委員会」を中央（設置済み）と地方に設置し（総務省）、個別に検討を行う。

同委員会は、ご本人の立場に立って、申し立てを十分に汲み取り、銀行通帳の出金記録等様々な関連資料を検討し、元雇用主の証言など周辺状況に見られる事実も踏まえながら、記録訂正に関し公正な判断を総合的に示すものとする。

社会保険庁は、同委員会の判断を尊重し年金記録を訂正することとし、必要な年金をお支払いできるようにする。

## II 相談体制の拡充

年金記録の正確性を確保するためには、まず社会保険庁自らが、上記のような、記録の名寄せや突き合わせ等の取組を行うことは当然であるが、年金受給者及び現役加入者の方々からご自身の記録に関する相談や照会をいただくことも必要である。

また、平成19年12月から平成20年10月にかけて、すべての年金受給者及び現役加入者の方々へ加入履歴をお知らせすることとしており、それに伴い予想される相談件数の増加に十分対応できるようにするためにも、相談体制を今後着実に整備していく必要がある。

### 1. 相談体制の拡充

#### (1) 来訪相談

##### ① 市町村における巡回相談の実施等

早急に、すべての市町村において、巡回相談を実施する。【平成19年7月目途】さらに、これらの市町村における巡回相談を定期的・計画的に実施する。これらの巡回相談の実施の際、社会保険労務士会の協力を得る。

なお、社会保険労務士会においても、無料年金相談会等の年金相談を実施することとしている。

また、年金相談への対応窓口を開設し、年金加入記録の照会の取

り次ぎや年金記録の確認を始め、住民からの年金記録の相談への対応の充実が図られるよう、市町村の取組を促進する。

## ② 企業等における相談機能の充実

日本経団連、日本商工会議所及び全国商工会連合会からの協力を得て、企業等における年金に関する相談機能を充実する。具体的には、

ア 企業及び商工会議所に「年金相談窓口」等を設置すること

イ 現役加入者ご本人からの依頼に応じて年金記録に関する照会を企業内で取りまとめ社会保険事務所に提出すること

等について、協力を依頼する。【平成19年7月以降随時】

企業、商工会議所及び商工会館に設置される照会・相談窓口には社会保険庁職員を派遣し、年金照会を可能とするなど適切な措置を早急に講じる。また、これらの措置を実施するために社会保険労務士会からの協力も得る。

この場合、確認漏れが生じないように、依頼に先立って、社会保険庁において、詳細なマニュアルを作成し企業の社会保険委員等を対象とした研修を実施する。

## ③ 認知症の高齢者等への対応

社会保険事務所等に来て説明できない認知症の高齢者、施設入所者等については、以下のような対応を行う。【平成19年8月以降随時】

ア 通知に返事がない方に対し、電話で問い合わせ、認知症等の事情がある場合には、市町村とも連携して職員が出向くことを基本とする。

イ 本人の了解の下で社会保険事務所等に提供いただく様々な情報を受け付けるとともに、来訪相談において本人の履歴をその場で開示する場合は、委任状に基づく代理人に対しても対応する。

## (2) 電話相談

社会保険庁による全国の電話相談センターの機能を集約化するとともに、社会保険労務士会等民間の協力も十分に得ながら、電話相談窓口の充実を行うなど、電話相談体制を強化する。【平成19年7月以降逐次実施】

### (3) インターネットによる照会

インターネットによる照会に必要なID及びパスワードの発行までの期間を短縮する。【平成19年7月以降逐次実施】

## 2. 相談への対応状況の定期的な公表

相談体制の現状が国民の目から見て明らかになるよう、電話相談の応答率、社会保険事務所での来訪相談の待ち時間、本人の履歴を確認するための回答票の送付までの期間など、相談への対応の状況について、定期的に公表を行う。【平成19年7月以降随時】

## III 新たな年金記録管理システムの構築

今後、年金の記録を適正かつ効率的に管理するとともに、常にその都度国民が容易にご自身の記録を確認でき、年金の支給漏れにつながらないようにするため、年金記録管理の在り方を抜本的に見直す。

### 1. 新たな年金記録管理システムの導入【平成23年度中を目途】

現行の旧式の記録管理システム（レガシーシステム）を刷新するとともに、住民基本台帳ネットワークとの連携を確立する。これにより、住所異動、氏名変更、死亡といった変動に、社会保険庁の側から十分に対応できていなかった従来のシステムを根本的に改め、これらの変動がある度に年金管理記録に反映される仕組みとする。

### 2. 「社会保障カード」（仮称）の導入【平成23年度中を目途】

銀行通帳のような方式ではなく、個人情報を保護する観点から記載内容が他人に見られないよう十分なセキュリティ確保を行った上で、1人1枚の「社会保障カード」（仮称）を導入する。

また、このカードは年金手帳だけでなく、健康保険証、更には介護保険証の役割を果たす。さらに、お年寄りなどご本人の希望があった場合には、写真を添付し身分証明書としてお使いいただけるものである。年金の記録については、窓口における年金記録の確認はもとより、自宅においても常時、安全かつ迅速に確認できるようになる。

また、このカードは、基礎年金番号の重複付番の防止にも役立つものである。

## IV その他の課題への対応

上記のほか、以下の課題について、的確に対処する。

### 1. 年金時効特例法により年金の増額の対象となる方々へのお知らせ

いわゆる年金時効特例法の対象となる方々への年金の増額が漏れなく行われるよう、同法の概要や必要な手続等に関する広報の実施、相談体制の整備を行うほか、対象となる方には、年金加入記録等を予め記載した裁定請求書（自署又は記名押印だけで請求が可能。「ターンアラウンド請求書」）を順次お送りする。【平成19年9月から1年以内を目途に送付】

### 2. 保険料の着服への対応

保険料納入については、毎年の保険料払込済の通知や、保険料が未納となっている場合の納付催告状の送付のほか、現金による納入について、毎日、被保険者に対して発行した「領収書の控え」と「日銀払込みの現金払込書」と突き合わせを行っており、これらにより、着服があった場合には発覚する仕組みとなっている。

また、着服が発覚した場合には、刑事告発、免職、損害賠償請求、公表という一連の厳しい措置を採ることとしている。

今後、これらの発生防止の仕組みや発覚時の措置について、徹底して周知し、発生を防止する。【平成19年7月以降随時】

なお、今後、「年金記録確認第三者委員会」における確認作業の過程等で着服の事案が明らかとなった場合にも、現行と同様、保険料は当然本人から支払われたものとして取り扱う。

## V 「年金記録問題検証委員会」による検証

年金記録問題発生の経緯、原因、責任の所在等について、「年金記録問

題検証委員会」(総務省)において徹底的な調査・検証を行う。【平成19年7月に中間発表】

## VI 「年金業務・社会保険庁監理委員会」(仮称)の設置

年金記録問題に対応するための上記IからIV(『年金記録確認第三者委員会』における記録確認を除く。)の対応策の着実な実施及び社会保険庁の業務の適正かつ確実な執行を監理するため、社会保険庁が日本年金機構に移行するまでの間、総務省に「年金業務・社会保険庁監理委員会」(仮称)を設置する。【平成19年7月中を目途に設置】

同委員会は、公正・中立な第三者によって構成する。また、同委員会は社会保険庁からの報告の聴取及び評価、監視、調整等を常時行うこととし、そのため、同委員会の用に供する部屋を社会保険庁の中に設ける。

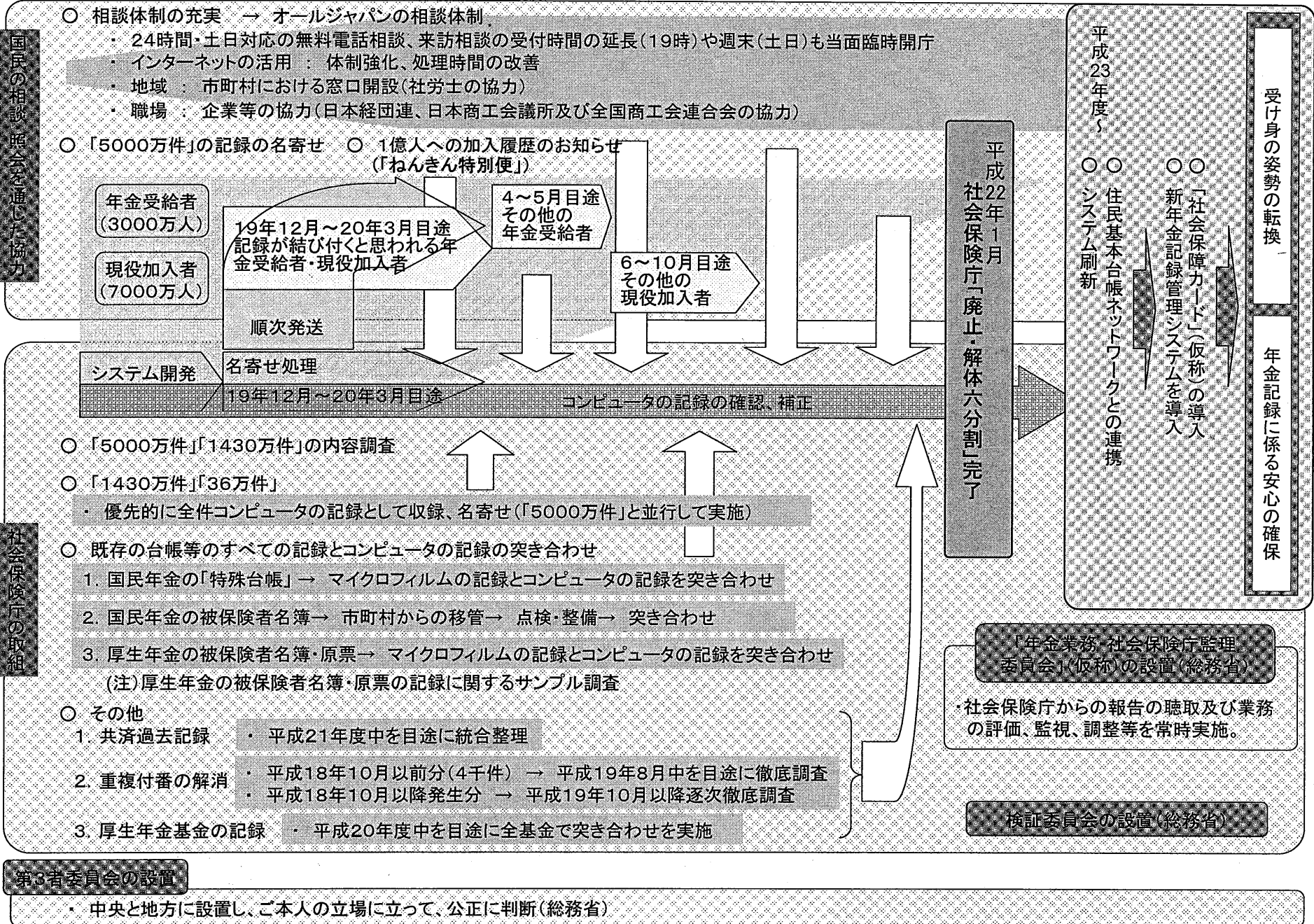
## おわりに

以上のような諸施策を通じて、政府・与党は、年金記録問題を一掃し公的年金に対する国民の信頼を回復するため、今後とも、全力を挙げてその責任を全うする。

なお、第166回国会で成立した日本年金機構法により、平成21年度中に、年金記録管理を含めた公的年金の業務は、日本年金機構が担うこととなる。しかし、同機構の業務については、厚生労働省に監理部署を設置し、厚生労働大臣の全面的な監督の下で行われることとなる。また、同機構の業務について、理事長等は、国会等において十分な説明責任を果たすことは当然である。



# 年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について



# 參考資料

年金記録の管理の現状(イメージ)

基礎年金番号で管理

現存者 1億人

受給権者 : 3千万人  
被保険者 : 7千万人

年金手帳の記号番号で管理  
(基礎年金番号以外の番号で管理)

名寄せ

コンピュータで管理されている加入記録(総数約3億件)

<記録数 : 2億5000万件>

※一つの番号で記録を管理  
※死亡した者の記録を含む

<記録数 : 5000万件>

※基礎年金番号導入(H9.1)前と同様に各制度毎に記録を管理

年金受給到達年齢数 → 2880万件  
受給年齢未到達年齢数 → 2215万件

・複数の手帳の交付を受けた方で将来給付につながる可能性のある方の記録  
・死亡された方の記録  
・加入期間が短いままに退職された方の記録  
・結婚退職等で脱退手当金を受給された方の記録 等

国民年金 : 1億3900万件  
厚生年金 : 1億5600万件

基礎年金番号を付番されていない共済過去記録(181万件)は各共済組合で管理

1430万(旧厚年台帳)  
36万(船保旧台帳)

マイクロフィルム  
又は紙媒体

<社会保険事務所>

国民年金被保険者の普通台帳

(内容確認、補正の上  
ほとんど廃棄)

<社会保険事務所>

国民年金被保険者の  
特殊台帳(マイクロフィルム)  
3200万件

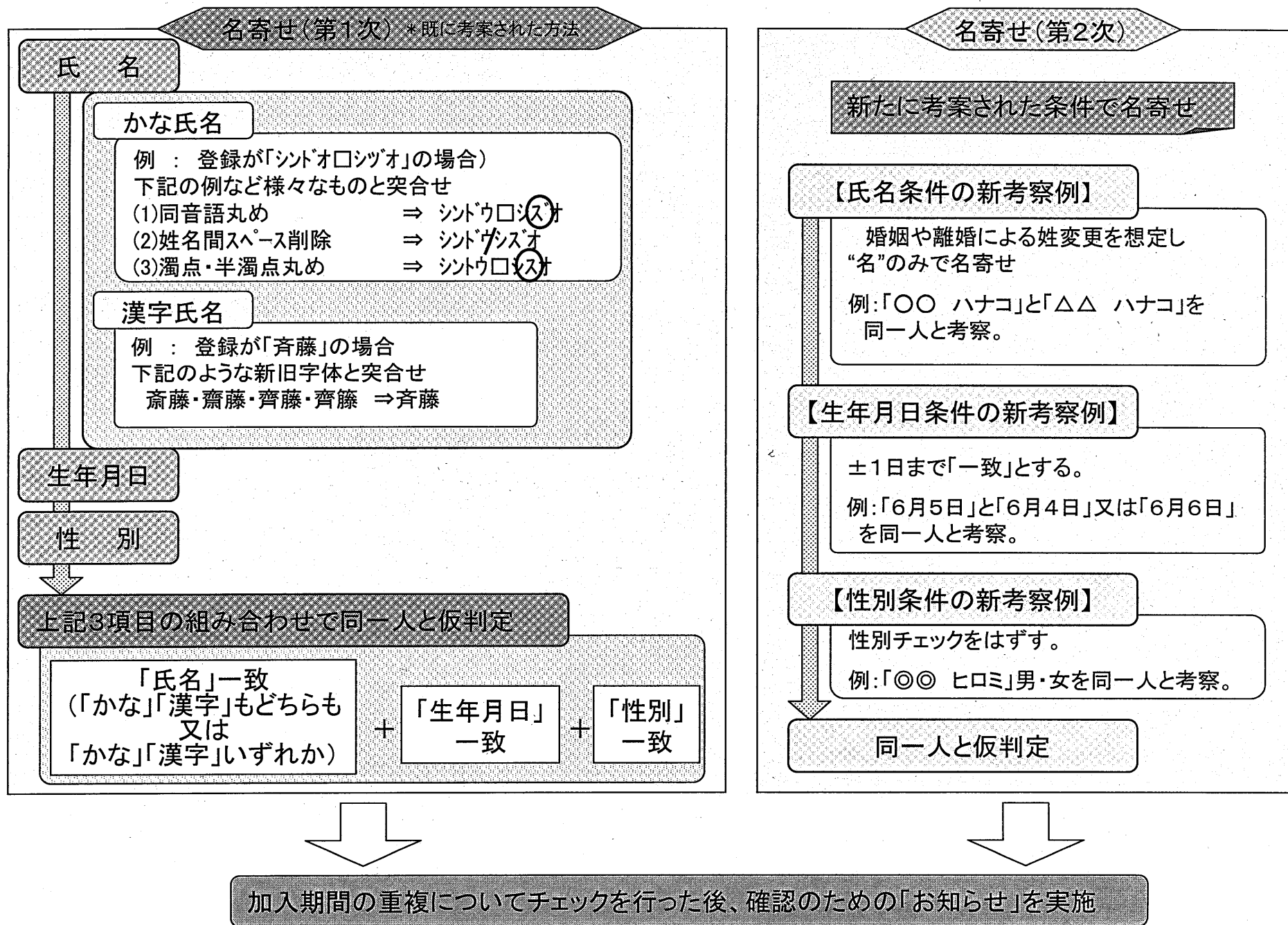
<社会保険事務所>

厚生年金の  
被保険者名簿・原簿  
(マイクロフィルム)

<社会保険庁>厚生年金喪失台帳(旧台帳、マイクロフィルム) : 1430万件  
※S29.4以前の退職者の記録  
※コンピュータに収録または運動  
(注)類似のものとして船保の36万件がある

<市町村> 国民年金被保険者名簿 (一部保管なし)

# 基礎年金番号に未統合の記録(5000万件)の名寄せの方法



受給者 66 歳の場合(イメージ)

ねんきん特別便 年金記録のお知らせ (例 1)

1 2 3 - 4 5 6 7

〇〇県□□市△△町  
1 - 2 - 3

年金 太郎 様

(現在、受給されている年金の基となっている加入期間のお知らせである旨の説明)

(他の加入期間があると思われるため、ご確認願いたい旨のメッセージ)

社会保険庁

・生年月日 昭和 16 年 4 月 2 日

②基礎年金番号	年金コード
1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0	1 2 3 4

①平成 19 年 1 2 月 1 日現在の年金加入記録です。

番号	③制度	④現在までに加入の事業所名称、加入年金制度又は共済組合名等	⑤資格取得年月日	⑥資格喪失年月日	⑦加入月数
1	厚年	株式会社アイウ	昭和 4 2 . 4 . 1	平成 4 . 4 . 1	3 0 0
2	国年	国民年金	平成 4 . 4 . 1	平成 7 . 4 . 1	3 6
3	厚年	イロハ株式会社	平成 7 . 4 . 1	平成 1 0 . 4 . 1	3 6
4	厚年	××株式会社	平成 1 0 . 4 . 1	平成 1 2 . 4 . 1	2 4

⑧国民年金							⑨厚生年金保険		⑩船員保険		⑪年金加入期間合計	
納付済月数	全額免除月数	4分の3免除月数	半額免除月数	4分の1免除月数	学生納付特例月数等	計	加入月数	加入期間	加入月数	加入期間		
3 3	0	0	0	0	0	3 3						
							3 6 0	3 6 0	0	0	3 9 3	
							加入月数	3 6				

⑫共済組合等加入月数	⑬合計加入期間 (⑪+⑫)
0	3 9 3

注：⑫欄は、共済組合等から社会保険業務センターに情報提供されている加入月数です。平成 8 年以前に退職した共済組合等の加入月数は、情報提供されていない場合があります。

⑭備考欄

(お近くの社会保険事務所へのご案内メッセージ)

**ねんきん特別便 年金記録のお知らせ (例 2)**

1 2 3 - 4 5 6 7

〇〇県〇〇市△△町  
1-2-3

年金 太郎 様

(現在の年金加入履歴のお知らせである旨の  
メッセージ)

**社会保険庁**

・生年月日 昭和 4 9 年 4 月 2 日

②基礎年金番号	年金コード
1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0	1 2 3 4

①平成 2 0 年 9 月 1 日現在の年金加入記録です。

番号	③制度	④現在までに加入の事業所名称、 加入年金制度又は共済組合名等	⑤資格取得年月日	⑥資格喪失年月日	⑦加入月数
1	国年	国民年金	平成 6. 4. 1	平成 9. 4. 1	3 6
2	厚年	〇〇株式会社	平成 9. 4. 1	平成 1 2. 4. 1	3 6
3	厚年	株式会社□□	平成 1 2. 4. 1	平成 1 4. 4. 1	2 4
4	厚年	△△株式会社	平成 1 4. 4. 1		7 7

⑧国民年金							⑨厚生年金保険		⑩船員保険		⑪年金加入 期間合計
納付済 月数	全額免除 月数	4分の3 免除月数	半額免除 月数	4分の1 免除月数	学生納付 特例月数等	計	加入月数	加入期間	加入月数	加入期間	
3 3	0	0	0	0	0	3 3	1 3 7	1 3 7	0	0	1 7 0
						加入月数	3 6				

⑫共済組合等加入月数	⑬合計加入期間 (⑪+⑫)
0	1 7 0

注：⑫欄は、共済組合等から社会保険業務センターに情報提供  
されている加入月数です。平成 8 年以前に退職した共済組  
合等の加入月数は、情報提供されていない場合があります。

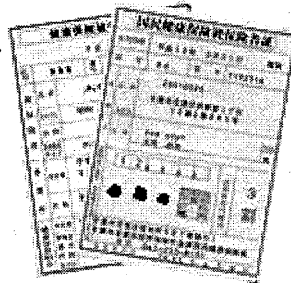
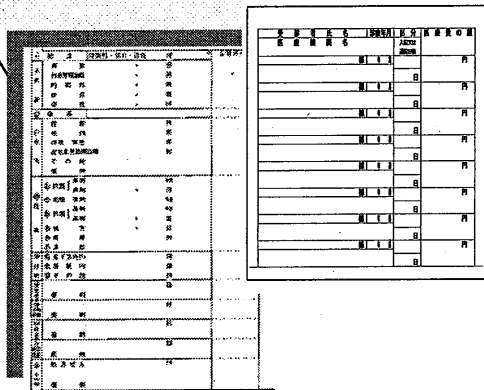
⑭備考欄

(お近くの社会保険事務所へのご案内メッセージ)

# 社会保障カード(仮称)構想

## 医療・介護

- ◆健康保険証や介護保険証の役割
- ◆自らの医療費の情報(レセプト情報・医療費通知)等を見ることができます

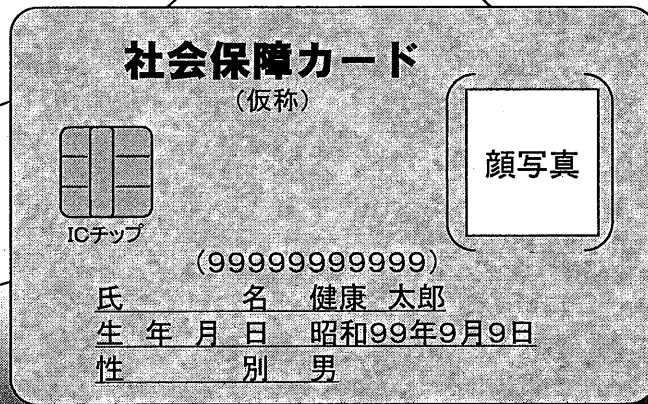


## 年金

- ◆年金手帳の役割
- ◆加入履歴、納付実績、年金見込額等を見ることができます  
(自宅のパソコンや社会保険事務所の専用端末から)

123-4567 東京都〇〇市△△町1-1-1		更新年月日 平成19年6月30日現在の加入記録です。			
健康 太郎 様	性別 男性	生年月日 昭和99年9月9日			
社会保障番号		99999999999			
番号	加入制度	事業所名称	取得年月日	喪失年月日	月数
1	国民年金	第3号被保険者	昭和61年4月1日	昭和63年2月1日	22
2	厚生年金	〇〇〇株式会社	平成2年4月1日	平成4年6月15日	26
3	厚生年金	株式会社△△△△	平成4年7月1日	平成7年4月1日	33
4	国民年金	第1号被保険者	平成15年4月1日		50

## 社会保障カード (仮称)

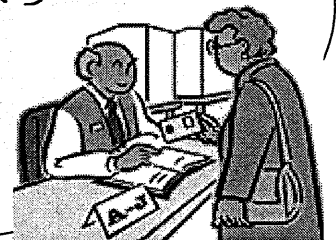


## 1人1枚

- ◆1人1枚、重複付番なし
- ◆ICチップによりセキュリティを確保

## 身分証明書

- ◆希望する方には、写真付きで身分証明書になります



平成 19 年 6 月 14 日  
総 務 省

## 年金記録問題検証委員会の設置について

年金記録問題発生の際緯、原因、責任の所在等についての調査・検証を行うため、以下のとおり、年金記録問題検証委員会（以下「委員会」という。）を総務大臣の下に置く。

1 委員会のメンバーは、次のとおりとする。

かね	だ	おさむ		
金	田	修		東京都社会保険労務士会会長
かわ	もと	ゆう	こ	
川	本	裕	子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
さい	とう	ただ	お	
齊	藤	忠	夫	東京大学名誉教授
の	むら	しゅう	や	
野	村	修	也	中央大学法科大学院教授・弁護士
ひがし	だ	しん	じ	
東	田	親	司	大東文化大学法学部教授
まつ	お	くに	ひろ	
◎松	尾	邦	弘	弁護士（前検事総長）
や	やま	た	ろう	
屋	山	太	郎	政治評論家

◎は座長

（敬称略・五十音順）

- 2 委員会は、総務省行政評価局の機能を活用し、調査・検証を行う。
- 3 委員会の庶務は、総務省行政評価局において処理するものとする。



## 年金記録問題検証委員会の取組について（中間段階の発表）【概要版】

平成 19 年 7 月 10 日

年金記録問題検証委員会

○年金記録問題は、年金に対する国民の信頼を大きく揺るがし、不安が拡大。

「5,000 万件」、「1,430 万件」など途方もない数字は、大きなショック。

社会保険庁の説明は不十分。

○背景には、社会保険庁の業務に対する待ちの姿勢、管理・評価の不十分さ等が見られる。

○前代未聞の状況の中で、委員会は、問題の発生の経緯、原因や責任の所在等についての調査・検証という重責を負ってスタート。

○委員会としての取組を、中間段階の発表という形で国民に説明。

○ポイントは、以下の5点。

### 1 委員会が解明すべきと捉えている事象

○途方もない数の未統合記録等の存在。（「5,000 万件」、「1,430 万件」等）

○コンピュータ上の記録の正確性の問題。（年金記録問題の根底）

○保険料の納付等が台帳等に記録されていない問題。（着服が絡んでいる可能性を含む）

### 2 特に、国民に多大な不安を与えた、「5,000 万件」、「1,430 万件」の問題は、概ねどのようなケースの記録がこれに該当するのか

○国民一人一人の立場からみて、また、国民が通常持っている情報に照らし、「これらの記録は、自分に関係するのか否か」が分かるように整理。

→ 別添参照「基礎年金番号に未統合の約 5,000 万件の記録に該当する可能性のあるケース」

「マイクロフィルム管理となっている約 1,430 万件の記録に該当する可能性のあるケース」

### 3 年金記録問題発生 of 主な原因、背景

ヒアリング等で浮かび上がった主な原因、背景

#### 【問題1】年金記録管理のシステム・事務処理に関する問題点

- 根本は、制度発足以来、記録及びその管理の正確性がどのように確保されてきたかという点。この点は、システムや事務処理の問題に起因しているところ大。
- 記録管理の事務処理が大きく変更されたときなどに、記録の不正確が発生。基礎年金番号への名寄せの精度に問題等。
- 名簿、マイクロフィルム等の管理は、コンピュータ原簿への転記等の正確性を十分検証の上、取扱いを決定すべき。この検証に疑問。
- 「レガシー」と呼ばれる旧式のシステムについて、統計分析や業務管理等まで考慮して設計されていたか疑問。システムの設計等の問題点を検証。
- より基本的には、業務の標準化、進捗管理、結果の評価、問題の改善という業務サイクルが未確立。

#### 【問題2】社会保険庁の組織上の問題点

- ガバナンスの決定的な欠如。地方事務官制度やこれに付随する問題による指揮命令系統のゆがみ。
- 人員の三層構造の問題が放置されてきたために、1種職員は実務に即した適正な組織管理ができず、現場独自の判断で全体との連携を欠いた事務処理。
- 上記に加え、年金記録の正確性は年金裁定請求時に確認すればよいという安易な姿勢に立った事務処理が蔓延し、親方日の丸的な体質の組織・人員が温存。
- オンライン化反対闘争や業務改革に後ろ向きの多数の覚書・確認事項が示す、既に強く批判されている職員団体の行動。
- 職員による保険料の着服等の不正行為など、コンプライアンスの意識が低い組織。

#### 4 検証に当たっての基本的なスタンス、視点及び委員会の体制

##### 【基本的スタンス】

- 国民の視点に立って、公正中立な立場から徹底的な検証。
- 厚生労働省及び社会保険庁は、自ら積極的にこの問題についての調査に取り組むとともに、事実関係を隠さず、当委員会の調査・検証に協力することを求める。
- 評価と検証は、専門的立場からの検証を踏まえつつ、国民の立場に立ち、社会の常識に従って判断。
- 検証を適正に実施する観点に立って、個人情報やプライバシーなど秘密の保護。  
など

##### 【調査・検証の視点及び体制】

- 重要な視点は、①電算システムなどのシステム、②業務運営、③コンプライアンス。  
また、全体を通じてガバナンスの状況等を検証。
- このため、委員会体制を充実。

#### 5 当面の具体的な調査事項

##### (1) 問題記録の発生原因等を明らかにするための調査（主なもの）

- ・ 5,000万件の記録について、抽出して、未統合の原因等を調査。
- ・ オンライン化しなかった記録（厚生年金 1,430万件等）について、抽出して、死亡者に係る件数等を調査。
- ・ オンラインデータ全体の正確性についても、記録の実態を調査。（社会保険庁の3,090件のサンプル調査の実施方法等の検証のほか、今後検討）

##### (2) 業務面からみた原因究明のための調査（主なもの）

- ・ 組織・人事・人員構成関係
- ・ 業務運営関係
- ・ 年金記録関係
- ・ コンプライアンス関係
- ・ 記録に関するシステム関係
- ・ 職員団体との関係
- ・ 監督・外部検査等関係

（概要版文責 事務局）

## 年金記録問題検証委員会の取組について（中間段階の発表）

平成 19 年 7 月 10 日

年金記録問題検証委員会

年金制度は、社会における国民の安心の基盤であり、同制度に対する国民の信頼を確保することは極めて重要である。

しかし、今回の年金記録問題は、年金制度に対する国民の信頼を大きく揺るがし、年金受給者世代ばかりでなく、現役世代にとっても、例えようのない不安となって広がっている。

基礎年金番号への未統合記録「5,000 万件」、コンピュータへの未収録記録「1,430 万件」など途方もない数字に、国民は大きなショックを受けているばかりでなく、こうした事象について社会保険庁の説明責任が十分に果たされない状況等に、強い憤りを覚えている。また、問題の背景として、社会保険庁の業務に対する待ちの姿勢（年金記録は裁定請求時に正せばよいという安易な姿勢）、管理・評価の不十分さ等がみられ、多くの国民が不満を感じている。

このような前代未聞の状況の中で、年金記録問題検証委員会は、この問題の発生の経緯、原因や責任の所在等についての調査・検証という重責を負ってスタートした。委員会は、社会保険庁の組織としての構造的問題やこれに係る対処も含めて事実を徹底的に解明し、国民に分かりやすく示していくことが極めて重要であると考えており、与えられた任務に、全力を尽くすこととしている。

委員会は、平成 19 年 6 月 14 日以降、これまで 3 回開催し、厚生労働省・社会保険庁から直接ヒアリングを行った。また、国民・関係者に情報提供をお願いし、これらを踏まえた有効な検証の進め方等についても議論してきた。既に委員会は、様々な資料の収集・分析等も鋭意進めている。

これらを踏まえ、委員会としての本問題への取組について、中間段階の発表という形で、国民の皆様に説明したい。

発表のポイントは、次のとおりである。

- 1 委員会が解明すべきと捉えている事象
- 2 特に、国民に多大な不安を与えた、「5,000 万件」、「1,430 万件」の問題は、概ねどのようなケースの記録がこれに該当するのか
- 3 年金記録問題発生 of 主な原因、背景
- 4 検証に当たっての基本的なスタンス、視点及び委員会の体制
- 5 当面の具体的な調査事項

1 委員会が解明すべきと捉えている事象
---------------------

委員会で検証を行うこととしている年金記録問題に係る事象を大まかに整理すると、次の (1) から (3) の 3 つに整理できると考える。

(1) 途方もない数の未統合記録等の存在

- ① 平成 9 年 1 月の基礎年金番号の導入以来、同番号への統合作業が行われているが、いまだに統合されていない年金記録が、平成 18 年 6 月現在で約 5,000 万件ある。
- ② 厚生年金の昭和 29 年 3 月以前の記録でコンピュータに収録されず、マイクロフィルムで保有されたもの（昭和 62 年時点で約 1,430 万件）は、いまだに相当数がコンピュータに収録されていない（現時点における未収録記録数は不明）。
- ③ 船員保険約 36 万件、共済年金約 181 万件などにも問題がある。

(2) コンピュータ上の記録の正確性の問題

台帳や被保険者名簿等からコンピュータへの記録の転記等が正確でないものがあり（例えば、社会保険庁による国民年金の特殊台帳のサンプル調査では、3,090 件中、年金の給付額に影響する納付記録の不一致が 4 件）、

このオンラインデータ全体の正確性の問題は、年金記録問題の根底に存在するものとして、検証が必要である。

### (3) 保険料の納付等が台帳等に記録されていない問題

被保険者が保険料を納めたとしているのに対して、保険料の納付記録が社会保険庁にないケースがある（例えば、コンピュータ上にも、マイクロフィルムなどにも記録がないが、本人が保有する領収書等により納付が判明したケースは、昨年8月から12月までの約100万件の年金相談のうち55件）。このようなケースの中には、保険料の着服が絡んでいる可能性もある。

2 特に、国民に多大な不安を与えた、「5,000万件」、「1,430万件」の問題は、概ねどのようなケースの記録がこれに該当するのか

委員会としては、検証を進めるに当たって、国民に多大な不安を与えている「5,000万件」、「1,430万件」という膨大な数字が、国民にとってどのような意味を持っているのかを整理することが重要であると考えた。

特に、国民一人一人の立場からみて、また、国民が通常持っている情報に照らし、「これらの記録は、自分に関係するのか否か」ということが分かるように整理することが必要であると考え、社会保険庁からヒアリングを行った。

その結果を、資料1「5,000万件に該当する可能性のあるケース（概念図）」及び資料2「1,430万件に該当する可能性のあるケース（概念図）」に、それぞれまとめた。

## 2-1. 基礎年金番号に未統合の約 5,000 万件の記録に該当する可能性のある

### ケース（詳細は資料1参照）

平成9年1月より前は、国民年金や厚生年金に加入していた方の加入記録について、1人が複数の年金手帳番号を取得する場合があったが、平成9年1月から1人1番号の基礎年金番号に統合が進められている。約5,000万件といわれる数字は、平成18年6月1日現在で、基礎年金番号に統合されていない記録の件数である。

- (1) どのような年齢の方が関係するかという視点からみると、平成18年12月末現在30歳未満の方は、一部の方（平成9年1月の基礎年金番号の導入時に20歳未満で、同月前に働いたことがあるが、同月には働いていなかった方）を除き、関係しない。
- (2) 年金手帳番号を複数持っているか否かという視点からみると、
  - ① 年金手帳番号を一つしか取得していない方は基本的には関係しない。
  - ② 年金手帳番号を複数取得していた方のうち、保険料納付期間等の加入履歴について社会保険庁に確認し、記録がつながったり、問題のなかった方は関係しない。
  - ③ 年金手帳番号を複数取得していた方のうち、年金を受給している方で年金請求時に社会保険庁に記録されている加入履歴に疑問が残ったり訂正を求めている方、年金を受給していない方で社会保険庁に記録されている加入履歴を確認していない方、あるいは確認したが疑問が残ったり訂正を求めている方は、未統合の約5,000万件の記録に該当する可能性がある。

なお、この約5,000万件は年金記録の件数であって、人数ではないことに注意する必要がある。また、この約5,000万件のうちには既に死亡された方の記録等も含まれている。

2-2. マイクロフィルム管理となっている約 1,430 万件の記録に該当する可能性のあるケース（詳細は資料2参照）

約 1,430 万件といわれる数字は、厚生年金の加入記録のうち、昭和 29 年 3 月末までに退職や転職するなどして被保険者の資格を失った方で、昭和 34 年 3 月末までに厚生年金に再加入しなかった方の記録のうち、昭和 62 年時点でコンピュータに収録されていなかったものの件数である。

(1) どのような年齢の方が関係するかという視点からみると、関係するのは平成 19 年現在で概ね 69 歳以上の方に限られる。

また、昭和 29 年 3 月以前の厚生年金制度は、すべての民間分野の方が加入する現在の制度とは異なり、工業、鉱業、運輸、電力、金融等の従業員の方が加入する制度であり、これに関係した方の記録である。

(2) 上記の方のうち、次の方は、該当する可能性があるが、その他の方は該当する可能性はないと考えられる。

- ① 年金請求時に社会保険庁に加入履歴を確認した際、疑問が残ったり、訂正を求めている方
- ② 69 歳以上でも無年金の方の場合は、社会保険庁に加入履歴を確認していない方、あるいは、加入履歴を確認した際に、疑問が残ったり、訂正を求めている方

なお、約 1,430 万件の中には、昭和 62 年 3 月以降既にコンピュータに収録されて年金の支給に結び付いている記録、及び脱退時に一時金（脱退手当金）を受給された、加入期間が短いなどの理由で受給資格につながらない方の記録も入っている。また、この約 1,430 万件のうちには既に死亡された方の記録等も含まれている。



### 3 年金記録問題発生の主な原因、背景

これまでの厚生労働省及び社会保険庁からのヒアリング等により浮かび上がった年金記録問題発生の主な原因、背景には、以下のようなものがある。

#### 【問題1】年金記録管理のシステム・事務処理に関する問題点

今回の年金記録問題の根本的な原因は、年金制度発足以来、年金記録及びその管理の正確性がどのように確保されてきたかという点にある。その正確性の問題は、年金記録管理のシステムや事務処理に関する問題に起因しているところが多い。

例えば、届出書から紙台帳へ転記したり、パンチ入力をしたり、市町村や企業等と社会保険事務所との間で記録をやり取りしたときなどに、年金記録が不正確に記録された場合があった。また、紙台帳管理の時代の年金記録を後にコンピュータへデータ入力したとき、簡易な漢字入力方式で入力したデータを後に機械的にカナ文字に変換したとき、年金記録管理をオンラインへ移行したときなど、年金記録管理の事務処理が大きく変更された際にも、同様に年金記録が正確に記録されない場合があり、その結果、記録の誤りが累積していったとみられる。このようなこともあって、平成9年1月に基礎年金番号を導入して以来行われてきた基礎年金番号への名寄せの精度に問題が生じ、記録の正確性に問題が生じたものとする。

コンピュータによって収録・管理される年金記録の原簿の作成のために使われた様々の名簿、マイクロフィルム等の管理は、原簿への記録の転記等の正確性を十分に検証した上で、その取扱いを決定すべきであるが、そういった取扱いのルールが記録の正確性の十分な検証の下に行われたか否か疑問が生じており、現在では年金記録が正確かどうかの確認が難しくなるという新たな問題を惹起することにつながっているとする。

「レガシー」と呼ばれる旧式の年金記録管理システムについては、導入当時としては決して旧式システムではなかったが、統計分析や業務管理等の用途まで十分に考慮して設計していなかったこと、及びその後このような問題を抱えながらシステムのソフト部分を新しいものに更新せず旧式のものを現在に至るまで使い続けたことが、年金記録問題をこのように大きくした一因と考えられ、社会保険庁はもちろんのこと、システムの設計や導入等に関わった業者側の問題点も検証する必要がある。また、例えば、厚生年金について、年金記録の情報としてカナ氏名の届出が始まったのが昭和54年、住所の届出が始まったのが平成8年と遅かったことなど、年金記録の管理等に係るその他の問題も、社会保険庁が年金記録問題を解決することを困難にしているという意味で、年金記録問題の背景の一つといえる。

より基本的には、年金記録管理の業務を全国で標準化し、社会保険事務所、社会保険事務局、社会保険庁それぞれの単位で進捗管理を行い、その結果を評価し、問題点を改善するというレベルの業務サイクルが社会保険庁内部において確立されていなかったとみられる。

## **【問題2】社会保険庁の組織上の問題点**

社会保険庁の組織上の問題点については、ガバナンス（ここでは「組織の適正・公正な運営と的確な業務遂行のための仕組み・ルール」をいう。）の決定的な欠如が存在する。具体的には、身分は国家公務員であって人事権や経費負担は国にありながら、業務については都道府県の組織に属して都道府県知事の指揮命令を受けるといった地方事務官制度やこれに付随する問題が、指揮命令系統のゆがみをもたらした。地方事務官制度自体は、平成12年3月末で廃止されたが、そのことに起因する組織上の問題は、今なお解消されていないと考えられる。

また、人員構成の問題がある。厚生（労働）省本省で採用されるⅠ種職員は社会保険庁の在籍期間が一般的に短く、一方、社会保険庁本庁採用のⅡ種及び

Ⅲ種の職員がおり、また都道府県ごとの閉鎖的な人事が行われる地方事務官として採用されたⅡ種及びⅢ種の職員がいる。このような人員の三層構造の問題が放置されてきたために、Ⅰ種職員は実務に即した適正な組織管理ができず、それぞれの現場では独自の判断で全体との連携を欠いた事務処理を行うようになった。

そういったガバナンスの欠如や人員構成上の問題に加えて、年金記録の正確性は年金裁定の請求があったときに確認すればよいという安易な姿勢に立った事務処理が蔓延し、国民の権利を保全する職務に不可欠な自律精神が欠如したいわゆる親方日の丸的な体質の組織・人員が温存された。

また、職員団体によるオンライン化反対闘争や業務改革に後ろ向きの多数の覚書・確認事項が示す、既に強く批判されている職員団体の行動がみられた。

さらには、職員による保険料の着服等の不正行為があった事案も報告されているなど、コンプライアンスの意識が低い組織となってしまったと考える。

#### 4 検証に当たっての基本的なスタンス、視点及び委員会の体制

委員会は、「年金記録問題発生の経緯、原因、責任の所在等についての調査・検証を行う」という任務に対し、次の基本的なスタンスに立って取り組む。また、検証に当たっての視点及び委員会の体制は以下のとおりである。

##### (1) 基本的スタンス

- ① 国民の視点に立って、公正中立な立場から徹底的な検証に取り組む。
- ② 厚生労働省及び社会保険庁は、自ら積極的にこの問題についての調査に取り組むとともに、事実関係を隠さず、委員会の調査・検証に協力することを求める。
- ③ 事実関係の把握は、厚生労働省及び社会保険庁等の説明・資料の提出及び調査結果の報告、並びに行政評価・監視機能の活用、国民及び関係

者からの情報提供、必要に応じた委員自らの実地調査等によりこれを行う。

- ④ 把握された事実に関する評価と検証は、委員会の責任において行う。評価と検証は、専門的立場からの検証を踏まえつつ、細かい法律論や官僚的思考ではなく、国民の立場に立ち、社会の常識に従って行う。
- ⑤ 個人情報やプライバシーなど秘密の保護については、検証を適正に実施する観点に立って、万全の措置を講ずる。

## (2) 検証の視点及び体制

委員会としては、

- ① 電算システムなどのシステム
- ② 業務運営
- ③ コンプライアンス

を重要な視点として検証する。また、全体を通じてガバナンスの状況と問題点について検証する。

以上のような基本的なスタンスや視点から検証を行うため、委員会の設置及び運営方針は資料3及び4のとおりとし、また、今後より具体的な検証の実施に向けて、委員会体制を充実し、資料5のような体制で取り組むこととする。

## 5 当面の具体的な調査事項

当面、具体的には、次のような事項の調査に取り組むこととする。

### (1) 問題記録の発生原因等を明らかにするための調査（主なもの）

- ① 基礎年金番号に未統合となっている約 5,000 万件の年金記録について、一定数を抽出して、未統合の原因等を調査する。

- ② オンライン化しなかった年金記録（厚生年金約 1,430 万件等）について、一定数を抽出し、死亡者に係る件数、現時点でオンライン化されている件数等を調査する。
- ③ 上記①、②のほかオンラインデータ全体の正確性についても年金記録の実態を調査する（社会保険庁が実施した 3,090 件のサンプル調査の実施方法・内容の検証のほか、具体的な調査方法については今後検討する。）。

## (2) 業務面からみた原因究明のための調査（主なもの）

### ア 組織・人事・人員構成関係

- ① 厚生労働省と社会保険庁、社会保険庁本庁と社会保険事務局・社会保険事務所等との間の人事交流の実態とその問題点
- ② 組織の人員構成。いわゆる三層構造問題等に関する問題点

### イ 業務運営関係

- ① 年金の制度の変遷と業務への影響
- ② 業務全般に関する指揮命令関係とその問題点
- ③ 業務遂行状況の点検及び報告体制（厚生労働省と社会保険庁との間を含む。）とその問題点
- ④ 過去の業務に関する指示・指導等の内容とその問題点
- ⑤ 過去の業務の変更後の業務の実施状況等とその問題点
- ⑥ 年金相談業務の実態等とその問題点

### ウ 年金記録関係

- ① 年金記録の保管・廃棄の実態等とその問題点
- ② 記録管理の仕組み（転記、入力の際の二重チェック等や監督の仕組み）とその実施状況及び問題点
- ③ 年金裁定時における過去の保険料の納付や加入記録の調査の実態（調査はどこまで実施したのか等）とその問題点

エ コンプライアンス関係

- ① 内部監査の仕組・実績とその問題点
- ② コンプライアンスの確保体制等の実態とその問題点
- ③ 過去の懲戒処分等の状況並びに年金保険料の着服事件の再点検及び着服に係る年金記録の訂正状況等
- ④ 社会保険庁全体の現金の管理体制、実務の実態とその問題点

オ 記録に関するシステム関係

磁気テープ化、オンライン化等に際して、業務内容・実施体制・経費等の基本的事項に関する事前検討状況、業者の選定プロセス、契約内容、具体的な業務の実施状況等とその問題点

カ 職員団体との関係

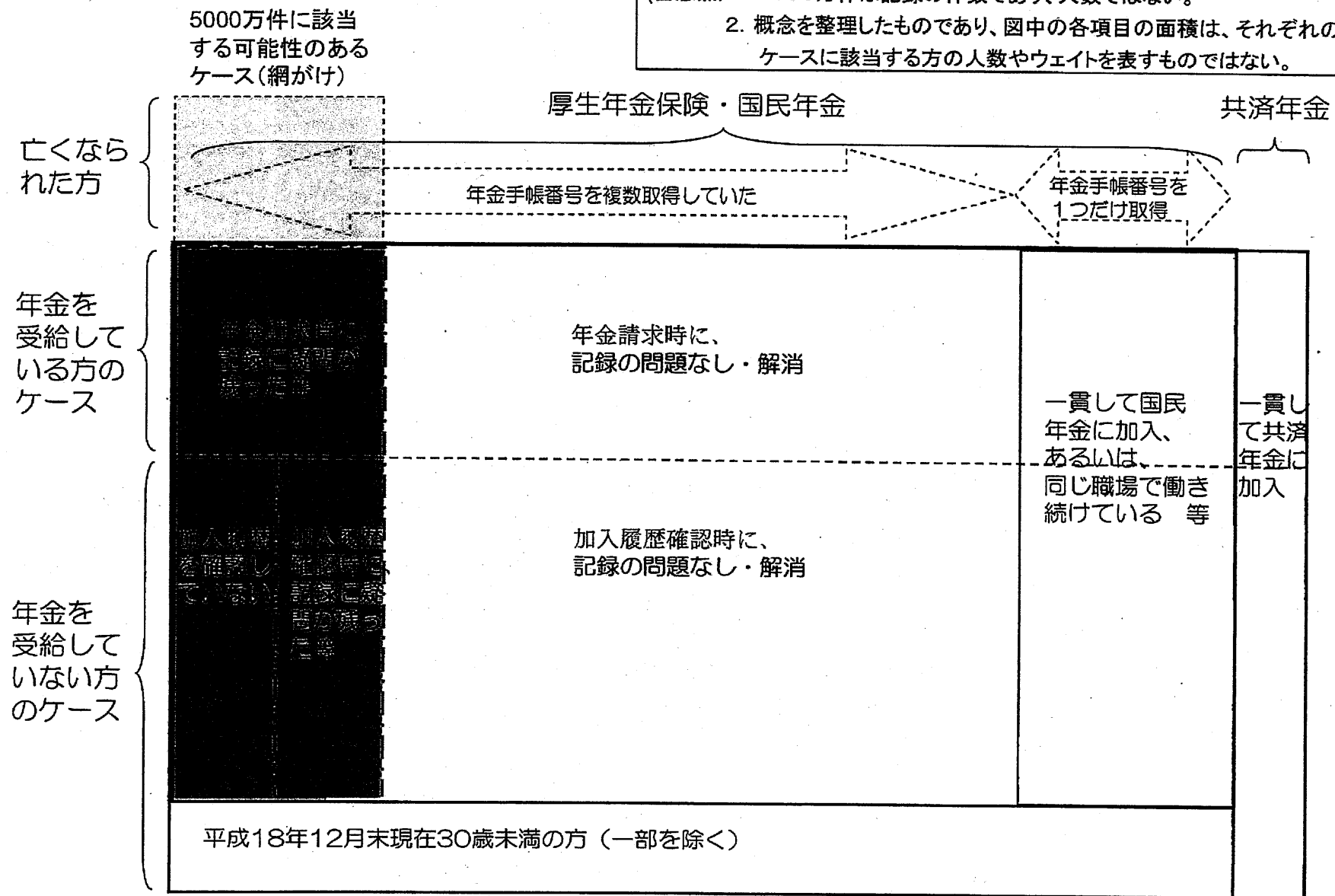
- ① 職員団体との覚書、確認書、応答文書等の締結等の経緯
- ② これらの文書の存在と年金記録問題発生との関係

キ 監督・外部検査等関係

- ① 社会保険庁に対する監督の仕組みと実態
- ② 会計検査、行政評価・監視等の外部機関による点検の状況
- ③ 上記①、②に対して社会保険庁が実施した是正措置

# 5000万件に該当する可能性のあるケース（概念図）

(留意点) 1. 5000万件は記録の件数であり、人数ではない。  
 2. 概念を整理したものであり、図中の各項目の面積は、それぞれのケースに該当する方の人数やウェイトを表すものではない。



年金記録問題検証委員会事務局作成（詳細は次ページ以下の社会保険庁提出資料参照）

資料1

(参考)

平成19年7月 社会保険庁

## 基礎年金番号に未統合の5000万件の記録に該当する可能性のある方

Q1 5000万件は何の数字ですか？

A 平成9年1月より前は、国民年金や厚生年金に加入されていた方々の加入記録について、1人が複数の年金手帳番号を取得する場合がありますが、平成9年1月から1人1番号の基礎年金番号に統合を進めています。5000万件は、平成18年6月1日現在で、基礎年金番号に統合されていない記録の件数です。

Q2 年齢でいうと、どのような方ですか？

A 平成9年1月の基礎年金番号導入後に20歳となった方(※)で、※平成18年12月末現在30歳未満の方  
(1)同月前に働いたことがない方には、該当がありません。  
(20歳となった時点で基礎年金番号が付与され、その番号で管理されるため。)  
(2)同月前に働いたことがある方のうち、その時まで同じ事業所で働き続けた方には、該当がありません。  
(その時持っている年金手帳番号が基礎年金番号としてその事業所で管理されるため。)

Q3 具体的にいうと、どのような方ですか？

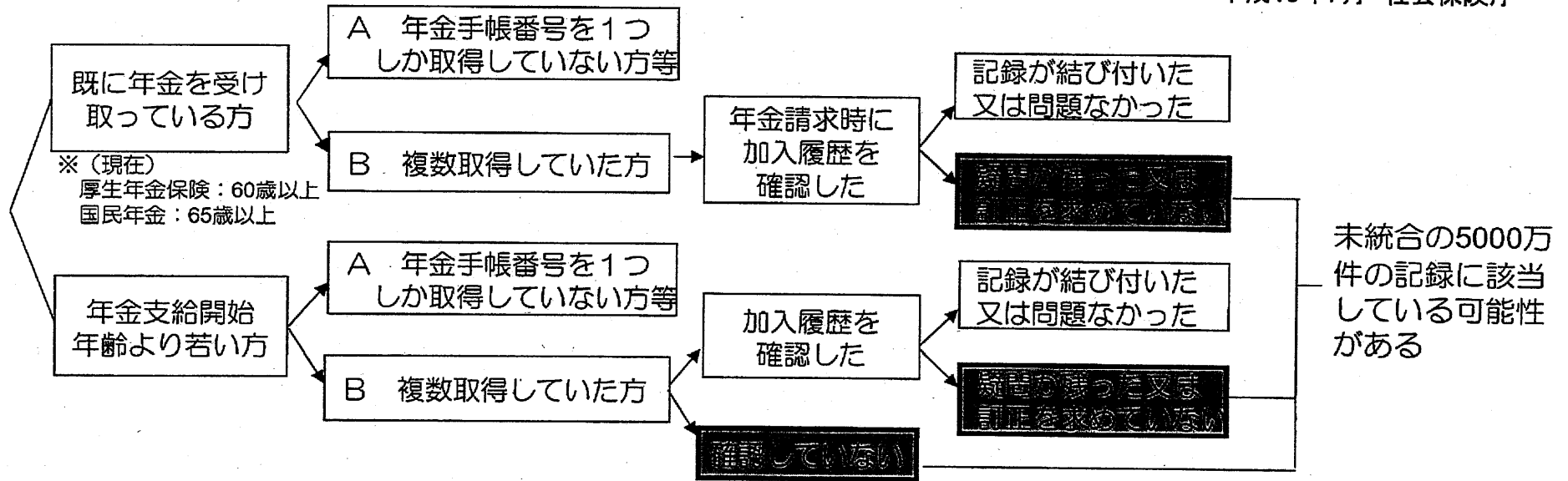
A 年金手帳番号を複数取得していた方のうち、  
(1)既に年金を受け取っている方で、年金請求時に加入履歴を確認した際、疑問が残ったり、訂正を求めている方、  
(2)年金支給開始年齢より若い方で、  
①加入履歴を確認した際に、疑問が残ったり、訂正を求めている方、あるいは、  
②加入履歴の確認をしていない方(基礎年金番号と同時に送られた照会のハガキに回答をされていない方を含む。)は、未統合の5000万件の記録が残っている可能性があります。  
また、年金手帳番号を複数取得している方で加入履歴を確認して記録が結び付いたり、問題がなかった方は、基礎年金番号に未統合の5000万件に該当しません。

(参考) ・5000万件は記録の件数であり、人数ではありません。  
・お亡くなりになった方の記録も残っています。(例えば100歳以上の人口は全国で2.5万人(平成17年国勢調査)しかありませんが、記録は162万件あります。)  
・年金に結びつかない記録も残っています。(脱退手当金を受けたため年金につながらない記録等)  
・また、転職で適用関係が変わる「厚生年金」が8割を占めます。一貫して国民年金に加入している場合など、制度が変わらない方には、関係しません。



(参考) 未統合の5000万件の記録に該当している可能性がある方

平成19年7月 社会保険庁



A 年金手帳番号を1つしか取得していない方等

- ① 平成9年1月前から国民年金にのみ加入している方
- ② 平成9年1月前に退職経験のない方
- ③ 平成9年1月以降に初めて公的年金制度に加入した方
- ④ 脱退手当金を受給した方の当該記録

B 年金手帳番号を複数取得していた方<例>

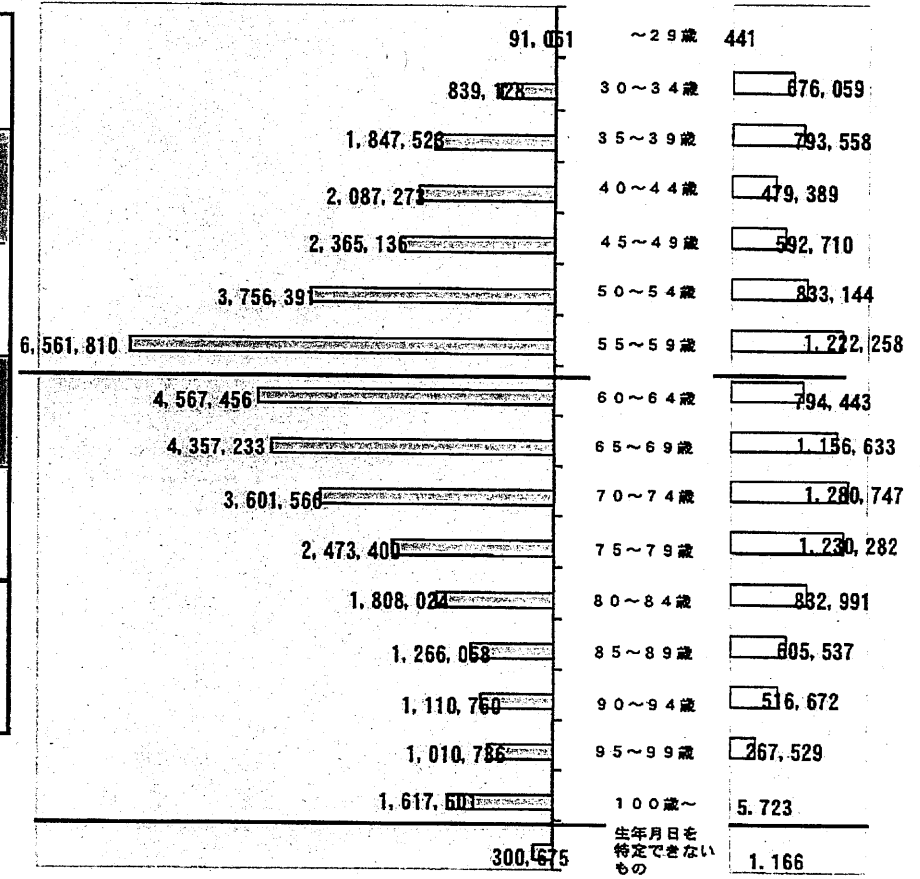
- ① 平成9年1月前に会社勤めをしていて厚生年金保険に加入した後、平成9年1月時点には自営業を営み国民年金に加入している方
- ② 平成9年1月前に会社勤めをして厚生年金保険に加入した後、平成9年1月時点にはサラリーマンの妻として国民年金に加入している方
- ③ 学生のと き国民年金に加入した後、平成9年1月時点にはサラリーマンで厚生年金保険に加入している方
- ④ 平成9年1月前に国民年金や厚生年金に加入した後、平成9年1月時点には共済組合に加入している方
- ⑤ 転職した際に別の年金手帳番号を取得したことがある方
- ⑥ 姓が変わって、変更届を出していない方

(参考) 基礎年金番号に未統合の記録 (平成 18 年 6 月 1 日現在) の年齢別内訳

基礎年金番号に未統合の記録 (平成 18 年 6 月 1 日現在)

	厚生年金保険 (船員保険を含む)	国民年金	計
60歳未満	1,755万件 (34.4%)	460万件 (9.0%)	2,215万件 (43.5%)
30歳未満	9.1万件 (0.2%)	441件 (0.0%)	9.1万件 (0.2%)
60歳以上	2,181万件 (42.8%)	669万件 (13.1%)	2,850万件 (55.9%)
生年月日不明	30万件 (0.6%)	1,166件 (0.0%)	約30万件 (0.6%)
計	3,966万件 (77.8%)	1,129万件 (22.2%)	5,095万件 (100%)

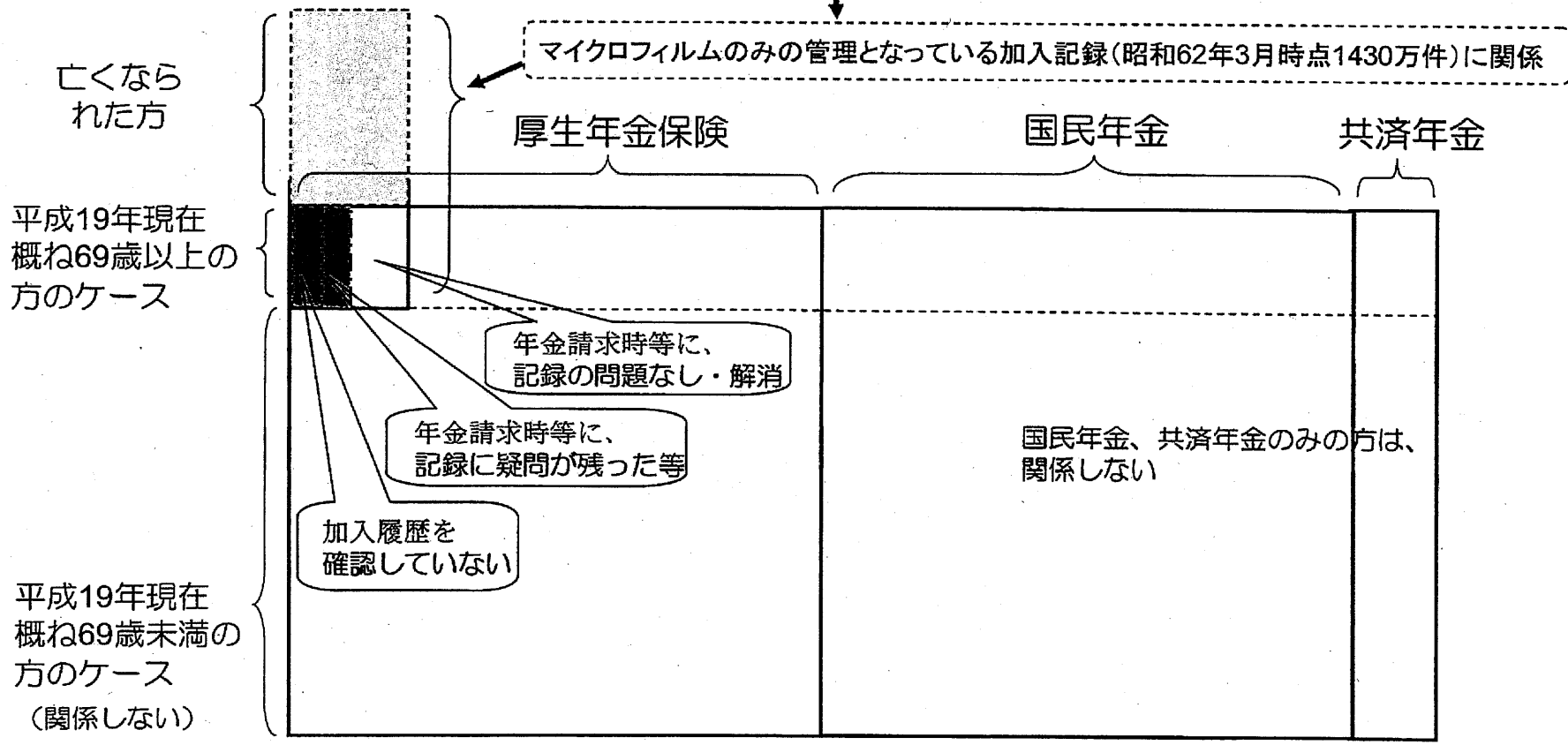
厚生年金保険 【年齢別内訳】 国民年金



# 1430万件に該当する可能性のあるケース（概念図）

(留意点) 1. 1430万件は記録の件数であり、人数ではない。  
 また、昭和62年3月時点の件数である。  
 2. 概念を整理したものであり、図中の各項目の面積は、それぞれのケースに該当する方の人数やウェイトを表すものではない。

昭和29年3月以前に当時の厚生年金保険の対象職種（工業、鉱業、運輸、電力、金融等）で働いたことがあり、昭和29年3月末までに退職・転職等で厚生年金の被保険者の資格を失い、昭和34年3月末までに厚生年金保険に再加入しなかった方のケース



年金記録問題検証委員会事務局作成（詳細は次ページ以下の社会保険庁提出資料参照）

資料2

(参考)

平成19年7月 社会保険庁

## マイクロフィルム管理となっている1430万件に該当する可能性のある方

Q1. 1430万件は何の数字ですか？

A. 1430万件は、厚生年金の加入記録のうち、昭和29年3月末までに退職や転職するなどして被保険者の資格を失った方で、昭和34年3月末までに厚生年金に再加入しなかった方の記録の件数（昭和62年当時にコンピュータに収録されていない件数）です。

また、1430万件のうち、相当数は、

- ①コンピュータに収録されて年金の支給に結びついている記録、
  - ②又は、脱退手当金を受給された方や加入期間が短い方など、受給資格につながらない記録
- であると考えられます。

Q2. 年齢でいうと、どのような方ですか？

A. 現在では年金を受給し、又は脱退一時金を受けられた方か、亡くなられている世代の方々です。具体的には、平成19年現在で概ね69歳以上の方に限られます。

Q3. 職業でいうと、どのような方ですか？

A. 1430万件の記録は昭和29年3月以前の記録であり、当時の厚生年金の加入者は、工業、鉱業、運輸、電力、金融等の従業員に限られていました。

Q4. 具体的にいうと、どのような方ですか？

A. 昭和29年3月末までに退職や転職するなどして被保険者の資格を失った方で、昭和34年3月末までに厚生年金保険に再加入しなかった方のうち、

(1)既に年金を受け取っている方で、年金請求時に加入履歴を確認した際、疑問が残ったり、訂正を求めている方、

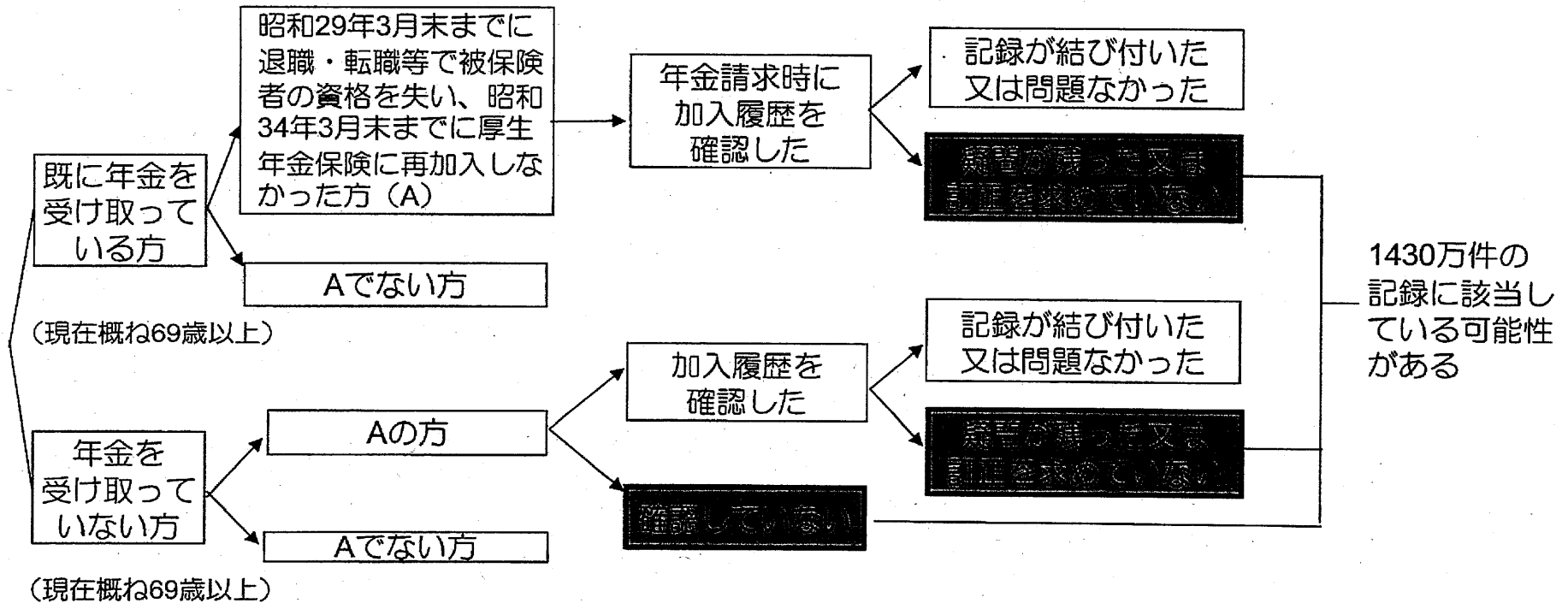
(2)69歳以上でも無年金の方がおられ、この方々の場合は、

- ①加入履歴を確認した際に、疑問が残ったり、訂正を求めている方、あるいは、
- ②加入履歴を確認していない方

は、1430万件に該当している可能性があります。

(参考) 1430万件の記録に該当している可能性がある方

平成19年7月 社会保険庁



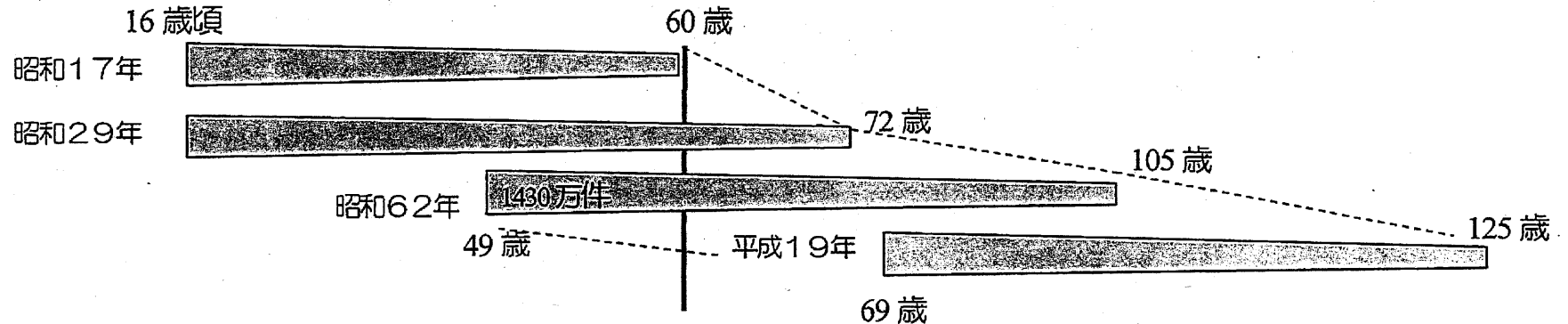
- 「Aの方」とは、①昭和29年3月末以前にしか働かなかった方、②昭和29年3月末以前に働き、昭和34年4月1日以降に再度働いた方、となる。
- 「Aでない方」とは、①昭和29年3月末以前に就労していない方、②昭和29年3月末までに退職や転職等で被保険者の資格を失い、昭和34年3月末までに厚生年金保険に再加入した方、③昭和29年4月1日前から継続して就労している方、④昭和29年3月末以前の加入記録に基づき脱退手当金を受給している方、などである。この方の記録は、コンピュータに収録されている。

(参考) 厚生年金の旧台帳1430万件に係る加入者の職業と年齢

◎ 厚生年金の被保険者の対象拡大

昭和17年～	350万人	工業、鉱業、運輸、電力等の男子「筋肉労働者」(10人以上の事業所に限る)	} 1430万件はこの時代のもの
昭和18年～	430万人	+10人以上の法人	
昭和19年～	830万人	+5人以上の法人、女子、従業員(ホワイトカラー)	
昭和28年～	780万人	+教育、医療、福祉、通信、土木、建築等	
昭和61年～	2700万人	+サービス業、農林水産業	
昭和63年～	2900万人	+1人以上の法人	

◎ 旧台帳対象者の年齢推移 (当時働いていた方を仮に16歳頃から60歳頃までとした場合のイメージ)



## 「年金記録確認第三者委員会」について（概要）

### 1 趣旨

年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示すため、総務省に年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置する。

### 2 役割

年金記録の確認について、社会保険庁側に記録がなく、御本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、御本人の立場に立って、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務とする。

### 3 第三者委員会の設置

#### (1) 設置形態

第三者委員会は、政令に基づき置かれる合議制の機関。委員は、非常勤の国家公務員とし、専門性及び識見の高い法曹関係者、学識経験者、年金実務に精通した者（社会保険労務士、税理士、市町村住民行政関係者等）、その他の有識者等から任命

→「総務省組織令の一部を改正する政令」、「年金記録確認第三者委員会令」（6月19日閣議決定、公布日施行（6月22日予定））

#### (2) 委員会の構成

第三者委員会は、中央（年金記録確認中央第三者委員会。以下「中央委員会」という。）と地方（年金記録確認地方第三者委員会。以下「地方委員会」という。）に設置

### 4 中央委員会

#### (1) 設置場所

総務省本省

#### (2) 役割

- ① 年金記録に係る苦情あっせんに関する基本方針の策定
- ② あっせんを行うに際しての先例となるような苦情あっせん案の作成（個別苦情事案への対応）

#### (3) 構成

委員は30人以内とし、当面、別紙の10人の委員で構成

### 5 地方委員会

#### (1) 設置場所

各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、行政評価支局及び各行政評価事務所に設置（全国 50 か所、都道府県庁所在地等）

(2) 役割

苦情あっせん案の作成（個別苦情事案への対応）

(3) 構成

委員は 10 人以内とし、事案数により柔軟に対応

(連絡先)

行政評価局行政相談課

担当：行政相談課長 新井 豊、企画官 伊藤 信

電話：(代表) 03-5253-5111 (内線2405)

(直通) 03-5253-5419

FAX：03-5253-5426

電子メール：m.itou@soumu.go.jp



年金記録確認中央第三者委員会 委員名簿

あいばら 相原	よしこ 佳子	弁護士
いしい 石井	ひろたか 宏尚	日本税理士会連合会副会長
うちの 内野	さとし 覚	神奈川県社会保険労務士会副会長
えとう 衛藤	ひろあき 博啓	みずほ信託銀行顧問
おざわ 小澤	いさむ 勇	東京都社会保険労務士会副会長
かじたに 梶谷	ごう 剛	前日本弁護士連合会会長
かしわぎ 柏木	ひろふみ 弘文	東京都社会保険労務士会副会長
かたおか 片岡	まさみつ 正光	行政相談委員
くれ 久禮	かずひこ 和彦	東京都社会保険労務士会副会長
こうづ 神津	しんいち 信一	東京都税理士会副会長
こじま 児島	しんこう 信弘	元春日部市総務部長
しょうじ 庄子	みのる 稔	東京都社会保険委員
すずき 鈴木	たかし 孝	税理士
すずき 鈴木	まさる 暢	東京都社会保険委員
せきぐち 関口	いちろう 一郎	行政相談委員
たかの 高野	としお 利雄	弁護士
つじもと 辻本	けいさく 京朔	東京都社会保険委員
とうち 戸内	ようじ 洋二	元川崎市健康福祉局地域福祉部長
ないとう 内藤	のぶこ 信子	日本税理士会連合会理事
なかむら 中村	よしのぶ 喜信	元千代田区総務部長

な ら	みちひろ	前日本弁護士連合会副会長
奈良	道博	
のうだ	むねたけ	税理士
能田	宗建	
はしもと	ひろこ	神奈川大学法学部教授
橋本	宏子	
はしもと	ふくたか	弁護士
橋本	副孝	
まつくら	よしのり	元日本弁護士連合会副会長
松倉	佳紀	
まるやま	ふ み え	東京都社会保険労務士会副会長
丸山	富美江	
みなみ	まさこ	読売新聞東京本社編集委員
南	砂	
もと き	いわお	元大宮市役所福祉部副参事
本木	巖	
やまぎし	けんじ	前日本弁護士連合会事務総長
山岸	憲司	
やまもと	まんぞう	東京都社会保険委員会連合会副会長
山本	萬造	

(敬称略 五十音順)

[計 30名]

## 年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針

平成19年7月10日  
総務大臣決定

### はじめに

年金記録確認中央第三者委員会及び年金記録確認地方第三者委員会（以下「第三者委員会」という）は、いわゆる年金記録確認問題が国民生活に直結する、切実かつ深刻な問題であることから、国民の立場に立って、年金記録の訂正に関する公正な判断を示すことによって、国民の正当な権利を実現し、もって、国民の不安の解消を図り、年金制度に対する信頼を回復することを使命とするものである。

第三者委員会は、事案に即した柔軟な判断を行うことが求められるとともに、誠実に保険料を納付した方々の権利の実現を目的とするものであることを銘記すべきである。

### 第1 基本的考え方

- 1) 年金記録確認問題は、年金記録を管理・運営する社会保険庁等関係行政機関の管理に起因する問題であり、保険料を納めてきた国民の側に不利益を及ぼしてはならない。このため、第三者委員会は、国民の立場に立って対応し、国民の年金制度に対する信頼を回復するよう努める。
- 2) 第三者委員会は、社会保険庁側に記録がなく、直接的な証拠（領収書等）も持たない方々のために、誠実に責任を果たして行く。
- 3) 第三者委員会は、申立人の申立てを十分に汲み取って、収集した資料を検討し、年金記録の訂正に関し公正な判断を示す。

### 第2 運営の考え方及び手続き

- 1) 申立ての受付、申立内容の調査・検討、年金記録の訂正に関する判断及びあっせん案の作成という年金記録に係る申立てのあっせん手続き全般に亘って、「第1 基本的考え方」を踏まえ対応する。

- 2) 申立内容の調査・検討に当たっては、申立人の協力を得ながら、関連資料（納付事実を推認するに足る証拠）及び周辺事情（証拠ではないが判断に資する事情）を幅広く収集するよう努める。また、必要に応じて、関係行政機関、企業等に対し資料の提供を求めたり、直接申立人から聴き取りを行う。
- 3) 判断及びあっせん案の作成に当たっては、「第3 判断の基準」を踏まえ、これを行い、その結果については、速やかに申立人に通知する。
- 4) その他申立ての受付、申立内容の調査・検討、年金記録の訂正に関する判断及びあっせん案の作成に係る一連の手続きについては、全国で統一的な運用がなされるよう努める。

### 第3 判断の基準

- 1) 判断の基準は、申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とする。
- 2) 前記判断を行うに当たっては、別表に掲げる類型に対応した肯定的な関連資料及び周辺事情に基づいて検討する。
- 3) こうした関連資料及び周辺事情がない場合においても、申立人の申立内容等に基づき、総合的に判断する。

### 第4 その他

- 1) 厚生年金において、申立人が事業主に保険料を納付していた事実が認められるが、社会保険庁の記録には納付済とされていない場合の取扱いについては、政府における対応を待って検討する。
- 2) 別表に掲げる類型に対応した肯定的な関連資料及び周辺事情については、今後、事案の調査分析を進め、また、年金記録問題検証委員会における年金記録の訂正に関連する新たな事実の判明を受け、その追加・充実を図る。

(別表)

国民年金	
保険料納付の有無	<p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 申立期間(この欄においては、未納とされている期間をいう)中も、納付済み期間と同様に、同一預貯金口座から、保険料に相当する金額の口座引落としがある。</li><li>・ 確定申告書(控)等税務関係資料に、納付した保険料に相当する金額が記載されている。</li><li>・ 当時の家計簿等に、納付の日付・納付した保険料に相当する金額が記載されている。</li></ul> <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 申立期間の回数が、少数にとどまる。</li><li>・ 申立期間が短期間であり、残余の期間は納付済みである。</li><li>・ 申立期間が含まれる年度について、申立期間以外の残余の期間は納付しているが、特殊台帳が存在しない。</li><li>・ 申立期間中、配偶者等の同居の親族は納付している。</li><li>・ 納付組織等集金関係者の証言により、申立てがなされた当時の集金の実態が確認できる。</li><li>・ 近接する時期に生じた類似内容の申立てが当該社会保険事務所又は市町村に散見される。</li></ul>
特例納付保険料の納付の有無	<p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 特例納付を行った時期に、納付した保険料に相当する金額が預貯金口座から出金されている。</li><li>・ 確定申告書(控)等税務関係資料に、納付した保険料に相当する金額が記載されている。</li><li>・ 当時の家計簿等に、特例納付の日付・納付した保険料に相当する金額が記載されている。</li></ul> <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 特例納付後は、未納期間が存在しない。</li><li>・ 近接する時期に生じた類似内容の申立てが当該社会保険事務所又は市町村に散見される。</li></ul>

厚生年金	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入期間の相違</li> <li>・ 全部記録なし(適用事業所あり)<sup>ii</sup></li> </ul>	<p>○ 申立人が、申立期間（この欄においては、未加入とされている期間をいう）において、適用事業所の被保険者に該当していたか（保険料納付が推定されるか）。</p> <p>（肯定的な関連資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与明細、賃金台帳等により、保険料控除が確認できる。</li> <li>・ 健康保険、雇用保険、厚生年金基金等関連制度の記録により、申立期間に対応する加入実態が確認できる。</li> </ul> <p>（肯定的な周辺事情の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事記録、雇用主の証言等により、申立期間に対応する加入実態が確認できる。</li> <li>・ 委託先の社会保険労務士が保管する被保険者台帳等により、申立期間に対応する加入実態が確認できる。</li> </ul> <p>○ 事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪の届出をしていたか。</p> <p>（肯定的な関連資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所で適切な資格得喪に係る届出書が確認できる。</li> <li>・ 当該申立人に係る健康保険、雇用保険、厚生年金基金等関連制度の記録により、申立期間に対応する加入実態が確認できる。</li> </ul> <p>（肯定的な周辺事情の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託先の社会保険労務士が保管する被保険者台帳等により、申立期間に対応する資格得喪が確認できる。</li> <li>・ 同一事業所の他の従業員については加入期間の相違や全部記録なしの事例がない。</li> <li>・ 申立期間に近接する時期において、社会保険庁の記録に誤りがあり、記録が訂正された経緯がある。</li> </ul>
<p>標準報酬月額等の相違<sup>iii</sup></p>	<p>○ 申立人が、申立期間（この欄においては、標準報酬月額等が異なるとされている加入期間をいう）において、適用事業所の被保険者に該当していたか（申立てに係る標準報酬月額等に基づく保険料納付が推定されるか）。</p> <p>（肯定的な関連資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与明細、賃金台帳等により、申立てに係る標準報酬月額等に対応した保険料控除が確認できる。</li> <li>・ 健康保険又は厚生年金基金等関連制度の記録により、申立</li> </ul>

	<p>期間に対応する加入実態が確認できる。</p> <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事記録、雇用主の証言等により、申立期間に対応する加入実態が確認できる。</li> <li>・ 委託先の社会保険労務士が保管する被保険者台帳等により、申立てがなされた標準報酬月額等が確認できる。</li> </ul> <p>○ 事業主が、申立期間において、適切な標準報酬月額等に係る届出をしていたか。</p> <p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所で適切な標準報酬月額等に係る届出書が確認できる。</li> <li>・ 当該申立人に係る健康保険又は厚生年金基金等関連制度の記録により、申立てがなされた標準報酬月額等が確認できる。</li> </ul> <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託先の社会保険労務士が保管する被保険者台帳等により、申立てがなされた標準報酬月額等が確認できる。</li> <li>・ 同一事業所の他の従業員については標準報酬月額等が相違する事例がない。</li> <li>・ 申立期間に近接する時期において、社会保険庁の記録に誤りがあり、記録が訂正された経緯がある。</li> </ul>
--	--

- i 上記関連資料及び周辺事情は、例示であり、個別事案に応じて、考慮すべき他の関連資料及び周辺事情が加わることがあり得る。
- ii 当該事業所は適用事業所であるが、当該申立人の在籍期間中の年金記録が社会保険庁に全く残されていないケースである。
- iii 当該申立人が申し立てる標準報酬月額等（実際の報酬月額等に基づき、所定の方法で算定される標準月額等）が社会保険庁の年金記録と異なっているケースである。

## 「年金業務・社会保険庁監視等委員会」の設置について（概要）

### 1 設置の趣旨

年金記録に対する国民の信頼回復と新たな年金記録管理体制の確立のため、年金記録問題への対応策の実施状況や社会保険庁の業務の執行状況について、第三者の立場から報告の聴取やチェックを行うことにより、対応策の着実な実施及び業務の適正かつ確実な執行を図る。

※「総務省組織令の一部を改正する政令」、「年金業務・社会保険庁監視等委員会令」（7月17日閣議決定、公布日（7月20日予定）施行）

### 2 業務

- 年金記録問題への対応策（年金記録の名寄せ、加入履歴の通知、コンピュータの記録と台帳等の突き合わせ等）や社会保険庁の業務の実施状況について、同庁からの報告を聴取し、それに基づき調査審議
- 審議結果を踏まえ、総務大臣に対し意見具申  
（総務大臣は、委員会の意見を踏まえ、必要な場合には、厚生労働大臣又は社会保険庁長官に対し勧告）

### 3 設置形態及び委員

- 政令に基づき置かれる合議制の機関（国家行政組織法第8条の審議会等）
- 委員は、非常勤の国家公務員とし、専門性及び識見の高い学識経験者、法曹関係者、経済界関係者その他の有識者から任命

### 3 委員

民間有識者7人以内で構成（別紙）

### 4 設置期限

日本年金機構法の施行の日（平成22年4月1日までの間で政令で定める日）まで



## 年金業務・社会保険庁監視等委員会委員名簿

(委員長)

かさい よしゆき  
葛西 敬之

東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長

(委員長代理)

おおや えいこ  
大宅 映子

株式会社日本インフォメーション・システムズ

代表取締役社長

いそむら もとし  
磯村 元史

函館大学客員教授

いわせ たつや  
岩瀬 達哉

ジャーナリスト

すみた ひろこ  
住田 裕子

弁護士

むらおか よういち  
村岡 洋一

早稲田大学理工学術院教授

[計 6 名]

(敬称略)

## 「年金業務・社会保険庁監視等委員会」の意見具申について（概要）

### 1 経緯

7月25日（水）の初会合及び翌26日（木）の社会保険業務センターの視察において、社会保険庁が、安倍内閣総理大臣からの指示（基礎年金番号に未統合の5,000万件の年金記録の実態を詳しく精査すべき）に対応していないことが明らかとなった。

このため、総務大臣に対して意見具申を行うこととなったもの。

### 2 委員会から総務大臣に対する意見具申の内容

- 総務大臣から厚生労働大臣に対して、5,000万件の年金記録について、内容の精査を早急に実施すべく詳細な作業工程を明らかにするよう要請されたい。

#### ※ 総務大臣から厚生労働大臣への勧告

- 2の意見具申を受けて、社会保険庁の当面の業務運営については、委員会からの意見に沿って適切に対処するよう総務省設置法第6条第1項の規定に基づき勧告。

#### <委員会設置から意見具申までの経緯>

7月20日（金） 年金業務・社会保険庁監視等委員会の設置

（関係政令の公布・施行）

25日（水） 委員発令、初会合

26日（木） 社会保険業務センター（高井戸・三鷹）の視察

27日（金） 委員会から総務大臣に対する意見具申

総務大臣から厚生労働大臣に対する勧告

## 【参考】

### ○年金業務・社会保険庁監視等委員会について

#### 〔業務〕

- ・年金記録問題への対応策や社会保険庁の業務の実施状況について、同庁からの報告を聴取し、それに基づき調査審議
- ・審議結果を踏まえ、総務大臣に対し意見具申（総務大臣は、委員会の意見を踏まえ、必要な場合には、厚生労働大臣又は社会保険庁長官に対し勧告）

#### 〔委員〕

- ・以下の民間有識者 6 人で構成

##### （委員長）

かさい よしゆき

葛西 敬之

東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長

##### （委員長代理）

おおや えいこ

大宅 映子

株式会社日本インフォメーション・システムズ代表取締役社長

いそむら もとし

磯村 元史

函館大学客員教授

いわせ たつや

岩瀬 達哉

ジャーナリスト

すみた ひろこ

住田 裕子

弁護士

むらおか よういち

村岡 洋一

早稲田大学理工学術院教授

#### 〔設置期限〕

- ・日本年金機構法の施行の日（平成 22 年 4 月 1 日までの間の政令で定める日）まで

総管査第 354 号  
平成 19 年 7 月 27 日

厚生労働大臣  
柳 澤 伯 夫 殿

総 務 大 臣  
菅 義 偉

社会保険庁の当面の業務運営について (勧告)

社会保険庁の当面の業務運営については、別添の年金業務・社会保険庁監視等委員会の意見に沿って適切に対処するよう総務省設置法第 6 条第 1 項の規定に基づき勧告する。

(別 添)

平成 19 年 7 月 27 日

総務大臣

菅 義偉 殿

年金業務・社会保険庁監視等委員会

委員長 葛西 敬之

意見具申 (第一次)

総務省組織令(平成 12 年政令第 246 号)附則第 17 条第 2 項に基づき、社会保険庁の当面の業務運営に関し、下記のとおり、意見を具申いたします。

記

1. 「衆議院議員長妻昭君提出『消えた年金』問題に関する質問に対する答弁書」(平成 19 年 7 月 6 日付)には、「年金記録の問題については、相当過去からの問題でもあり、十分に実態の把握を行う必要があったが、その実態把握の過程で、衆議院厚生労働委員長に対して、『国民年金・厚生年金の納付した保険料の記録が消滅する事案等に関する予備的調査(松本剛明君外四十二名提出、平成十八年衆予調第四号)についての報告書』が提出され、社会保険オンラインシステムによって管理している基礎年金番号が付されていない又は基礎年金番号に統合されていない年金手帳記号番号に係る記録(以下『未統合の記録』という。)が約五千万件あることが報告された。その報告について実態を詳しく精査するよう、安倍内閣総理大臣から厚生労働省に対して指示が行われたものである。」と記載されている。

2. しかるに、当委員会が 7 月 25 日及び 26 日の両日に亘り、社会保険庁長官ほかより、上記答弁書記載の約 5000 万件の内容についての精査を行っているかどうかを聴取したところ、精査は行っていないとのことであった。

また、総務省年金記録問題検証委員会においても、再三にわたって 5000 万件の内容について社会保険庁に対し説明を求めたが、十分な説明がなされたとはいえない状況であると認識している。

3. かかる状況では、国民の不安の念の解消ができないことはもとより、5000万件の内容の精査は、年金記録問題の名寄せを始めとした今後行うべき作業の大前提となるものであり、これが速やかに行われなかった場合、当委員会の今後の調査にも支障が生ずるので、貴職から厚生労働大臣に対し、上記精査を早急に実施すべく詳細な作業工程を明らかにするよう要請していただきたく、意見具申をするものである。

(以上)